

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの 総合的な監督指針

平成30年3月
(令和5年12月最終改正)

林 野 庁

【改 正 履 歴】

制定：平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知

改正：平成 31 年 4 月 22 日付け 31 林政経第 43 号林野庁長官通知

改正：令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林政経第 478 号林野庁長官通知

改正：令和 4 年 4 月 27 日付け 4 林政経第 83 号林野庁長官通知

改正：令和 5 年 12 月 19 日付け 5 林政経第 212 号林野庁長官通知

附 則（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知）
（施行日）

第 1 条 この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林政経第 478 号林野庁長官通知）
（施行日）

第 1 条 この通知は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 略語とその定義一覧

略 語	定 義
法	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）
施行令	森林組合法施行令（昭和 53 年政令第 286 号）
財基令	森林組合財務処理基準令（昭和 53 年政令第 287 号）
施行規則	森林組合法施行規則（平成 18 年農林水産省令第 46 号）
模定例	森林組合模範定款例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）
法令、定款又は法令に基づく行政処分など	法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同施業規程又は森林経営規程
指導方針	森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について（平成 14 年 11 月 22 日付け 14 林政経第 119 号林野庁長官通知）
決算関係書類様式通知	森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について（平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知）
組合員	組合員及び会員
連合会	森林組合連合会
森林組合等	森林組合及び森林組合連合会
組合	森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
経営課	林野庁林政部経営課
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
補助金適正化法	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
労働基準関係法令	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）又は最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
政府指針	企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）
保護法ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）

- ・本監督指針は、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を対象としている。
- ・また、取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定しているので注意されたい。（「森林組合等」、「組合」との書き分け。）

目次

I 基本的考え方

- I-1 監督指針策定の趣旨 1
 - I-1-1 監督指針策定の趣旨
 - I-1-2 監督指針の位置付け
- I-2 監督に関する基本的考え方 2
 - I-2-1 監督の目的と監督部局の役割
 - I-2-2 組合の監督に当たっての基本的考え方

II 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性

- II-1 組織体制及び事業運営のあり方 4
 - II-1-1 考え方
 - II-1-2 森林組合の果たすべき役割
- II-2 組織体制の充実強化 5
 - II-2-1 活力ある組合運営の確保
 - II-2-2 経営管理・法令等遵守態勢の強化
 - II-2-3 業務執行体制の充実強化
 - II-2-4 森林組合等の経営基盤の強化
- II-3 事業の改革・活性化 9
 - II-3-1 原木の安定供給体制の構築に向けた施業集約化等の取組強化
 - II-3-2 事業の改革・活性化に係る進め方
- II-4 連合会の体制強化 12
 - II-4-1 都道府県森林組合連合会の経営改善と事業の強化
 - II-4-2 全国森林組合連合会の健全経営と事業の充実
- II-5 進捗状況の報告等 13
- II-6 森林組合系統による取組の推進のための事務手続 13
 - II-6-1 都道府県森林組合指導方針の作成
 - II-6-2 推進体制の整備等

III 森林組合等の監督上の評価項目

- III-1 経営管理体制
 - III-1-1 経営目的の妥当性 13
 - III-1-1-1 意義
 - III-1-1-2 主な着眼点
 - III-1-1-3 監督手法・対応
 - III-1-2 業務及び執行体制 15
 - III-1-2-1 役員体制
 - III-1-2-1-1 意義
 - III-1-2-1-2 主な着眼点

Ⅲ－１－２－１－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－２－２ 組合員資格の確認	
Ⅲ－１－２－２－１ 意義	
Ⅲ－１－２－２－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－２－２－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－２－３ 員外利用制限の遵守	
Ⅲ－１－２－３－１ 意義	
Ⅲ－１－２－３－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－２－３－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－３ 法令等遵守態勢の整備	・ ・ ・ ・ ・ 26
Ⅲ－１－３－１ 意義	
Ⅲ－１－３－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－３－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－４ 不適正事案の対応	・ ・ ・ ・ ・ 29
Ⅲ－１－４－１ 意義	
Ⅲ－１－４－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－４－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－５ 反社会的勢力による被害の防止	・ ・ ・ ・ ・ 35
Ⅲ－１－５－１ 意義	
Ⅲ－１－５－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－５－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－６ 個人情報保護対応	・ ・ ・ ・ ・ 38
Ⅲ－１－６－１ 意義	
Ⅲ－１－６－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－６－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備	・ ・ ・ ・ ・ 39
Ⅲ－１－７－１ 意義	
Ⅲ－１－７－２ 主な着眼点	
Ⅲ－１－７－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－２ 財務の健全性・透明性	
Ⅲ－２－１ 自己資本基準を満たしていない森林組合等に対する指導	・ ・ ・ ・ ・ 42
Ⅲ－２－１－１ 意義	
Ⅲ－２－１－２ 監督手法・対応	
Ⅲ－２－２ 早期指導	・ ・ ・ ・ ・ 42
Ⅲ－２－２－１ 意義	
Ⅲ－２－２－２ 主な着眼点	
Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－３ 事業実施体制	
Ⅲ－３－１ 組合員に対する森林経営等の指導	・ ・ ・ ・ ・ 44
Ⅲ－３－１－１ 意義	

Ⅲ－３－１－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－１－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－２	販売・林産事業	・ ・ ・ ・ ・ 45
Ⅲ－３－２－１	意義	
Ⅲ－３－２－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－２－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－３	加工事業	・ ・ ・ ・ ・ 47
Ⅲ－３－３－１	意義	
Ⅲ－３－３－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－３－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－４	森林整備事業	・ ・ ・ ・ ・ 48
Ⅲ－３－４－１	意義	
Ⅲ－３－４－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－４－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－５	利用事業	・ ・ ・ ・ ・ 49
Ⅲ－３－５－１	意義	
Ⅲ－３－５－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－５－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－６	購買事業	・ ・ ・ ・ ・ 50
Ⅲ－３－６－１	意義	
Ⅲ－３－６－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－６－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－７	森林経営信託事業	・ ・ ・ ・ ・ 51
Ⅲ－３－７－１	意義	
Ⅲ－３－７－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－７－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－８	林地供給事業	・ ・ ・ ・ ・ 52
Ⅲ－３－８－１	意義	
Ⅲ－３－８－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－８－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－９	林地処分事業	・ ・ ・ ・ ・ 52
Ⅲ－３－９－１	意義	
Ⅲ－３－９－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－９－３	監督手法・対応	
Ⅲ－３－10	森林経営事業	・ ・ ・ ・ ・ 53
Ⅲ－３－10－１	意義	
Ⅲ－３－10－２	主な着眼点	
Ⅲ－３－10－３	監督手法・対応	
Ⅲ－４	組合員及び山村地域等への貢献	・ ・ ・ ・ ・ 54
Ⅲ－４－１	意義	

Ⅲ－４－２ 主な着眼点	
Ⅲ－４－３ 監督手法・対応	
Ⅲ－５ 障害者への対応	55
Ⅲ－５－１ 意義	
Ⅲ－５－２ 主な着眼点	
Ⅲ－５－３ 監督手法・対応	

Ⅳ 森林組合等の監督の事務処理上の留意点

Ⅳ－１ 監督事務の流れ	
Ⅳ－１－１ オフサイト・モニタリング	56
Ⅳ－１－２ 検査部局との連携	56
Ⅳ－１－２－１ 本検査着手前	
Ⅳ－１－２－２ 検査終了後	
Ⅳ－１－２－３ 報告命令の発出等	
Ⅳ－１－３ 組合に対する相談・苦情等	58
Ⅳ－１－３－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応	
Ⅳ－１－４ 法解釈に関する照会	59
Ⅳ－１－４－１ 照会を受ける内容の範囲	
Ⅳ－１－４－２ 照会に対する回答方法	
Ⅳ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項	
Ⅳ－２－１ 森林組合等の組織	
Ⅳ－２－１－１ 森林組合等の設立、定款変更及び解散	59
Ⅳ－２－１－１－１ 申請書類	
Ⅳ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点）	
Ⅳ－２－１－１－３ 留意事項	
Ⅳ－２－１－２ 森林組合等の各種規程の承認等	63
Ⅳ－２－１－２－１ 森林経営信託規程の承認	
Ⅳ－２－１－２－２ 林地処分事業実施規程の承認	
Ⅳ－２－１－２－３ 森林経営規程の承認	
Ⅳ－２－１－３ 森林組合等の合併	67
Ⅳ－２－１－３－１ 事業計画の樹立	
Ⅳ－２－１－３－２ 申請及び認可	
Ⅳ－２－１－４ 組合の事業譲渡	72
Ⅳ－２－１－５ 森林組合等の吸収分割	73
Ⅳ－２－１－５－１ 事業計画の樹立	
Ⅳ－２－１－５－２ 申請及び認可	
Ⅳ－２－１－６ 森林組合等の新設分割	77
Ⅳ－２－１－６－１ 事業計画の樹立	
Ⅳ－２－１－６－２ 申請及び認可	
Ⅳ－２－１－７ 休眠組合への対応	81

IV-2-1-7-1	意義	
IV-2-1-7-2	主な着眼点	
IV-2-1-7-3	監督手法・対応	
IV-2-1-8	役員等	83
IV-2-1-8-1	女性の役員就任の促進について	
IV-2-1-8-2	競業避止義務	
IV-2-1-9	総会への役員選任議案提出の留意事項	84
IV-2-2	情報開示の適切性・十分性	85
IV-2-2-1	財務書類の開示制度	
IV-2-3	財務書類作成に当たっての留意事項	86
IV-2-3-1	会計処理の原則	
IV-2-3-1-1	森林組合等の会計処理	
IV-2-3-1-2	会計環境の変化への対応	
IV-2-3-2	資産及び負債等の評価	
IV-2-3-3	決算書類の作成	
IV-2-3-4	部門別損益計算書の作成	
IV-2-3-4-1	森林組合の部門別損益計算書	
IV-2-3-4-2	連合会の部門別損益計算書	
IV-2-4	附帯事業等	94
IV-2-4-1	附帯事業の取扱い	
IV-2-4-2	遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項	
IV-2-5	子会社等	95
IV-2-5-1	定義	
IV-2-5-2	子会社等の設立等	
IV-2-5-2-1	意義	
IV-2-5-2-2	主な着眼点	
IV-2-5-2-3	監督手法・対応	
IV-2-5-3	子会社等の管理	
IV-2-5-3-1	意義	
IV-2-5-3-2	主な着眼点	
IV-2-5-3-3	監督手法・対応	
V	生産森林組合の監督上の評価項目	98
V-1	意義	
V-2	主な着眼点	
V-3	監督手法・対応	
VI	行政指導等を行う際の留意点等	103
VI-1	行政指導等を行う際の留意点	
VI-2	面談等を行う際の留意点	

VII 行政処分を行う際の留意点	105
VII－1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	
VII－1－1 行政処分	
VII－1－2 標準処理期間	
VII－1－3 法第 113 条に基づく必要措置命令の履行状況の報告義務の解除	
VII－2 行政手続法との関係等	
VII－3 意見交換制度	
VII－3－1 意義	
VII－3－2 監督手法・対応	
VII－4 林野庁と都道府県との連携及び連絡	
VII－5 不利益処分の公表に関する考え方	
VIII 連合会の監督上の留意点	110
VIII－1 監督上の評価項目	
VIII－1－1 連合会の行う監査事業の意義	
VIII－1－2 連合会の行う監査事業の主な着眼点	
VIII－1－3 連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応	
VIII－2 事務処理上の留意点	
VIII－2－1 監査規程の承認	
VIII－2－1－1 申請書類	
VIII－2－1－2 審査要領	
別添 1 連絡文書集	
別添 2 標準処理期間等	
別添 3 別紙様式	

I 基本的考え方

I－1 監督指針策定の趣旨

I－1－1 監督指針策定の趣旨

組合は、法に基づき設立される森林所有者の自主的な協同組織であり、その事業を通じて組合員に直接の奉仕をすることが求められる。また、組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をすることが求められている（法第4条）。

林野庁としては、組合が、国民や組合員の信頼を受けて、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう、組織再編等を通じた経営基盤の強化、内部けん制体制の構築、法令等遵守意識の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行うとともに、森林組合系統運動方針に基づく自主的な取組を促進しているところである。

また、行政における組合の取扱いについて、これまでも、補助金の交付先を組合に限定しない、各種施策の企画・立案に当たり組合以外の団体とのイコール・フッティングの確保に留意する等の対応を行ってきたところである。

本監督指針は、このようなことを踏まえ、健全な自立的経営の確立に向けた今後の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性を定めた上で、組合の運営が健全かつ適切に行われているかどうか等について、行政庁として監督する上で必要な着眼点、監督手法等を明記し、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を統一的に確立することに資するものである。また、本監督指針に記述された方向性や留意点等を踏まえた健全かつ適切な運営体制の確保に組合が積極的かつ自主的に取り組むとともに、不適正事案の発生防止にも寄与することを期待するものである。

I－1－2 監督指針の位置付け

(1) 監督指針においては、今後の森林組合等の組織体制及び事業運営の方向性について、林野庁としての考え方を定めるとともに、これを踏まえつつ、監督部局が行う組合の組織及び事業の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の指導方針の内容も踏まえ、体系的に整理した。なお、監督指針の策定に伴い、指導方針及び関係通知は廃止した。

また、組合を直接担当する経営課及び都道府県について、その職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。

(2) 経営課は監督指針に基づき組合の組織及び事業の監督事務を実施するものとする。

(3) また、法第119条の規定等により都道府県知事が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務とされている。監督指針は、地方自治法第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」及び法第117条に基づく「必要な配慮」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針

及び各都道府県が定める指導方針等に基づき適切に組合の監督をしていくことが求められる。

その際、監督指針が、組合の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることに鑑み、監督指針の運用に当たっては、組合の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

I-2 監督に関する基本的考え方

I-2-1 監督の目的と監督部局の役割

(1) 組合の監督の目的は、組合の経営管理体制及び事業実施体制の整備や財務の健全性の維持・向上を図ることにより、組合が森林所有者の協同組織として「組合員への直接の奉仕」という目的に適合した事業運営を行うことを確保することにある。さらに、このことを通じて、森林所有者の経済的、社会的地位の向上や森林の保続培養及び森林生産力の増大を図り、もって国民経済の発展に寄与することへの貢献等国民の期待に応えることにある。

(2) 組合の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い組合の監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しており、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、組合の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行うことにある。

具体的には、組合に対して定期的・継続的に経営や事業に関する報告を求めること等により、組合の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合から収集した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保や事業の適切な運営等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

(注) オンサイト：実際に立ち入って実態把握をする手法

オフサイト：報告又は資料の提出により実態把握をする手法

I-2-2 組合の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、組合の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 組合との十分な意思疎通の確保

組合の監督に当たっては、組合の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合からの報告に加え、組合との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 組合の自主的な努力の尊重

監督部局は、森林所有者による協同組織である組合の自己責任原則に則った経営判断を、法、施行令、施行規則、告示、定款等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しており、組合の監督に当たっては、組合の固有の特性を十分に踏まえつつ、法令の趣旨を踏まえた業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 組合の事業内容や規模を踏まえた監督の実施

森林組合等の事業活動は、組合員の行う森林経営の助長という範囲を超えて組合員の森林経営の推進を図るとともに、森林の保続培養といういわば公益的な機能の発揮にも寄与している。また、森林組合の事業は、必須事業（指導事業、森林整備事業など）のほか、任意事業（販売事業、林産事業、加工事業、福利厚生事業、金融事業など）を行うことができ、事業分野は幅広いものとなっている。森林組合等の経営基盤については、広域合併が進展しつつあるものの、依然として脆弱な組合も少なくない。また、生産森林組合は、その多くが小規模な組織体制となっている。したがって、組合の監督に当たっては、組合が担っている森林の有する公益的機能の維持増進に留意しつつ事業内容や規模を十分に踏まえて監督手法を選択しなければならない。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

Ⅱ 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性

Ⅱ－１ 組織体制及び事業運営のあり方

Ⅱ－１－１ 考え方

(1) 森林組合等が地域の林業経営の担い手として重要な役割を果たしていくためには、健全な自立的経営を確立することが急務であり、森林組合等における事業の改革・活性化と組織体制の充実・強化に向けた自主的な取組を推進していくことが極めて重要である。

(2) このため、今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性を定め、森林組合等の自主的・積極的な取組を促すとともに、この方向性も踏まえた監督事務を行う必要がある。

Ⅱ－１－２ 森林組合等の果たすべき役割

(1) 我が国においては、1,000 万 ha を超える人工林の半数以上が 10 齢級以上となるなど本格的な利用期を迎えている中、面的なまとまりをもった森林経営を確立し、森林の公益的機能の発揮を図りながら、この豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

(2) また、急速な少子高齢化と人口減少により、我が国の経済社会が大きな転換点を迎えている中、山村等においては豊富な森林資源を循環利用することで地方創生を図ろうという機運が高まっており、林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること、すなわち「林業の成長産業化」を早期に実現することが極めて重要となっている。

(3) こうした中、各地域で森林づくりに携わっている、国、都道府県、市町村、森林組合、民間事業体、森林所有者等の関係者が知恵と工夫を出し合い、一体として取組を進めていくことが不可欠である。

さらに、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の施行に伴い、地域の森林管理の中心的な担い手である森林組合に対して、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元を進めることへの期待は一層高いものとなっている。

加えて、森林組合には、①森林所有者の経済的社会的地位の向上と、②森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることで、山村地域の活性化にも資する役割が期待されている。

(4) このような状況を踏まえ、森林組合系統においては、林業の成長産業化の実現に向けて、森林・林業基本計画等との整合性を確保しつつ、森林所有者の協同組織として、その負託に応え得るべく、健全な自立的経営の確立に向けた組織体制の充実強化と事業の改革・活性化に継続して取り組むものとする。

Ⅱ－２ 組織体制の充実強化

Ⅱ－２－１ 活力ある組合運営の確保

森林所有者が森林の経営管理に係る責務を負う旨が森林経営管理法において明確化されたことを踏まえ、森林組合系統においては、組合員である森林所有者が当該責務を協同組合原則に即してより自発的に果たすこととなるよう取り組み、活力ある組合運営の確保を図るものとする。

併せて、組合員・役員の現在の年齢・性別の状況を踏まえ、組合運営に多様な視点を反映させ、組織の活性化を図るために、法第 27 条第 1 項第 1 号のいわゆる後継者規定も必要に応じて活用しつつ、女性や若年層の組合への参画の促進に取り組むものとする。

Ⅱ－２－２ 経営管理・法令等遵守態勢の強化

森林組合系統においては、不適切な事業実施等の例（横領、虚偽の補助金申請、粉飾決算等）が依然として発生している一方で、平成 31 年度から森林経営管理法が施行されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設される等、森林組合等を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、地域の森林管理の中心的な担い手としての役割をよりの確に果たしていくため、透明性の高い会計処理や適正な事業運営を確保し、不適正事案の発生防止をより一層徹底するものとする。このため、

- ① 会計帳簿の整備の徹底（各事業の補助簿等の適切な整備・保存等）
- ② 内部けん制機能の充実（主担当・副担当制の導入、書類等の相互チェック体制の構築、内部通報制度の導入、員外理事・員外監事の増加、経営層による不適正事案の発生防止に向けた外部監査の積極的な実施等）
- ③ 法令等遵守（コンプライアンス）の徹底（役職員研修会の定期実施、コンプライアンスマニュアルの定着・改善、コンプライアンス担当者の配置等）
- ④ 森林組合系統の監査機能の強化（森林組合監査士等の有資格者の育成・増加、着実かつ効果的な監査の実施、事業の適正執行のための点検・指導等）

を図るなど、系統組織の経営管理（ガバナンス）や法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化に努めるものとする。

Ⅱ－２－３ 業務執行体制の充実強化

（１）役員の意識改革と適正な配置等

代表理事会長、組合長は、森林組合等の代表者であり、組合員のために直接の奉仕をするという組合系統の基本原則の下、自ら率先垂範して役員の意識改革と適正な配置、資質向上に努め、健全な自立的経営の確立と適正な事業運営の確保に取り組むことが必要である。具体的には森林組合等において以下の取組を進めるものとする。

① 常勤理事の配置

常勤理事の設置は、事業運営や経営動向の日常的な把握を通じて的確な経営判断を可能とするとともに、業務の執行体制、管理責任体制を明確にし、意思決定の迅速化にも資するものであり、社会的信用の確保や不適正事案の発生防止の観点からも重要であることから、全ての森林組合等に常勤理事が配置されるよう取

り組む。

特に、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する森林組合等のうち、常勤理事を未配置のものについては、同法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会の時までには常勤理事が配置されることとなるよう取り組む。その際、参事を職員兼務理事として登用する手法をとることも必要に応じて検討する。

(注) 職員兼務理事を配置する場合、法人税法（昭和40年法律第34号）で規定されている使用人兼務役員とされない役員（代表理事等）を職員が兼務する場合の給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与に該当する場合のみ損金に算入できること等に注意する（法人税法第34条、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第71条）。

② 経営感覚に優れた人材等の登用

人工林資源の充実に伴い、森林組合等の販売事業の取扱高や割合が高まる中、組合員の収入に直結する木材の価値を高め、山元への一層の利益還元を行うためには、販売事業を強化することが重要である。

このため、販売事業を行う森林組合等にあっては、大規模製材工場等の新たな需要先の開拓など販売事業を強化するため、理事のうち1人以上は、販売事業に精通した者を配置しなければならない（法第44条第10項（法第109条第3項において準用する場合を含む。））。

また、販売事業を行わない森林組合等も含め全ての森林組合等は、厳しい経営環境下でも収益を確保していくためには、経営マインドを有した理事による業務執行が重要となってきたことから、経営感覚に優れた人材を組合員以外からも積極的に登用するよう努める。

③ 理事の年齢及び性別への配慮

若年層や女性の理事会への参画を通じて、業務執行体制及び理事会の活性化や、組織の活力向上等を図るため、森林組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない（法第44条第11項（法第109条第3項において準用する場合を含む。））。また、地域の実情を踏まえつつ、役員の就任時の年齢制限（定年制）や女性枠、青年枠の設置の導入に努める。

なお、森林組合等の理事に対する個人保証については、平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」より公表された「経営者保証に関するガイドライン」に即し、経営者保証に依存しない融資が一定程度進展していることを「森林組合の借入れにおける「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について」（令和2年3月23日付け元林政経第329号経営課長通知）により周知したところである。引き続き、個人保証により理事に過度な負担となることがないように、「経営者保証に関するガイドライン」に沿って、森林組合等の財務基盤の強化、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保を行い、債務者（森林組合等）としての対応に努めることとする。

（2）職員の適正な配置と志気向上等

森林組合系統においては、適正な事業運営を確保するため、事業規模に見合った職員の配置に努めるとともに、事業の程度に応じて参事、会計主任の配置に努めるものとする。また、多様な人材の確保と職員の志気の向上に資するため、事業に貢献した者に対する適切な評価、連合会と森林組合又は森林組合同士の人事交流の推進、参事の公募制等について積極的に取り組むものとする。このほか、事業収支や経営管理にも通じた森林施業プランナーなど、生産管理業務全般に精通するとともに、低コスト作業の実施に必要なマネジメント能力・技術を有する人材を森林組合等の経営に積極的に活用するものとする。併せて、主伐・再造林を含めた長期的な団地形成や木材の有利販売、事業体間の連携などこれからの組合経営を担う森林経営プランナーを活用し、森林組合等の収益力の一層の強化につなげるものとする。

さらに、多様な人材が活躍の場を得られるよう、本人の能力や希望を踏まえながら、現場技能者と内勤事務との配置転換の柔軟な実施や、素材生産と造林・保育等を兼務できる現場技能者の育成に努めるものとする。

(3) 人材育成の促進

森林組合等においては、森林施業プランナー育成研修や森林経営プランナー育成研修等に職員を積極的に参加させ、施業集約化や有利販売等に係る能力の向上を図るとともに、研修受講者が他の職員に対して伝達研修を行うなど組織内での研修も充実させるものとする。

また、現場技能者について、作業能力や意欲の向上を図るため、林業作業士（フォレストワーカー）並びに現場管理責任者（フォレストリーダー）及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の研修、低コストで崩れにくい森林作業道の整備に必要な技術者や高性能林業機械等のオペレーターの養成研修、安全作業に係る研修等に積極的に参加させるとともに、能力評価システムの導入等により、能力に応じた昇進及び昇格モデルの提示等を行い、働く意欲の向上、職場への定着やスキルアップにつなげるものとする。さらに、通年の直接雇用の導入も積極的に推進するものとする。なお、林業作業士、現場管理責任者、統括現場管理責任者の各研修修了者については、農林水産省が備える研修修了者名簿への登録を行うものとする。

(4) 組合員への情報公開等の推進

森林組合等の財務諸表や経営指標、施業集約化の取組状況等について、総会等において組合員に示すだけでなく、森林組合等の広報誌や組合員専用のサイト等にも分かりやすく解説し掲載するなど、組合員への情報公開に努めるとともに、遠隔地の組合員が森林組合等の意思決定に積極的に参加できるよう、書面による議決権や選挙権の行使が可能となるよう環境の整備に努めるものとする。さらに、組合員以外の者に対しても、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林組合等の役割等について広く理解が得られるよう、情報発信に努めるものとする。

Ⅱ－２－４ 森林組合等の経営基盤の強化

(1) 合併の考え方

森林組合の合併は、財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤の強化や法令等遵守・経営管理の強化に重要な手段であり、今後も推進するものとする。

具体的には、地理的状況や都道府県の出先機関の配置状況、将来的な森林組合等の在り方を念頭に置きつつ、以下のとおり進めるものとする。

- ① 合併の準備段階から事業提携や技術交流により、合併後の事業運営が円滑に進むよう努める。
- ② 余剰施設の整理、事業計画の進捗管理により合併後も継続した経営改善の取組を進める。
- ③ 直近3カ年の間に総会の開催等法令に基づく義務を履行していない森林組合等や常勤役職員が配置されていない森林組合等（いわゆる不活発組合）については、合併や自主解散に向けた検討を行う。
- ④ 1県1組合については、連合会と森林組合との事業の競合回避、森林組合の出資軽減、意思決定の迅速化等が期待されるという利点があることから、合併の進捗状況や地理的状況等に応じて、1県1組合への組織再編をも志向して合併の推進を図る。

（2）合併以外の連携手法の考え方

森林組合等の経営基盤の更なる強化に向けて、現場の創意工夫をこれまで以上に活かすことができるよう、令和2年改正法において、事業譲渡、吸収分割、新設分割の手法を取り入れ、事業ごとの連携強化が可能となる枠組みを用意した。

これにより、森林組合等は、合併に限らず、それぞれの状況に応じた連携手法を選択し、組合間の連携を強化することで、経営基盤の強化を図ることが可能となる。

事業連携に当たっては、以下の点に留意し検討を進めるものとする。

- ① 事業譲渡や吸収分割を活用する場合において、森林組合等の事業ごとに強み、弱みの分析を行い、
 - ア 事業の受け手側の森林組合等は、規模拡大によって事業を効率的に実施することが可能となるか。
 - イ 事業の出し手側の森林組合等は強みとする事業に専念することが可能となるか。
- ② これらの事業連携によって、
 - ア それぞれの森林組合等の経営基盤の強化が図られるか。
 - イ 地域全体の林業の活性化につながるか。
- ③ 譲渡する事業の権利義務関係を精査し、手続が簡素な連携手法を選択しているか。

具体的には、事業に関する関係者が多い場合は、債権者保護手続等を経ることで権利義務関係を包括承継させることが可能な吸収分割を選択し、関係者が限定される場合は、債権者保護手続、行政庁への認可申請及び登記の必要がない事業譲渡を選択する。

（3）いわゆる意欲と能力のある林業経営者としての登録

合併に加え、事業連携の手法を活用して森林組合等の経営基盤の強化を図ることにより、令和12年度末までに、全ての森林組合が森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者（森林経営管理制度の担い手となる林業事

業体)としての登録を受けることを目指す。

Ⅱ－３ 事業の改革・活性化

Ⅱ－３－１ 原木の安定供給体制の構築に向けた施業集約化等の取組強化

(１) 森林経営管理法に基づく森林の適切な経営管理の推進

森林経営管理法の施行を踏まえ、森林組合等は、地域の森林管理の中心的な担い手として同法に基づく経営管理実施権の設定を受け、伐採等の受託に積極的に取り組むものとする。

また、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林について、市町村森林経営管理事業を積極的に受託し、これまでに蓄積された技術や知見を活かした森林施業を行うものとする。

さらに、集約化のノウハウを活かし、市町村が実施する森林所有者の意向調査に積極的に協力するものとする。

(２) 森林経営計画の作成促進と施業集約化の促進

組合員への経営の指導や組合員の所有森林を中心とした施業集約化等は、協同組織である森林組合の中心のかつ本来的な事業であり、森林所有者の所得の向上のみならず、森林組合の安定的な事業量の確保のためにも重要である。このため、全ての森林組合において、施業集約化を事業の中の重要な柱として位置付け、地域における森林経営の設計図となる森林経営計画の作成に今後とも積極的に取り組むものとし、可能な限り組合員所有の森林全てで森林経営計画が作成されることを目指すものとする。

また、森林経営計画の作成に当たっては、市町村森林整備計画に適合し、効率的かつ持続的な森林経営に向けた実効性の高い計画として適切なものとなるよう、森林施業プランナーと市町村森林整備計画の作成・実行監理等を支援する森林総合監理士(フォレスター)との緊密な連携を図るものとする。

さらに、森林組合は、提案型集約化施業に必要となる高度な知識・技能を有する認定森林施業プランナーの育成・能力向上を図りながら、適材適所での配置に努め、実践体制評価の認定を受けるなど組織内の実行体制を整備し、GISを活用した施業提案や集落単位等での合意形成等の取組を進め、経営の受託や信託の引受け等により適切な施業を行うものとする。

このほか、森林経営計画を作成した森林や施業集約化の区域を拡大させるため、組合員以外の所有森林も含め、森林情報等の収集、境界の明確化、施業集約化・合意形成等に努めるほか、面的なまとまりを有した共有林等に対して積極的な施業提案等に努めるものとする。

(３) 主伐・再造林等の着実な実施による森林資源の循環利用

森林吸収源対策に貢献し、本格的な利用期を迎えた森林資源を循環利用していくため、これまでの保育主体の業務だけでなく、伐採・地拵え・植栽の一貫作業の実施(他の民間事業体と連携して行うものを含む。)、コンテナ苗の活用など、造林・保育の低コスト化に努めつつ、主伐・再造林にも積極的に取り組むものとする。

(4) 野生鳥獣等による森林被害対策等の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害が深刻化していることから、森林組合は、地域の実情に応じて、地域協議会への積極的な参画、捕獲や防護柵等の整備の推進等、地域の農林業関係者等と連携しつつ、市町村森林整備計画において定められる「鳥獣害防止森林区域」等における鳥獣被害防止対策を推進するものとする。松くい虫被害やナラ枯れ被害についても、引き続き、伐倒駆除等の防除対策を推進するものとする。

また、森林所有者自らが火災、気象上の原因による災害及び噴火による災害に備える唯一のセーフティネット手段である森林保険制度の推進に系統一体となって取り組むものとする。

(5) 効率的で安全な施業の実施

森林経営計画に基づく施業を着実かつ効率的に実施し、生産性及び経営力を向上させていくため、森林組合においては、作業システムの効率的な運用等の生産管理のできる人材の適材適所での配置、高性能林業機械を活用した効率的かつ適切な利用間伐等の実施、高密度な路網の整備、他の民間事業体や林家等との連携（共同の森林経営計画の作成、路網の一体整備等）などに取り組むものとする。

また、事業の実施に当たっては、組合長、参事等の経営層が林業労働の安全確保を最優先に捉え、自らの労働災害防止への意識を徹底し、作業現場における安全管理体制の確立（災害発生時の迅速な連絡体制の検証等）、リスクアセスメントや安全指導の徹底、作業現場への巡回指導、安全な伐木技術の習得や防護具の着用、労働安全の専門家の活用、車両系木材伐出機械等を使用する際の安全教育の実施等関連法令の遵守など、効果的な安全対策に取り組むものとする。

(6) 安定的なサプライチェーンの構築

全国的に川上と川中・川下が連携して地域材を大量かつ安定的に需要者に供給する取組が展開されている中、原木を生産・供給する森林組合系統の役割は大きく、今後も安定的なサプライチェーンの構築に寄与することが重要である。

このため、森林組合等は、中間土場等の整備によるA材、B材、C材等の原木の仕分け機能の強化、大型トレーラーの活用等の原木流通の大ロット化による合理化・効率化、製材工場等との協定の締結を進めるなど、自らのコーディネート能力を高めながら、原木の安定供給の核となるよう積極的な取組を展開するものとする。

さらに、近年は需要側の製材工場等の大規模化が着実に進展していること等も踏まえ、都道府県内はもとより、都道府県域を越えた連携の強化にも努めるものとする。

また、地理的・資源的条件等が有利な森林組合等は、木材の輸出拡大に努めるものとする。

(7) 加工事業等の見直し

加工事業は、製品や原材料となる原木の在庫期間が長く、市場変動の影響を受けやすいため、特に慎重な運営が必要であることから、原価管理や月次管理を徹底すると

ともに、生産技術の向上や販売先の確保に努め、需要者ニーズに則した適切な事業運営を確保するものとする。また、新たな設備投資等、加工事業の拡大については慎重に検討するとともに、必要に応じ、既存の事業内容や不採算部門の廃止等の適切な見直しを図るものとする。

さらに、新規に加工事業に参入しようとする場合には、施設の規模、マーケティング、資金計画等に関し、慎重な検討を行うものとする。

なお、共販施設が事業損失の要因となっている場合については、その再編整備に着手するものとする。その際、販売方法についても、地域の実情を踏まえ、既存の販売方法の抜本的な見直しによる流通コストの削減、需要者ニーズへの的確な対応等に努めるものとする。

(8) 森林資源を活用した多様な取組の推進

山村の高齢化・人口減少等が進行し、組合員数も年々減少している状況も踏まえ、森林組合は、原木の安定的な供給に努めつつ、地域住民等と連携した森林管理活動、森林とのふれあいや森林環境教育の場の提供等森林資源を活かした多様な取組に努めるものとする。

Ⅱ－３－２ 事業の改革・活性化に係る進め方

(1) 森林組合においては、各組織の置かれた状況を客観的に分析し、今後の森林組合の進むべき方向を明らかにした経営理念を定め、内外の経営環境を分析しながら経営目標等を定める経営ビジョン（注１）や中期計画（注２）等を作成していくものとする。

林野庁、都道府県、連合会においては、連携を図りながら、経営ビジョン等の着実な作成に向けた指導を行っていくものとする。

（注１）経営ビジョン：経営理念のもと、一定時点（中期は３～５年、長期は５～１０年）における森林組合自体の組織が目指す将来の具体的な姿と経営目標を表したもの。具体的には、その時点で実現すべき、市場における地位、事業構造、収益状況、組織イメージ等で表現。

（注２）中期計画：経営ビジョンを実現するために策定する経営計画。全体計画（５年分の損益計画、その結果である貸借対照表とともに、財務や人材、設備投資等について定めた計画）と、事業別計画（各事業毎に５年分の収益、費用、事業総利益、事業管理費、事業損益等について定めた計画）からなる。

(2) なお、森林組合においては、必要に応じて、連合会、市町村、都道府県、森林経営の知見を有する者等からなる協議会等外部の多様な者の意見を取り入れる場を設置し、森林経営事業等の実施や経営ビジョン等の作成についての検討を行うなど、地域の実情に応じた取組を進めるものとする。さらに、市町村や森林総合監理士等と連携を強化し、地域の森林・林業の将来ビジョンの作成・実行に積極的に関与していくものとする。

Ⅱ－４ 連合会の体制強化

Ⅱ－４－１ 都道府県森林組合連合会の経営改善と事業の強化

- (1) 連合会については、平成 29 年 4 月から森林経営信託の引受けや森林経営事業の実施が可能となり、森林組合の事業を補完する役割を一層強化していくことが求められている。一方で、事業損失を計上する連合会が相当数あるなど依然として経営状況が厳しいことから、今後とも、森林組合系統の上部団体としての役割を果たし得るよう、事業損失の要因となっている共販施設の統廃合など不採算部門の整理を進めつつ、引き続き経営改善の取組を強化する必要がある。

また、合併により、森林組合が広域化していること等に鑑み、今後とも、指導事業・監査事業の強化を一層進め、森林組合の経営管理や法令等遵守体制の整備の強化を図り、不適正事案の発生防止の徹底に取り組むとともに、森林組合監査士の更なる育成に努めるものとする。

- (2) 特に販売事業においては、森林組合系統の組織力を発揮し、新設分割の手法を用いた都道府県域をまたいだ販売部門の統合による連合会の設立、販売の共同化による協定取引、山元からの直送化の推進、地域の関係者との広域な連携による地域材の安定取引構想の作成への積極的な参画、製材工場・工務店等との連携等を通じて、川中・川下のユーザーに対するロットをまとめた安定的な原木の供給に努めるものとする。

- (3) また、森林組合単体では森林経営計画の作成及び施業集約化の実行が困難な地域や森林組合が設置されていない白地地域においては、必要に応じ、非組合員の森林を含めた一体的な整備の実施や信託の引受け等の検討を行うものとする。

加えて、連合会が地方公共団体等から依頼を受けて森林の施業又は経営等を行う場合については、森林経営管理法の施行に合わせ、員外利用規制の特例が適用されるように施行規則が改正されたことを踏まえ、特に白地地域において、市町村からの委託に応じた森林整備等に取り組むものとする。

- (4) さらに、地域における森林保険制度の推進について、関係機関との連携の下、森林組合への指導等を含め、積極的に取り組むものとする。

Ⅱ－４－２ 全国森林組合連合会の健全経営と事業の充実

- (1) 全国森林組合連合会においては、引き続き、販売・購買事業等の推進により、健全な経営の確保に努めるとともに、森林組合系統の中央組織として、指導事業・監査事業の強化等により、森林組合系統全体の経営管理や法令等遵守態勢の整備の強化を図り、系統における不適正事案の発生防止の徹底に取り組むものとする。

- (2) また、全国森林組合連合会は、人材育成機関としての体制の整備、政策提言機能の充実、森林・林業関係の各種の情報共有の推進、森林保険制度の推進等、系統全体の補完的業務への取組を一層強化するよう取り組むものとする。

Ⅱ－５ 進捗状況の報告等

- (１) 森林組合等は、事業の改革・活性化等の取組状況について自主点検を行うとともに、連合会は、個々の森林組合の取組状況について把握し、フォローアップを行い、見出された課題について改善のための指導・助言を行うものとする。
- (２) 全国森林組合連合会は、系統組織全体の事業の改革・活性化等の取組状況について把握し、フォローアップを行い、見出された課題について改善のための指導・助言を行うとともに、それらの進捗状況について、半年ごとに林野庁へ報告するものとする。

Ⅱ－６ 森林組合系統による取組の推進のための事務手続

Ⅱ－６－１ 都道府県森林組合指導方針の作成

森林組合等に対する今後の指導を行うに当たっては、都道府県において地域の実情を踏まえつつ、具体的な指導方針を作成し、これに基づき進めていくことがその実効性を高める上で重要であることに鑑み、都道府県が森林組合の指導方針を作成する場合の作成要領を別紙参考１に参考として示すこととする。

また、必要に応じて、都道府県の指導方針の見直しを行うものとする。

Ⅱ－６－２ 推進体制の整備等

- (１) 都道府県においては、森林組合系統の組織体制の充実・強化及び事業の改革・活性化等の取組を促進するために必要があると判断した場合には、市町村、森林組合系統団体、学識経験者等で構成される森林組合改革推進委員会（仮称）を設置することができる。この場合において、森林組合系統が都道府県連合会段階で設置している運動推進委員会等との連携（委員会の共同開催等）を十分図ることが必要である。
- (２) 森林組合等による間伐の実施を的確に推進していくためには、森林施業プランナーの育成と作業路網の整備等による低コスト作業システムの構築が一体的に進められる必要があることなどから、都道府県の森林組合指導部門と林業普及指導部門をはじめ、関連部門の相互の連携の強化に留意することが必要である。
- (３) 都道府県は、森林組合系統の組織体制の充実強化及び事業の改革・活性化の着実な進捗を図るために必要と判断した場合には、森林組合や都道府県森林組合連合会による取組状況について点検を行うとともに、必要に応じ、その進捗状況について、随時、林野庁に文書により連絡して技術的助言を求めることができる。

Ⅲ 森林組合等の監督上の評価項目

Ⅲ－１ 経営管理体制

Ⅲ－１－１ 経営目的の妥当性

Ⅲ－１－１－１ 意義

- (１) 森林組合等の事業運営は、本来、森林組合等が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用

者に委ねられるものである。したがって、森林組合等の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、森林組合等の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、森林組合等は法に基づき、森林所有者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員に直接の奉仕をするという（法第4条第1項）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

また、令和2年改正法による改正前の法第4条の「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないこと（組合自体が有形の利益を獲得することを目的として事業活動を行ってはならないこと）を意味していた。しかしながら、この規定は、そもそも森林組合等は利益を得てはならない（儲けてはならない）との誤った解釈をされる傾向もあったため、令和2年改正法により削除された。その上で、令和2年改正法においては、森林組合等が木材の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない（法第4条第2項）との規定が追加されたところであり、森林組合等においては、これらの規定の趣旨を踏まえた事業運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員に事業方針や事業計画の内容が分かりやすく知らされ、森林組合等の各事業が適切に運営されることが必要であり、組合員に対して組合員の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、森林組合等が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員の意向を把握して実施されることが重要である。

また、事業方針や事業計画を具体的かつ明確にすることは、事業の透明性を高めるとともに、不適正事案の発生防止の観点からも重要である。

（注）令和2年改正法により「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は削除されたが、出資配当に上限を設けた法第69条第2項の規定は引き続き維持されており、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないという組合の性格については、令和2年改正法の前後で何ら変更はない。

- （2）行政庁は、森林組合等の事業目的や事業方針が法の目的に合致するものであるかを検証しつつ、森林組合等の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか、組合員に適切な情報開示を行い森林組合等が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

Ⅲ－１－１－２ 主な着眼点

（１）事業方針の明確化

- ① 森林組合等は森林所有者の協同組織として設立されたものであり、事業方針において、森林経営計画の作成促進、施業集約化の促進、主伐・再造林等の森林資源の循環利用、販売力の強化等の取組について組合員への直接の奉仕や林業所得の増大の視点を踏まえた森林組合等の取組姿勢を明らかにしているか。なお、全ての森林組合において、施業集約化を事業の中の重要な柱として位置付け、可能な限り組合員所有の森林全てで森林経営計画が作成されることを目指すことが望ましい。

- ② 森林組合等の事業方針は、中期計画や事業計画（以下「事業計画等」という。）において、例えば、森林経営計画の拡大、素材生産の効率化に向けた路網の整備や機械の導入、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、その見直しが随時なされているか。
- ③ 事業計画等は、組合員の意向を踏まえ、また、地域の実情に即した実現可能なものとなっているか。
- ④ 事業計画等において実施されることとなっている取組については数値などで具体的な目標が設定され、また、いつまでに実施するかという期限が示されていることが望ましい。
- ⑤ 次年度の具体的な施業予定箇所等を根拠とした事業計画となっているか。
- ⑥ 経営ビジョンや中期計画は全ての森林組合等で作成されていることが望ましい。
- ⑦ 経営ビジョン等の作成に当たっては、必要に応じて、外部の多様な者の意見を取り入れる場を設置して検討を行うなど、地域の実情に応じた取組を進めることが望ましい。

（２）事業の実施態勢

- ① 事業計画等の進捗状況を管理できる態勢が構築され、例えば、月次決算による逐次の損益管理、作業日報や作業指示書等による執行管理、進捗管理表の作成・共有等により、適切に進捗管理が行われているか。
- ② 事業規模に見合った職員の配置に努めるとともに、事業の程度に応じて参事、会計主任の配置に努めているか。
- ③ 人材の育成及び能力の向上に努めているか（例えば、事業に貢献した者に対する適切な評価の実施、他の森林組合等との人事交流、生産管理業務全般に精通した人材の経営への積極的活用、配置転換の柔軟な実施、各種研修への職員・現場技能者の積極的な参加、現場技能者の通年の直接雇用の導入等）。

（３）情報提供態勢

- ① 森林組合等の事業方針や事業計画の具体的な内容、計画の進捗状況、採算性等について、情報の内容に応じて、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。
- ② 森林組合等の員外利用の状況についても、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされていることが望ましい。

Ⅲ－１－１－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリングを総会又は総代会（以下「総会等」という。）の前後等が必要に応じて実施し、森林組合等の事業方針等について説明を求め、各森林組合等の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、早期の改善を促すこととする。

Ⅲ－１－２ 業務及び執行体制

森林組合の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、是正指導を行うこととする。

Ⅲ－１－２－１ 役員体制

Ⅲ－１－２－１－１ 意義

森林組合等の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けを有効に機能させ、適切な経営管理（ガバナンス。以下同じ。）が行われるようにすることが重要である。

また、経営層による適切な経営管理が行われることは、不適正事案の発生防止の観点からも重要である。

Ⅲ－１－２－１－２ 主な着眼点

経営管理を有効に機能させるためには、代表理事・理事・理事会・監事及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、代表理事・理事・理事会及び監事が果たす責務が重大である。

令和２年改正法では、森林所有者等の収入に直結する販売事業（法第９条第２項第３号及び第１０１条第１項第５号）の強化を図るため、販売事業を行う森林組合等（定款に、森林組合にあっては、「組合員の生産する林産物その他の物資の販売」、連合会にあっては、「所属員の生産する林産物その他の物資の販売」を規定しており、かつ、総会で承認を得ることになる事業計画に販売事業を行うことを定めている森林組合等をいう。以下同じ。）にあっては、理事のうち１人以上は林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「販売担当」という。）とすること（法第４４条第１０項（法第１０９条第３項において準用する場合を含む。））、また、森林組合等の理事について、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（同条第１１項（法第１０９条第３項において準用する場合を含む。））が義務づけられたところであり、森林組合等が、林業所得の増大に向けた販売事業の強化など事業活動の積極的な展開を図っていく観点から、これらの規定に則した役員体制とすることが重要である。

（１）代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、役職員への繰り返しの指導や定期的なチェックシートによる点検を行うなど、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理を重視しているか。
- ③ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等について対策を講じているか。
- ④ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、

森林組合等に対する公共の信頼を維持し、森林組合等の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

(2) 理事及び理事会

① 理事及び理事会

ア 理事は、研修会等への積極的な参加により業務に関する知識を醸成するとともに、理事会での意見の表明や定期的な現場のパトロール、定期的な職員との面談・会議などにより、業務執行にあたる代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の指導監督に積極的に参加しているか。

イ 理事会は、森林組合等が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し（例えば理事会の毎月開催や理事会内に専門部会を設けて検証する等）必要に応じ見直しを行っているか。

ウ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

エ 理事会は、リスク管理を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理を重視しているか。

オ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成しているか。また、適切かつ有効な経営管理の手法（例えば月次決算、現場単位での収支管理、事業進捗の見える化等）を検討し、その構築を図っているか。

カ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査の独立性の確保を含む。）しているか。また、定期的にその機能状況を確認しているか。さらに、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認するとともに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

キ 常務に従事する理事の理事会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

法令等の関連諸規制や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理

解し、実行するに足る知識・経験、組合事業の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他森林組合等の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

その場合、例えば当該森林組合等又は当該森林組合等と同種の事業を行う会社その他の団体において、役員又は監督若しくは管理の地位にある従業員として従事した経験を有するといったことが判断材料になり得るものと考えられる。

b 十分な社会的信用

法第 44 条の 3（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する欠格事由のほか、以下の点を勘案する。

(a) 反社会的行為に関与していないか。

(b) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

(c) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

② 理事の構成

ア 理事の定数

森林組合等の理事の定数の少なくとも 5 分の 3 は、正組合員である個人又は正組合員である法人の業務を執行する役員であるか。（法第 44 条第 9 項）

なお、限られた範囲内において員外理事が認められていることから、経営感覚に優れた員外理事の組合経営への参加について検討が行われることが望ましい。

（注 1）定款に規定する理事等の定数に幅が設けられている場合は、実際に就任している理事等の数に基づき、「5 分の 3」の数を算出する。

（注 2）正会員には、連合会にあっては、その正会員である連合会やその正会員である森林組合を含む。（法第 105 条）

イ 販売事業等に関し実践的な能力を有する理事

a 販売事業を行う森林組合等にあつては、理事のうち 1 人以上は法第 44 条第 10 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に適合したものとなっているか。

なお、同項の「林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者」については、

(a) 販売事業のみならず、商品の差別化の観点から加工や運搬等の販売事業に関連する事業に精通している者や販売事業に係る経営リスクの管理を行う観点から販売に関連する事業を行う法人の経営に関して能力のある者も含まれること、

(b) 販売担当については外部登用を義務づけるものではなく、森林組合等の職員として販売事業を担当している者などの内部登用や、こうした経験を有する理事を販売担当とすることも可能であること、

(c) 常勤・非常勤の別を問うものでもないこと、
に留意されたい。

b 販売担当の選出方法は、

(a) 当該森林組合等の事業や経営の方向性を踏まえて、それに相応しい者を森林組合等の理事会において選任する

(b) 要件（求められる経歴、資格等）を内規で定めて組合員に周知した上で、役員選挙通知又は役員選任議案で示される候補者の経歴等でその要件を満たしていることが明らかである者を役員に選出又は選任する

などが考えられるが、選任理由、要件等について、組合員に明らかにされているか。

（注1）販売担当の配置を義務づけられる販売事業を行う森林組合等であるかについては、定款に、森林組合にあっては、「組合員の生産する林産物その他の物資の販売」、連合会にあっては、「所属員の生産する林産物その他の物資の販売」を記載しており、かつ、総会で承認を得ることになる事業計画に販売事業を行うことを定めている森林組合等をもって判断する。

（注2）当該規定（法第44条第10項）については、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までは適用しないこととしており、基本的には、令和3年4月以降の役員の改選に合わせて選任することを想定しているが、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までに、就任中の理事から選任、追加で選任、役員改選により選任することも可能である。

c 販売担当は、林業所得の増大を図る観点から、例えば木材流通の取りまとめ、大規模工場や海外輸出など新たな需要先の開拓、木材の有利販売などの取組等を、組合員のニーズに基づき、リーダーシップを発揮して実践するとともに、仲買人、流通関係者、消費者等のステークホルダーからの意見や情報を得ているか。

なお、販売担当は専ら販売事業のみを担当したり、販売事業の実務にまで従事・関与することまで一律に求めるものではなく、販売事業以外の事業に従事したり、販売事業の企画、調整を行うことでも支障ないことに留意されたい。

ウ 年齢、性別の著しい偏りへの配慮

森林組合等の理事の選任プロセスにおいて、若い世代や女性の役員への積極的な登用に向けた働きかけを行うなどの配慮が行われているか。なお、取組の一例としては、役員定年制の導入や女性枠や青年枠の設置や青年部・女性部役員の理事会への出席等が考えられる。

（注）「理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する」旨の規定（法第44条第11項（法第109条第3項において読み替えて準用する場合を含む。））については、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までは適用しないこととしている。

③ その他

ア 理事

a 理事については、一定の要件の下、兼職・兼業が認められているが、例えば、兼職・兼業の件数が多く、森林組合等の業務に時間を割けていないなど、理事としての業務に支障が生じていないか。

- b 理事間の業務分担は組合内部での規約等により明確化されているか。
- c 職務に専念する常勤理事が配置されていることが望ましい。なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する森林組合等のうち、常勤理事を未配置のものについては、同法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会の時までには常勤理事が配置されることとなるよう取り組むものとしている。

イ 職員兼務理事について

業務を執行する理事が職員を兼務している場合において、当該理事の職員としての身分が森林組合等との雇用関係として継続していることによって、当該理事による他の理事へのけん制が適正に行われなくなっているなどの支障が生じていないか。

(3) 監事

- ① 監事は、理事会に出席し、必要な意見を述べているか。
- ② 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ③ 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ④ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ⑤ 監事は、監査計画書を策定し、その年度の監査の方針、重点実施項目、スケジュール、各担当等を明らかにすることにより、監査の効率的かつ適正な実施に努めているか。
- ⑥ 監事は、公認会計士等を講師とした研修会への積極的な参加や現場パトロールの実施などにより、監査能力の向上に努めているか。
- ⑦ 監事は、監査業務について専門的知見を有しているか。なお、監事は広く監査能力を有する者を求める必要があることから、員外監事についても検討を行うことが望ましい。
- ⑧ 監事は総会等の監査報告において、組合員に対し、監査の方法及びその内容、監査の結果について具体的に報告・説明しているか。

Ⅲ－１－２－１－３ 監督手法・対応

- (1) 総会等の前後等にヒアリングを行うことや通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、着実な改善を促す。

- (2) また、Ⅲ－１－２－１－２に掲げる事項について、重大な問題が生じるおそれがある場合には、必要に応じて法第110条第1項に基づき報告を求める。報告の結果、自主的な改善に委ねたのでは森林組合等の事業運営に支障を来すと認められる場合には、例えば役員体制や役員の職務分担の見直し及び措置の進捗・運用状況の客観的把

握と検証態勢の構築などの内容を含む法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

(3) 常務に従事する理事が、Ⅲ－１－２－１－２（２）①キに掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合であって、又はその選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、その適格性や経営管理の遂行状況、それらについての森林組合等の認識及び選任プロセス等についてヒアリングを行い、必要な場合には法第 110 条第 1 項に基づき報告を求めるものとする。

(4) 報告の結果、森林組合等に法令、定款又は法令に基づく行政処分に対する違反が認められ、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、自主的な改善努力に委ねたのでは、事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められるときには、法第 113 条第 1 項に基づき必要措置命令を発出するものとする。

(注) Ⅲ－１－２－１－２（２）①キに掲げる常務に従事する理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各森林組合等の常務に従事する理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。常務に従事する理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは森林組合等自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

Ⅲ－１－２－２ 組合員資格の確認

Ⅲ－１－２－２－１ 意義

森林組合の組合員である資格は、法第 27 条第 1 項各号に掲げる者であって当該森林組合の定款で定めるものとされている。特に、正組合員（法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する者をいう。）については、森林組合の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を確認することは、森林所有者の組織する組合としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該森林組合の定款で定める組合員資格の要件を満たしているかどうかを定期的に確認し、資格を満たさない者については、資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。

また、令和 2 年改正法により、森林所有者である個人の推定相続人（民法第 892 条に規定する「推定相続人」をいう。以下同じ。）であって、当該個人が所有している森林についてその委託を受けている森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組合員となる資格を有することとしたところである。

この措置は、同一世帯に限らず、推定相続人を指定できることとなるとともに、指定を

受けることができる人数の上限が撤廃されることで、森林所有者の子や配偶者等の参画を促進し、若年者や女性といった多様な視点を組合運営に反映させ、組合の活性化を図ることを企図したものである。

Ⅲ－１－２－２－２ 主な着眼点

- (１) 新規で森林組合に加入する者（相続により新たに組合に加入する者を含む。）については、当該森林組合の定款等に従い、加入申込書や組合員資格調書その他必要な書類が提出され、森林組合内の承諾手続が適切になされているか。（模定例第 8 条）
- (２) 森林所有者である個人の推定相続人を後継者として正組合員とするときの人数制限について、各組合の組合員の世帯構成等に応じた公平性を判断した上で定款に定めているか。
- (３) 任意脱退や法定脱退（死亡、除名等）となった者について、その脱退等の手続が適正かつ速やかに行われているか。（法第 36 条・第 37 条、模定例第 13 条・第 14 条）
- (４) 上記（１）～（３）の処理を適切に行うための態勢が整えられ、各種変更事項が組合員名簿に遅滞なく反映されているか。
- (５) 出資口数や払込済出資額に変更があった場合は、組合員への確認通知が行われているか。
- (６) 組合員資格について 1 年に 1 回以上定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。
(注) 定期的な確認方法としては、例えば、往復はがきを利用し、組合員資格の届出内容（氏名、住所、組合員である資格の別等）に変更がないかを回答してもらう方法や出資配当通知、賦課金通知、施業提案書の提示等と併せて組合員資格の確認を行うことも考えられる。
- (７) 組合員名簿は、主たる事務所に備え置いているか。（法第 41 条の 2 第 2 項）
- (８) 法第 41 条の 2 第 1 項で定められている組合員名簿の記載事項のほか、組合員を適切に管理するために必要な基本情報（所有森林の場所・面積、樹種・林齢等）を把握していることが望ましい。

Ⅲ－１－２－２－３ 監督手法・対応

(１) 実態の確認

法第 111 条に基づく検査の結果や定期的に実施するヒアリング、必要に応じた法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令の発出等によって、森林組合の組合員資格の確認状況及び態勢等を確認する。

- (2) (1) の検査等の結果、Ⅲ－１－２－２－２の主な着眼点に掲げる事項が実施されていないと認められる場合には、改善に向けた取組を求める。

Ⅲ－１－２－３ 員外利用制限の遵守

Ⅲ－１－２－３－１ 意義

森林組合等が行う事業は本来組合員・所属員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第 9 条第 8 項及び第 9 項並びに法第 101 条第 7 項及び第 8 項に規定するように、組合員・所属員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである（ただし、林道の利用については、組合員・所属員以外の者の利用を拒んではならない（法第 9 条第 4 項及び法第 101 条第 3 項））。

特に、森林組合等における森林整備等に係る公的機関の利用については、法第 9 条第 9 項及び法第 101 条第 8 項において「組合員・所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において行うことができるとされているが、平成 21 年 3 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 カ年計画」では「員外利用の特例によって、組合員が求める民有林の施業が阻害されることなく、森林組合がその本旨に沿って組合員活動に重点をおいた業務運営を行うよう、員外利用の特例措置による事業の趣旨等について指導を徹底する」とされた。

このため、森林組合等に対して員外利用の制限等を遵守するよう監督を徹底する必要がある。

(注) 森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けて行う森林施業及び市町村森林経営管理事業を受託して行う森林施業は、いずれも市町村からの受託であることから、法第 9 条第 9 項及び法第 101 条第 8 項の規定により、員外利用制限の特例が適用されることとなる。

Ⅲ－１－２－３－２ 主な着眼点

- (1) 員外利用状況の把握単位として法第 9 条第 1 項各号又は第 2 項各号等に定める事業について、決算関係書類様式通知の別表の事業部門ごとに実態に即して区分し、把握されているか（別紙参考 2 参照）。

(注) 員外利用の状況の把握は、事業年度末において、当該事業年度における事業の利用分量（金額）をそれぞれ累計したもので行う。

- (2) 法第 9 条第 9 項又は法第 101 条第 8 項に基づく公的機関の利用について、「組合員・所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度」にあるかどうかの検証等が次のとおり行われているか。

① 総会等における事業計画の決定に際し、事業実施能力、過去の公的機関の利用の実績、組合員からの委託に係る事業量（員内利用の量）等を踏まえて、公的機関の利用の範囲等を決定しているか。具体的には、

ア 公的機関から発注される請負事業の入札に参加することを計画している、随意契約等により公的機関からの事業委託が見込まれる等の場合、総会資料である決算関

係書類様式通知に基づく事業計画書に当該公的機関名を、また、可能であればその公的機関の利用量（予定量）を記載しているか（記載例は別紙参考 3 参照）。

イ 総会等において、組合員又は総代（以下「組合員等」という。）に対して、公的機関の利用に係る計画とともに、事業実施能力、過去の公的機関の利用の実績、組合員からの委託に係る事業量等を併せて説明することにより、「組合員・所属員のための事業の遂行を妨げない限度」において公的機関の利用を行うことを説明し、公的機関の利用の範囲等を決定しているか。なお、組合員等から、組合員のための事業の遂行を妨げることになる等の意見等が出た場合は、当該意見等について審議を行い、必要に応じて改善を行う。

（説明例）

○ 事業実施能力については、例えば、造林班、林産班等の作業班の班編成、それぞれの作業員数等の作業班の実行体制、また、外注先として何社確保できるのか等の説明を行う。

○ 過去の公的機関の利用の実績、組合員からの委託に係る事業量については、例えば、過去 3 年間の公的機関の利用実績（事業量）と組合員の利用実績（事業量）を説明する。併せて、これまでの組合員の森林整備等の進め方とこれからの計画を説明し、組合員からの委託による事業を適切に実施していくことを説明することが望ましい。

② 決算関係書類様式通知に基づく事業計画書において、公的機関の利用の範囲等を記載するとともに、総会等において必要に応じて補足資料を付して組合員等に説明しているか。

③ 次年度の総会等において、①の実行結果による員内利用への支障の有無を検証しているか。

④ 決算関係書類様式通知に基づく事業報告書において、公的機関の利用の状況を記載するとともに（記載例は別紙参考 4 参照）、総会等において「組合員のためにする事業の遂行に支障」がなかったのかを組合員等に説明しているか。

⑤ 総会等において、組合員等から「組合員のためにする事業の遂行に支障がある。」旨の発言があった場合、十分に審議・説明し、必要に応じて改善しているか。

⑥ 決算関係書類様式通知に基づく事業報告書において、員内利用の分量に比べ、公的機関の利用の分量に偏っている場合、その理由は何か。

（3）事業ごとの推進方針が、員外利用規制を遵守することを踏まえたものになっているか。

（4）年度途中で年度末において員外利用規制違反のおそれがある水準にあることを把握した場合には、事業年度末に員外利用規制違反にならないための具体的な対応策を講じているか。

（5）員外利用規制違反に該当する森林組合等にあつては、自主的に改善計画を策定し、計画に即した措置が取られるなど改善に向けた取組が行われているか。

- (6) コンプライアンス担当者は、事業担当部署が員外利用規制を遵守するよう監督しているか。

Ⅲ－１－２－３－３ 監督手法・対応

(1) 実態の把握

- ① 事業年度ごとに作成する決算関係書類の報告に加え、必要に応じて総会等の前後等にヒアリング等を行うことにより、森林組合等における員外利用状況や公的機関の利用状況について把握する。

決算関係書類に員外利用や公的機関の利用に関する記載がない場合等は、必要に応じて法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出して員外利用の状況等について報告を求める。

- ② ①による決算関係書類の報告やヒアリング等により、森林組合等の員外利用状況等の把握態勢に不備が認められ、員外利用率の正確性に疑いがある場合等は、必要に応じて法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出して員外利用状況等の把握態勢の構築に向けた取組状況について報告を求める。

(2) 法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令の発出

(1)の実態の把握により、員外利用規制違反が判明した場合には、改善に向けた取組を担保するため、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出し、員外利用規制違反の改善に向けた改善計画の提出を求める。

(3) 改善計画に対する検証

行政庁は、以下の観点から違反の程度、事業ごとの事情等を踏まえて、より実効性・現実性のある計画になっているか改善計画を検証するものとする。

① 改善計画の内容

ア 員外利用規制に違反している原因・理由

イ 員外利用規制違反を改善するための具体的な方策

具体的な方策とは、例えば、以下の事項を踏まえた各事業の性質に応じて実効性のあるものをいう。ただし、違反状況が著しく、改善するまでに複数年を要すると見込まれる場合には、違反の原因となっている事業に関し、継続の必要性を検討しているかを確認する。

a 組合員利用の計画的な促進

b 継続的な事業利用者の森林組合等への加入促進

c 組合員・所属員以外の者の利用の抑制

ウ 員外利用把握体制の構築

エ 員外利用規制違反を改善する期限（年度）

員外利用規制違反の改善時期は、員外利用規制違反のあった事業年度の翌事業年度末を基本とし、各事業の規模や事業環境、改善方策の内容等の個別事情を踏まえつつ、着実に改善が進むとの観点から設定しているか確認する。

オ 再発防止策

② 改善計画の検証の留意点

ア 原因と改善方策の整合性がとれているか。

イ 実態に見合った計画となっているか（例えば根拠なく「毎年○%の組合員利用の増加」というような計画になっていないか、他の類似施設の状況などを勘案しているか等、計画が合理的な根拠に基づいているかを確認する。）。

ウ 必要に応じて解消に向けた担当部署の設置や他の森林組合等との連携協力など組織的な対応策が具体的に策定されているか。

（４）改善計画の実施状況の確認と指導

報告徴収命令により受領した改善計画については、その後の実施状況をヒアリング又は定期的な報告により確認し、指導するものとする。

（５）法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出

（２）により提出された改善計画が実行されておらず、員外利用規制違反を改善しようとする姿勢や取組が認められない場合など、自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められるときは、必要措置命令を発出する前にヒアリングを行い、改善計画の計画値等を達成できなかった原因等を検証した上で、以下のうち必要なものの実施を含む法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を判断する。

① 組合員以外の継続的な利用者に対する森林組合等への加入の働きかけや員外者の利用の制限など員外利用規制違反を改善するための具体的で実効性のある方策の策定及び実行

② （①の方策では改善が望めない場合）連合会や類似の事業を行う法人への事業（又は施設）の譲渡又は事業の廃止など員外利用規制違反を抜本的に改善するための具体的な方策の策定

③ 役員の職務分担の見直しや一定期間内に改善できない場合の役員の監督責任の明確化

④ ①～③の項目についての実効性を担保するための措置として、進捗・運用状況の客観的把握と検証するための態勢の構築

⑤ ①～④の内容を反映させた改善計画の提出

（注）改善時期は翌事業年度末を基本とし、事業の譲渡又は事業の廃止などにより員外利用規制違反の改善を図る場合は３年以内を目途とする。

Ⅲ－１－３ 法令等遵守態勢の整備

Ⅲ－１－３－１ 意義

森林組合等は、その事業を通じて組合員のために直接の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

森林組合等においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、

森林組合等の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

特に、森林組合等は地域の森林管理の中心的な担い手であり、森林の有する公益的機能の発揮を図りつつ、この豊富な森林資源の循環利用に一定程度寄与しており、森林経営管理法の施行や森林環境税等の創設等、森林組合を取り巻く状況が大きく変化している中、国民の信頼に足る法令等遵守態勢を構築し、不適正事案の発生防止を徹底していくことがこれまで以上に強く求められる。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅲ－１－３－２ 主な着眼点

(1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

法令等遵守を森林組合等の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための取組やコンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、適時適切に措置する体制の整備が図られているか。

具体的には、

- ① 「コンプライアンスマニュアル」（注１）を制定するとともに、その年の行動計画を定めた「コンプライアンスプログラム」（注２）を策定しているか。
- ② コンプライアンス研修を定期的に行い、全役職員に参加を促しているか。
- ③ 朝礼時に倫理規範を唱和するなど、コンプライアンス意識の醸成を図っているか。
- ④ 内部監査において、法令等遵守状況を確認するなどコンプライアンス態勢の構築に努めているか。
- ⑤ コンプライアンス担当者を置いているか。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、定期的に情報を収集、管理し、業務上のリスクを分析した上で、必要な対策を取っているか。
- ⑦ 不適正事案が生じた場合にとるべき事後的措置（例えば、原因究明の検討体制の整備など）が明確化されているか。
- ⑧ 役職員の当事者責任及び監督責任についてルールが明確化されているか。

（注１）「コンプライアンスマニュアル」とは、森林組合等の法令等遵守方針及び法令等遵守規程等に沿って、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書をいう。

（注２）「コンプライアンスプログラム」とは、森林組合等の法令等遵守方針及び法令等遵守規程等に沿って、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画をいう。

(2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制体制が確立されているか。

具体的には、

- ① 全ての事務手続や事務処理に関する職務分掌が規程等により明確化され、当該規程等に基づき、取扱者以外の者による照合、権限者による承認等の手続が行われてい

るか。

- ② 支所及び事業所の長自らが業務の運営、管理を改善するための自主点検が行われているか。
- ③ 職員間又は役職員間の報告・連絡・相談体制を確保するため、定期的に職員会議等が開催されているか。
- ④ 作業日報や作業指示書の作成など文書に基づいた業務執行が行われているか。
- ⑤ チェックリストの作成や複数名によるダブルチェックの実施、組合員の同意の確認、事業の進捗状況を見える化し、職員全員が情報共有するなど、お互いの業務をけん制するシステムが構築されているか。
- ⑥ 各事業の検証が行えるよう、各事業の補助簿の整備・保存など、会計帳簿の整備の徹底が図られているか。
- ⑦ 現金を扱う職務などを行っている職員（金銭出納者、伝票処理担当者及び預金を扱う者等。管理者を含む。）については、連続休暇、研修等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回数日間連続して職場を離れる等の対策を行っているか。
- ⑧ 組合長印、決裁権者印、銀行印等について、鍵のついた保管庫等に保管するなど適正な管理が行われているか。
- ⑨ 特定の者に権限が長期に固定しないよう、業務の主担当・副担当制の導入や定期的な人事異動等に取り組んでいるか。
- ⑩ 職員数の少ない小規模な森林組合では、組合長自らチェックを行っているか、また支所がある森林組合では、本所によるチェックを定期的に行っているか。

（３）役職員等からの通報等に対する体制の整備

役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか。

（注）公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日付け消費者庁）において、事業者が次のような事項に取り組むことを推奨している。

- ・ 通報者の所属・氏名が漏洩しないよう、通報に係る秘密保持の徹底を図るための措置を講ずること。
- ・ 内部通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを内部規定に明記するとともに、違反者に対して懲戒処分等その他適切な措置を講ずること。
- ・ 内部通報制度の意義・重要性を経営トップが自ら発信すること。
- ・ 内部通報制度の実効性の維持向上を図るために、客観的な評価・点検を定期的実施し、経営幹部の責任の下で、制度を継続的に改善すること。

（４）内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と森林組合等の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査に取り組んでいるか。

具体的には、

- ① 内部監査担当の独立性は確保されているか。
- ② 内部監査担当には、知識・経験を有する職員を森林組合等の規模に応じて配置しているか。
- ③ 内部監査に係る規程が整備されているか。
- ④ 内部監査はリスク評価の結果に基づき策定された計画に基づき全部署を対象として実施されているか。
- ⑤ 監事や系統上部機関等と連携し効率的に監査を実施しているか。
- ⑥ 抜き打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意しているか。
- ⑦ 監査結果は理事に報告し、被監査部署や関連部署にフィードバックする態勢が整っているか。
- ⑧ 監査により問題点が確認された事項について、理事の関与の下で改善状況をフォローアップする態勢が整っているか。
- ⑨ 子会社を有する森林組合等については、森林組合等の子会社管理部署は、その規模に応じ、適時に子会社の内部監査体制をチェックし、不十分な場合には親組合として補完する措置を講じているか。

(注) 内部監査の実施方法は、実地及び対面に限られるものではなく、オンライン会議システム等デジタル技術の活用も認められる。

(5) 外部監査の導入

森林組合等の業務の健全かつ適正な運営の確保のほか、経営層による不適正事案の発生防止の観点から、公認会計士や税理士等を活用した外部監査の導入を検討しているか。

Ⅲ－１－３－３ 監督手法・対応

- (1) オフサイト・モニタリング、不適正事案報告書等により、Ⅲ－１－３－２に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。
- (2) (1) の確認により、法令等違反又は法令等遵守態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等について必要に応じて法第 110 条第 1 項に基づく報告を求めることとする。

その結果、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなり、事案の重大性・悪質性等法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出し、その後、定期的に改善状況を報告させるなど、再発防止に向けた取組が確実に行われるよう措置することとする。

Ⅲ－１－４ 不適正事案の対応

Ⅲ－１－４－１ 意義

森林組合等における不適正事案（注）の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線に鑑みても、系統組織全体に対する国民の信頼の失墜につながり、その健全な経営に多大な支障を生じさせ、森林の適切な

整備等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や森林組合等の社会的信用に関わる重大な問題である。

行政庁としては、森林組合等における不適正事案を根絶すべく、森林組合等に法令等の遵守態勢を整備させることを目的として、Ⅲ－１－３に基づき、指導監督を行うとともに、発生した不適正事案については、その原因等について明らかにさせ、法令等遵守態勢の整備などの再発防止策を確実に実行させることを目的として、法に基づく監督措置を適時適切に発動することにより、不適正事案の再発を防止する態勢づくりを森林組合等に行わせることが必要である。

このような観点から、監督措置は不適正事案発生森林組合等及び当事者に対する制裁を第一義的な目的として行うのではなく、あくまでも法令等に違反する行為の是正、組織としての森林組合等の運営・執行体制を健全なものに改善させることを目的として発動していく必要がある。

また、行政庁が不適正事案に対して法に基づく監督措置を講じるかどうかの判断は、個人的な犯罪行為の有無に着目するのではなく、不適正事案の発生プロセスにおいて組合組織としての法令等違反がなかったか、森林組合等の業務の運営・執行体制の健全性が確保されているか等に着目して個々の事案ごとに行うものとする。

不適正事案に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

(注)「不適正事案」とは、①森林組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為、②出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に違反する行為、③現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）のうち、森林組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの、④その他森林組合等の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって①～③に掲げる行為に準ずるもの、⑤常例検査等で発覚した重大事案で、新聞等マスコミにより報道がなされた（予定も含む。）もの、⑥補助金適正化法、労働基準関係法令その他の法令に違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けたものをいう。

Ⅲ－１－４－２ 主な着眼点

不適正事案と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

(1) 不適正事案発生・発覚時の対応要領等の整備

- ① 不適正事案が発覚した場合の具体的な取扱いに関する要領が定められているか。
- ② 不適正事案の発覚時にあらかじめ定められた統括部署への連絡体制が確立されているか。
- ③ 不適正事案の調査・解明を事案とは独立した部署で行う体制となっており、事案の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。
- ④ 行政庁への報告及び警察等関係機関への連絡・通報体制が確立されているか。
- ⑤ 公表の必要性について、組織的に判断を行い、公表が必要と判断した場合にとるべき対応をあらかじめ定めているか。

- ⑥ 組合員に対し、不適正事案の内容に応じ、適時に開示する態勢となっているか。
- ⑦ 不適正事案が発生した場合の責任が及ぶ範囲及び処分の内容についての具体的基準を策定するなど、森林組合等及び子会社の役職員の当事者責任及び監督責任の取り方についてのルールをあらかじめ明確にしているか。

(2) 発覚時における対応

- ① 統括部署への報告が迅速に行われ、役員及び関連部署への報告を行っているか。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関への連絡・通報を行っているか。
- ③ 事案とは独立した部署での事実関係の調査・解明の実施をしているか。役員又は管理者が関与しているおそれがある場合には、第三者委員会の設置など調査の客観性確保のための措置をとっているか。
- ④ 組合内で類似案件が発生しているかどうかの調査を同種の事業や事務処理を行っている全部署（子会社を含む。）で実施しているか。
- ⑤ 二次被害の発生するおそれのある事案については、その防止のための取組を行っているか。
- ⑥ 利用者等の健康に影響を及ぼすおそれがある事案については、公表、出荷停止、回収など関係機関への連絡・通報及びその防止のための取組を行っているか。
- ⑦ 被害者がいる場合、被害者への説明、被害の補填、取引の是正などの措置が適切に行われているか。

(3) 原因究明に関する取組

- ① 事実関係の究明に加え、不適正事案の発生した背景や内部けん制機能が有効に機能していたかなど不適正事案を未然に防げなかった組織上の問題点について合理的な検証がなされているか。
- ② 究明された事実及び就業規則等に基づき、当該事案についての当事者責任及び監督責任が明確化されているか。
- ③ 不適正事案に組合組織としての関与が明らかな場合は、第三者委員会を設置し、事実関係の究明及び再発防止対策等の検証を行わせているか。

(4) 再発防止に向けた取組

- ① 再発防止策は不適正事案の発生原因に照らして十分か。
- ② 再発防止策の履行状況をチェックするための体制及びチェックにより改善すべき事項とされた事項を改善する仕組みが整備されているか。
- ③ 改善の見込みがないと組合自身が判断する場合には、事業からの撤退を含め、抜本的な事業方式の見直しが行われているか。
- ④ 不適正事案が発生する可能性が高い事業、事務において、不適正事案の発生防止に向け、次に掲げる態勢整備が行われているか。
 - ア 現金での取扱いを極力減らすため、口座振込の徹底
 - イ 職員が直接現金を収受する事業について、当該職員以外の管理者などが常時点

- 検するなどの現金管理の態勢の整備
- ウ 債権管理について適切な取組の実施
- エ 経理の事務代行などを森林組合等が実施している場合の複数の者が点検を行う態勢の整備
- オ 期中、期末において、担当者以外による在庫確認の実施など、適正な在庫管理を行う態勢の整備
- カ 森林組合等が業務を外部に委託する場合などにおいて、受託業者について、適切な信用調査や契約の締結等

Ⅲ－１－４－３ 監督手法・対応

（１）行政庁への報告

森林組合等において不適正事案が発生した場合は、森林組合等は速やかに行政庁（森林組合は都道府県知事、連合会は都道府県知事及び農林水産大臣）に報告するものとし、都道府県担当部局が当該報告を受けた場合又は不適正事案の発生について情報を入手した場合は、都道府県担当部局は、速やかに経営課あてに報告するものとする（報告様式は、別紙様式１「不適正事案報告書」によるものとし、森林組合等に作成を求め、必要に応じ聞き取りを実施する。）。

また、補助金適正化法や労働基準関係法令その他法令に違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けることが見込まれる場合又は受けた場合は、必要に応じ、都道府県担当部局は森林組合等から報告を求め、速やかに経営課あてに報告するものとする。

なお、生産森林組合において、不適正事案が発生した場合は、都道府県担当部局は、当該組合に対し報告を求め、速やかに経営課あてに報告するものとする。

（２）報告の内容等

森林組合等における不適正事案の報告は、不適正事案の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式１「不適正事案報告書」を参照。）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、行政庁は森林組合等に対し、不適正事案の発覚後速やかに報告が行われるよう指導する。

（３）森林組合等に対する措置

不適正事案が発生した森林組合等に対する措置については、以下のとおりとする。

- ① 補助金適正化法や労働基準関係法令などに違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けることが見込まれる場合又は受けた場合には、法第 110 条第 1 項に基づき、当該事案が発生した原因、当該事案に係る責任の所在や法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告させる。
- ② 不適正事案の報告を受けた際は、以下のア～ウの要因について確認を行う。

ア 事案の重大性・悪質性

事案の重大性・悪質性について、以下の要素を斟酌して判断するものとする。
ただし、以下の点に準じる場合や他に考慮すべき事項がある場合があることに留意することとする。

a 公益侵害の程度

例えば、組合員に対して優越的地位を濫用して公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

b 利用者被害の程度

(a) 広範囲にわたって多数の被害者が被害を受けたか。

(b) 個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

c 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、何ら対抗措置を講じることなく、漫然と同様の行為を続けていないか。

d 行為が行われた期間や反復性

(a) 不適正事案が行われた期間や発覚するまでの期間が長期にわたっていないか。

「長期」の判断は、期間中の内部監査の実施の有無、管理者のチェック機会の頻度等を勘案し、個別に判断することとするが、おおむね1年以上の場合は、原則として「長期」として認識する。

(b) 不適正事案に係る累計事故金額が多額であるか。

この場合の事故金額は、森林組合等の損失額ではなく、不適正事案に係る対象の金額の累計で判断する。なお、当該事案を行ったことにより、森林組合等として指名停止（注）等の措置を受けた場合には、このことにより被る被害額についても考慮する。

「多額」の判断は、森林組合等の規模、自己資本額等に応じて、個別に判断することとするが、累計事故金額がおおむね3千万円以上の場合は原則として「多額」と認識する。なお、直近事業年度末の自己資本の額（組合員資本の額）が10億円未満の森林組合等においては、その額のおおむね3%に相当する額以上の場合は、原則として「多額」と認識する。

（注）「指名停止」とは、有資格者が発注者の定める措置要件に該当するとき、発注者が期間を定め、当該有資格者について指名停止を行う措置をいう。

(c) 過去に、当該森林組合等において不適正事案が発生し、再発防止策を講じるとしながら、同種の不適正事案がおおむね3年以内に繰り返し発生していないか。

「同種」の判断は、全く同一の手口によるものに限らず、行為の形態に着目して判断する。また、部門が違う場合でも、行為の形態が類似していれば「同種」と判断する。

e 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

f 組織性の有無

- (a) 不適正事案が現場の担当者個人の判断で行われたものか、管理者も関わっていないか。更に経営陣の関与はあったのか。
- (b) 当事者が単独で不適正事案を起こした場合ではなく複数の者が同時期にそれぞれ不適正事案を起こしていたり、不適正事案が複数の当事者により共謀して行われていないか。
- (c) 不適正事案の当事者が森林組合等の役員、管理者である場合や森林組合等の役員、管理者の指示を受けて不適正事案が行われていた場合など森林組合等の役員、管理者が関与していないか。
- (d) 子会社における不適正事案について、森林組合等が関与していないか。

g 隠蔽の有無

- (a) 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。
- (b) 不適正事案と認識した後、役員、管理者が把握していたにもかかわらず、隠蔽していたか。
- (c) 不適正事案の発生部署において不適正事案と認識した後、本来行われるべき内部報告が行われなかった結果、森林組合等としての対応が行われていない場合は、隠蔽があると判断する。
- (d) 報告、調査等の過程で虚偽の報告を行った場合も、(a)、(b)と同様に隠蔽があると判断する。

h 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

イ 行為の背景となった法令等遵守態勢の適切性

例えば、Ⅲ－１－３－２に掲げる主な着眼点にある法令等遵守態勢が整備されていない、又は有効に機能していないなど、不適正事案の背景となった森林組合等の法令等遵守態勢に問題があるか。

ウ 森林組合等の行為の法令等違反の有無

例えば、森林組合等が要領等を定めた上で行った行為が違法である場合など、法令等に森林組合等の行為が違反しないか。

- ③ ②ア～ウの要因については、ヒアリングや必要な資料の提出を求めることにより、その事実関係について確認を行い、具体的には次の対応をとるものとする。

ア ②アの事案の重大性・悪質性に問題があるおそれがある場合、②イの法令等遵守態勢に問題があるおそれがある場合又は②ウの法令等に森林組合等の行為が違反するおそれがある場合においては、必要に応じて、法第110条第1項に基づき、当該事案に関する事実関係や事実認識、当該事案の背景や原因及び法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を命ずる。

イ ②ア～ウについて問題となるおそれがない場合においては、当該報告を最終報まで受理し、再発防止策等の徹底を指導する。

ウ なお、森林組合等が補助金適正化法等の法令に違反し、組織的な関与が明らかでない場合、当該森林組合等への補助金等の交付に当たっては、法令遵守態勢の確立

や内部けん制体制の整備など再発防止に向けた取組が確実に行われるまでの間、十分留意することとする。

- ④ ①又は③アの場合において、次に例示する場合のように、事案の重大性・悪質性等法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する。

ア 例えば補助金適正化法や労働基準関連法令に違反する場合など、不適正事案の内容が系統組織全体への信頼を著しく損なうものである場合

イ 報告徴収命令や処分に基づき提出された再発防止策が有効に機能していない場合

ウ 森林組合等の責任追及、改善取組姿勢に問題があり、命令により再発防止策等の実施を担保する必要がある場合

例えば、不適正事案と認識した後、直ちに行うべき事実関係・発生原因の調査、組合員への説明、再発防止策の策定・実践等を怠っている場合、迅速に行政庁への報告を行わない、行政庁の調査・指導に対して協力的でない場合、報告、調査等の過程で虚偽の報告や検査の忌避を行った場合には、森林組合等の取組姿勢に問題があると判断する。

上記以外の場合には、①又は③アによる報告徴収命令により報告された再発防止策等について、フォローアップを行う。

- ⑤ ④により行う必要措置命令の内容には、例えば以下の項目が考えられる。さらに、事案に応じて必要な事項を加えることで、不適正事案の再発防止のための具体的な改善措置及び達成期限、達成までの一定期間ごとに取りべき事項を可能な限り定量的に明示した行程表を明らかにさせて取り組ませることとする。

なお、子会社を有する森林組合等については、必要に応じて、子会社に対する措置を含めることとする。

ア 不適正事案の発生から現在に至るまでの経営の責任の所在の明確化

イ 森林組合等全体としての法令等遵守態勢の確立（全部署における内部けん制体制の機能の確保を含む。）

ウ 内部監査体制の整備、実効性の確保

エ ア～ウを内容とする再発防止策の策定及び実践

オ 再発防止策の進捗・運用状況の客観的把握と検証体制の構築

- ⑥ 法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する場合において、過去の法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令に従わず、改善に相当の取組を要し、一定期間業務の改善に専念・集中させる必要があると認めるときは、⑤ア～オの措置と併せ、法第 113 条第 2 項に基づき一定期間業務の全部又は一部の停止を命じることとする。

Ⅲ－１－５ 反社会的勢力による被害の防止

Ⅲ－１－５－１ 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共

性を有し、経済的に重要な機能を営む森林組合等においては、森林組合等自身や役職員のみならず、組合員などの様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を取引から排除していくことが求められる。

もとより森林組合等として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、森林組合等においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって森林組合等や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）政府指針

（１）反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

（２）反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

Ⅲ－１－５－２ 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば次のような点に留意することとする。

（１）組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該森林組合等単体のみならず、系統一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

（２）反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、次の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において、関係団体等から提供された反社会的勢力に関する情報を適切に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該森林組合等における組合員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において、対応マニュアルの備え付けや継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察との組織的な協力関係を構築し、問題発生時には警察に速やかに連絡を行うことができる体制が整備されているか。また、脅迫・暴力行為の危険性が高いなど緊急を要する場合には、直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合や反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署が当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。
- ④ 反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査の実施や契約書・取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携の下、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ③ 取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り取引の解消を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。
- ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不適正事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅲ－１－５－３ 監督手法・対応

- (1) 検査結果により、Ⅲ－１－５－２に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。
- (2) (1) の確認により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて、法第 110 条第 1 項に基づく報告を求めるものとする。
- (3) (2) の結果、理事が理事会の決議に反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合など、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 113 条第 2 項に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。
- (4) また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 114 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅲ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅲ－１－６－１ 意義

森林組合等においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する

影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法ガイドライン及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを遵守する必要がある。

個人情報取扱事業者である生産森林組合については、森林組合等に準じて指導する。

Ⅲ－１－６－２ 主な着眼点

個人情報保護の対応については、保護法ガイドラインや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき検証するが、例えば以下の着眼点が挙げられる。

- (１) 個人データの漏えい等の防止その他個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられているか。特に、個人データの取扱責任者の設置及び責任の明確化などにより、組織体制が整備されているか。
- (２) 職員に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。
- (３) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行っているか。
- (４) 個人情報を取得した場合には、その利用目的を本人に通知又は公表しているか。

Ⅲ－１－６－３ 監督手法・対応

森林組合等は、個人データの漏えい等の事案が発生した場合等には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）の規定により、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、個人情報保護委員会に対し、報告するよう努める。併せて、都道府県及び経営課にも報告するよう努める。

Ⅲ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備

Ⅲ－１－７－１ 意義

森林組合等はその事業を通じて組合員に直接の奉仕をすることを目的として、組合員の意思決定に基づき運営されるものである。このため、可能な限り組合員の意思が森林組合等の経営に反映されるよう、組合員に対して必要な情報が提供されるとともに、組合員が森林組合等の意思決定に積極的に参加できる環境を整備する必要がある、そのための態勢を確立し適切に運営していくことが求められる。

また、組合員からの相談・苦情への迅速・公平かつ適切な対処も、組合員に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、組合員の信頼性を確保するため重要なものである。森林組合等は組合員から申出があった相談・苦情に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅲ－１－７－２ 主な着眼点

(1) 組合員に対する必要な情報の提供

- ① 組合員に対して説明等を行う際には、総会等での説明等にとどまらず、地区座談会などを開催して、森林組合等の事業計画及び事業方針を説明するとともに、対象となる組合員に対し、森林組合等と取引を行うに当たっての契約書締結の要否及び契約の内容を分かりやすく提供等を行うことを促すものとする。
- ② 上記情報の提供等を行うため、以下のような取組を促すこととする。
 - ア 組合員に対する情報提供に関し、理事会が適切に取り組んでいるか。
 - イ 提供した情報について、組合員から照会があった場合に適切に対応しているか。
また、その照会を記録して、情報提供方法等の見直し等に取り組んでいるか。
- ③ 事業や財務の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、望ましいことに留意する。特に一般的に事業量の大きい連合会においては、その影響が広く会員及び会員の組合員に及ぶことから、事業の方針、事業及び財務の状況、連合会の事業のリスク特性に応じた有用な情報を積極的に開示することが望ましい。
- ④ 部門別損益計算書の総会等への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての的確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所別、主要施設別等の収支明細を付することなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。
また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。
- ⑤ 森林組合等の財務書類の開示に当たっては、森林組合等の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、組合公式WEBサイト等を活用して開示するなど多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われることが望ましい。
- ⑥ 総会等での監査報告に当たっては、組合員に対し、監査の方法及びその内容、監査の結果について、具体的に報告、説明することが望ましい。
- ⑦ 遠隔地に居住する組合員が森林組合等の意思決定に積極的に参加できるよう、書面やインターネット等の手段を用いた総会参加や、書面による議決権や選挙権を行使できる環境を整えることが望ましい。

(2) 相談・苦情処理態勢の確立

組合員への説明態勢を補完する相談・苦情処理態勢が構築され機能しているかどうかは、組合員保護及び組合員の利便性の観点も含め、森林組合等の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、特に、以下の点に留意して態勢を整備することが望ましい。

- ① 森林組合等の相談・苦情処理態勢が確立されているか。
- ② 担当者の配置等が適正なものとなっているか。
- ③ 組合員からの相談・苦情(不適正事案等につながるおそれのある問合せ等も含む。)については、その処理の手続を定めているか。

- ④ 組合員からの相談・苦情(不適正事案等につながるおそれのある問合せ等も含む。)は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携の上、速やかに処理を行っているか。
- ⑤ 組合員からの相談・苦情(不適正事案等につながるおそれのある問合せ等も含む。)の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査担当に報告しているか。
- ⑥ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査担当へ報告するとともに、理事会に報告しているか。
- ⑦ 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行っているか。
- ⑧ 「組合員からの苦情」の定義は明確に定められているか。

Ⅲ－１－７－３ 監督手法・対応

組合員への説明態勢及びそれを補完する相談・苦情処理機能が構築されるとともに、組合員が森林組合等の意思決定に積極的に参加できる環境が整備され機能しているかどうかは、組合員の利便性の観点も含め、森林組合等の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

検査の結果等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。

Ⅲ－２ 財務の健全性・透明性

自己資本基準（財基令第２条に規定する自己資本の基準をいう。以下同じ。）は、森林組合等の資産構成の適正化を図り、財務面での安全性を高めるため、過度の固定資産投資を抑制するとともに、自己資本の維持・拡充に努めさせようとするものである。返済期限が短期の資金を原資に多額の固定資産投資を行えば、資金が固定化し、資金繰りに支障を来すおそれがある。このため、当該基準では、固定資産や外部出資という回収に長期間を要する資金投下について、返済期限が長期の借入金や返済不要の自己資本を充てることとしている。

自己資本基準は森林組合等が財務の処理を適正ならしめるための基準を定めたものであり、森林組合等においてはこの基準を満たしつつその財産的基礎をより強固にするための取組が求められる。

このようにして財務の健全性が確保されて初めて経営の自主性が確保され、組合員に対して直接の奉仕をするという組合本来の使命も果たし得ることに留意する必要がある。

一方、現実には、単年度では健全な経営を維持しながらも大規模な施設整備等により一時的に自己資本が基準を下回る森林組合等も見られるところである。このような自己資本基準を満たしていない森林組合等に対しては、改善計画を策定させて計画的に、かつ自己資本基準の水準に応じて段階的にきめ細かく経営改善の指導等を行うことにより、できるだけ早期に自己資本基準を回復させることとする。

なお、現在、自己資本基準を満たしていないことによる是正措置の対象とはならない

森林組合等に対しても、将来、基準を下回ることが見込まれる場合には、自己資本基準を満たさない状況に陥らないことを目指して、早期の取組を促すことにより財務の健全性を確保することとする。

Ⅲ－２－１ 自己資本基準を満たしていない森林組合等に対する指導

Ⅲ－２－１－１ 意義

自己資本基準を満たしていない森林組合等については、森林組合等の財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、必要な場合には、法第 110 条等に基づき適切に指導していくことで、早期是正を促していく必要がある。

Ⅲ－２－１－２ 監督手法・対応

(1) 法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令の発出

オフサイト・モニタリングや検査の結果により、森林組合等の自己資本基準充足率（財基令第 1 条第 2 項において算定する自己資本の額における、同令第 2 条第 1 項第 1 号の固定資産の額及び同項第 2 号の払込済出資金の額の合計額に対する充足割合をいう。以下同じ。）が 100%に達していないと認められる場合は、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出し、改善計画の提出を求める。（改善計画の様式については、別紙様式 2 を参照。）

改善計画については、より実効性・現実性のある計画になっているかを検証するとともに、その実行が図られるよう指導するものとする。

この対応は、森林組合等の財務内容を着実に改善させることを目的とするものであることから、各森林組合等の個別の事情や森林組合等の行う事業の特性等を踏まえ、画一的な取扱いにならないよう留意するものとする。特に、自己資本基準を満たしていない背景について、取扱高、事業総利益、経常利益、当期利益等の量的な指標や各種経営分析指標も踏まえて総合的に分析・評価し、利益を生み出し将来的な自己資本の維持・充実に繋がる投資を行っているか、基準を下回る状況が一時的なものか、といった点に留意するものとする。

なお、固定資産の額にリース資産が含まれている場合、リース資産は自己資本ではなく見合いのリース債務で調達されるため、指導する上で、貸借対照表に計上されているリース債務の額についても考慮するものとする。

(2) 上記（１）により提出を求めた森林組合等に対しては、毎年度ヒアリングを実施し、その進捗状況の確認を行うものとする。

(3) 上記（２）のヒアリング等を通じ、森林組合等が改善計画の実践に意識的に取り組まず又は自主的な改善努力に委ねていては改善が図られないと認められる場合には、法第 113 条第 1 項に基づき必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

Ⅲ－２－２ 早期指導

Ⅲ－２－２－１ 意義

- (1) 自己資本基準を満たしていないことによる是正措置の対象とはならない森林組合等であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、財務基盤の充実への取組がなされる必要がある。
- (2) このため、損失の発生や出資金の流出による自己資本の継続的な減少、多額の投資計画の存在等により、自己資本基準充足率が 100%を下回る蓋然性の高い森林組合等については、オフサイト・モニタリングを通じて、早め早めの経営改善を促していくものとする。
- (3) こうした個々の事象又は状況について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった森林組合等に対しては、ヒアリング等を行うことによって、該当する事象又は状況を的確に把握するとともに、森林組合等の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。

Ⅲ－２－２－２ 主な着眼点

森林組合等が、組合員の利用状況、収益性、財務内容等を適切に分析・評価する態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき、例えば次に掲げる観点で、組織・事業の見直しに取り組んでいるか。

- (1) 役員は、取扱高、事業総利益、経常利益、当期利益等の量的な指標を参考に、また、部門別損益計算書や場所別、主要施設別の収支明細等により森林組合等の収益性を分析・評価しているか。
- (2) 投資計画がある場合には、当該投資に伴う収支見通し、森林組合等における最近の収益や出資金の動向等を踏まえた資本調達手段の検討がされているか。

Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応

次の基準に該当する森林組合等に対しては、将来収支見通し、投資計画等についてヒアリングを行い、概ね５年以内に自己資本基準充足率が 100%を下回る蓋然性の高い森林組合等に対しては、今後の対処方針について報告を求め、収支の改善見通しや改善に向けた取組内容を把握し、着実な改善を促すものとする。なお、当該対処方針については自己資本基準充足率ができるだけ 100%を下回らないことを目指して策定されるよう求めるものとする。

なお、対処方針の報告を求めた森林組合等に対しては、一時的に自己資本基準充足率が 100%を下回った場合であっても、森林組合等において対処方針に基づく改善の取組が行われ、改善の見通しに即した進捗が確認される場合には、Ⅲ－２－１－２の(1)に基づく改善計画の提出は求めないものとする。

- (1) 自己資本基準充足率が 100～120%であって、かつ、自己資本基準充足率が 100～120%となった事業年度を含む前２事業年度において連続して経常損失を計上したもの
- (2) 自己資本基準充足率が 100～120%であって、かつ、自己資本基準充足率が 100～120%

となった事業年度において出資金が2%以上減少したもの

Ⅲ－3 事業実施体制

森林組合等がその事業を行うに当たって、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をするとともに、その事業を通じて組合員に直接奉仕するという目的を果たすためには、その事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要である。

また、組合員に適切な情報提供を行いながら、組合員が求める事業を実施することにより組合員から選択され、利用される森林組合等となるよう努めることが重要である。

Ⅲ－3－1 組合員に対する森林経営等の指導

Ⅲ－3－1－1 意義

林業従事者の減少や山村地域の高齢化等が進み、手入れが必要な人工林も増加している中で、組合員のニーズ等に的確に対応した事業展開を行い、組合員から利用される森林組合等となるためには、立木の販売時期や販売方法、経理、税務問題など個別経営の観点からの指導をはじめ、組合員の林業に関する技術や森林組合等の事業に関する知識の向上を図るための教育、各種の情報提供等の指導態勢を整備し、組合員とのつながりを強化することが必要である。

組合員に対する森林経営等の指導（以下「指導事業」という。）は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであり、例えば以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－3－1－2 主な着眼点

（1）指導事業の取組方針の明確化

- ① 指導事業の基本方針等が事業計画等において具体的な目標を伴った形で明確化されているか。また、その見直しが定期的に行われているか。
- ② 指導事業の実施内容ごとに、対象となる組合員をできる限り明確化しているか。

（2）実施体制

- ① 理事が、適切な森林経営等の指導や森林所有者へ出向く活動の必要性を理解し、組合員とのつながりが強化できる実施体制の整備を行っているか。
- ② 適切な森林経営等の指導や森林所有者へ出向く活動などが実施できるよう業務に精通した人材や高度な専門性を有する人材の配置が行われているか。また、そのことを考慮した人事異動が行われるよう配慮されているか。

（3）人材の育成及び能力の向上

林業に関する技術の指導のみならず、地域の森林所有者をとりまとめる能力、組合員の森林の経営の改善を図る能力、森林の施業又は経営に関する計画を提案できる能力、木材の有利販売を行うことのできる能力などに配慮して、林業所得の増大に資するとともに地域の森林の経営管理の中心的な担い手となる人材（例えば認定森林施業

プランナーや森林経営プランナーなど)の育成策を策定し、実施しているか。

(4) 関連部門との連携

森林の経営管理の重要な担い手として組合員の多様なニーズに応えられるよう、森林整備部門と販売部門との連携など部門間で広く連携を図りながら、各組合員の森林経営全般に対する指導を行える態勢となっているか。

(5) 指導等におけるコスト管理等の実施

指導や森林所有者へ出向く活動などは、そのほとんどが単独の事業としてコストを賄う収益を上げられていない状況にあると見られるが、適切なコスト管理を行うとともに、賦課金の適切な徴収等の財源対策が図られているか。

Ⅲ－３－１－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を総会等の前後等を実施して、各森林組合等の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅲ－３－２ 販売・林産事業

Ⅲ－３－２－１ 意義

森林組合等がその事業を通じて、林業所得の増大など組合員の利益の増進等を図るためには、販売先の確保等による収益の安定、林産事業の生産性の向上による低コスト化等に努め、需要者ニーズに即した適切な事業運営を確保することが重要である。

販売・林産事業は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであるので、上記の観点から例えば以下の点について留意するものとする。

Ⅲ－３－２－２ 主な着眼点

(1) 販売・林産事業の収益改善

- ① 販売・林産事業について、各事業別、支所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 特に恒常的に赤字となっている事業で、今後とも収支改善が見込めない事業については、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直し又は合併若しくは他の組合との連携について検討を行っているか。

(2) 販売・林産事業に関する契約等

- ① 販売・林産事業の実施に当たって、森林組合等は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他の書面において、森林組合等が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 森林組合等が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。

(3) マーケティングの視点を重視した取組強化

- ① マーケティングの視点を重視した具体的な取組計画（例えば、出荷ロットの大規模化のための共同販売体制の構築、中間土場等の整備による原木の仕分け機能の強化、大型トレーラーの活用による原木流通の大ロット化、製材工場等との協定締結、山元からの直送化、木材の輸出拡大等）を作成しているか。その進捗状況について点検を行うとともに、取組による効果の検証を行っているか。

また、取組内容について定期的な見直しを行っているか。さらに、組合員に対しては、当該計画やその進捗状況などについて周知しているか。

- ② 木材の有利販売、事業体間の連携強化などこれからの組合経営を担う森林経営プランナーなど販売や経営に関し実践的な能力を有する者を配置しているか。

(4) 生産性の向上、コストの縮減等に向けた取組強化

- ① 森林組合等において、例えば次に掲げる取組など、コスト縮減に向けた取組や安全対策を積極的に行っているか。

ア GIS を活用した施業提案や集落単位等での合意形成等による組合員以外の所有森林も含めた施業集約化

イ 生産管理のできる人材の適材適所での配置

ウ 高性能林業機械を活用した効率的な利用間伐等の実施

エ 他の民間事業体や林家等との連携

オ 災害発生時の迅速な連絡体制の整備、リスクアセスメントや安全指導の徹底、作業現場への巡回指導、安全な伐木技術の習得や防護具の着用、労働安全の専門家の活用、安全教育の実施等関連法令の遵守等

- ② 生産性の向上及びコストの縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) 独占禁止法違反の排除

例えば組合員に対して森林組合等以外に販売を委託することを制限し、森林組合等を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限するなど、独占禁止法に定める「不正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

(注) 令和2年改正法により、専用契約（組合員が森林組合等の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約）についての規定が廃止された（法第34条、第109条第2項及び第116条）。

今後、森林組合等が優越的地位を利用して、組合員にその事業の利用を強制するような行為については、独占禁止法の規定に基づき、不公正な取引方法として規制されることとなる。

(6) 未収金の適切な管理に係る指導

- ① 取引品目、取引先等に応じて決済期間が適切に設定されているか。
- ② 貸付金等他の債権との名寄せを行うなど適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- ③ 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

(7) その他

森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する森林組合等については、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）の考え方により各都道府県において定めた、民間事業者が同法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かの判断基準を満たしているか。

Ⅲ－３－２－３ 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を総会等の前後等を実施して各森林組合等の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅲ－３－３ 加工事業

Ⅲ－３－３－１ 意義

林産物及びその他物資の加工及び販売を行う加工事業については、低コストでの無垢乾燥材・集成材・合板等の供給が求められる中、一定の生産性を確保し、確実な事業計画により取り組む必要があることから、例えば以下の点について留意するものとする。

Ⅲ－３－３－２ 主な着眼点

(1) 加工事業の収益改善

- ① 加工事業について、原価管理や月次管理を徹底すること等により収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直し又は合併若しくは他の組合との連携について検討を行っているか。
- ③ 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓等販路を確保しているか。

(2) 加工事業に関する契約等

- ① 加工事業の実施に当たって、森林組合等は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他の書面において、森林組合等が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 森林組合等が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収

受していないか。

(3) コスト縮減等に向けた取組強化

- ① 加工事業については、組合員の利用度の増大、生産技術や稼働率の向上等によるコストの低減が図られているか。
- ② 施設の新增設に当たっては、立地条件、利用量、マーケティングの妥当性、資金・原材料調達の確実性、販売計画の妥当性等を検討して、過大投資や経営不振の原因をつくることのないようにしているか。

Ⅲ－３－３－３ 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を総会等の前後等を実施して各森林組合等の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅲ－３－４ 森林整備事業

Ⅲ－３－４－１ 意義

森林組合等が組合員からの委託を受けて、造林や保育等の森林整備を行うことは、組合員に直接の奉仕を行うという森林組合等の事業目的を達成するために重要な事業であり、その適切かつ効率的な事業実施が図られる必要がある。

Ⅲ－３－４－２ 主な着眼点

(1) 森林整備事業の適切な実施

- ① 実施箇所の確認や収支の把握等を行い、地域の森林管理の実情に応じた適切な施業を実施しているか。また、効率的かつ効果的に実行できる体制づくりに取り組んでいるか。
- ② 補助事業を活用する場合、要綱・要領等に基づいて適正に執行しているか。

(2) 森林整備事業に関する契約等

- ① 森林整備事業の実施に当たって、森林組合等は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他の書面において、手数料等森林組合等が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 森林組合等が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 需要者ニーズに対応した森林経営の受託や施業提案を通じた組合員への働きかけによる施業集約化など、計画的かつ効率的に事業を行う体制整備を図っているか。
- ② 事業計画等を取組内容を明確化するなど、組合員に対して十分な説明を行っているか。

(4) 生産性の向上、コストの縮減等に向けた取組強化

- ① 森林組合等において、例えば、次に掲げる取組など、コスト縮減に向けた取組や安全対策を積極的に行っているか。

ア GIS を活用した施業提案や集落単位等での合意形成等による組合員以外の所有森林も含めた施業集約化

イ 生産管理のできる人材の適材適所での配置

ウ 伐採・地拵え・植栽の一貫作業の実施、コンテナ苗の活用などによる造林・保育の低コスト化

エ 他の民間事業者や林家等との連携

オ 災害発生時の迅速な連絡体制の整備、リスクアセスメントや安全指導の徹底、作業現場への巡回指導、安全な伐木技術の習得や防護具の着用、労働安全の専門家の活用、安全教育の実施等関連法令の遵守等

- ② 生産性の向上及びコストの縮減に向け、具体的な目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) その他

森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する森林組合等については、「森林経営管理法の運用について」の考え方により各都道府県において定めた、民間事業者が同法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かの判断基準を満たしているか。

Ⅲ－３－４－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を総会等の前後等を実施して各森林組合等の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅲ－３－５ 利用事業

Ⅲ－３－５－１ 意義

鳥獣害の防止、病虫害の防除、森林調査、高性能林業機械の利用、森林経営計画の作成、造林補助金の申請事務などの利用事業については、組合員のみならず、組合員以外の者からの利用ニーズもあることから、ニーズに応じた柔軟な利用となるよう対策を講ずることにより、その有効な事業実施を図ることが重要である。

Ⅲ－３－５－２ 主な着眼点

(1) 利用事業の適切な実施

- ① 森林経営計画の作成に当たっては、所有者の同意が得られているか。また、当該計画の変更に当たっては、行政庁の認定を得る等の必要な手続きを行っているか。
- ② 稼働率が低下するなどにより能力に余剰のある林業機械については、その有効活

用を図るため、施業の進捗状況を適切に管理し、無駄のない機械運送の仕組みを構築するなどの対策を講じているか。

③ 補助事業を活用する場合、要綱・要領等に基づいて適正に執行しているか。

(2) 利用事業に関する契約等

① 利用事業の実施に当たって、森林組合等は組合員との間で明確な契約を締結しているか。

② 契約書その他の書面において、手数料等森林組合等が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

③ 森林組合等が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。

Ⅲ－３－５－３ 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を総会等の前後等を実施して各森林組合等の取組状況を把握し、取組が遅れている場合にはその積極的な取組を促すものとする。なお、他の森林組合等の参考となる取組事例を把握した場合にはこれを他の森林組合等にも広く周知するものとする。

Ⅲ－３－６ 購買事業

Ⅲ－３－６－１ 意義

購買事業は個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであるが、例えば以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－３－６－２ 主な着眼点

(1) 購買事業の収益改善

① 購買事業について、各事業別、支所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。

② 恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。

(2) 購買事業に関する契約等

① 契約書その他の書面において、森林組合等が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。

② 森林組合等が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

① 組合員のニーズに即した購買品の取扱いを行う等、系統利用率の向上を図っているか。

- ② 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ③ 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員に対して十分な説明を行っているか。

(4) コスト縮減等に向けた取組強化

森林組合等において、例えば次に掲げる取組など、林業用機械器具などの資材のコスト縮減に向けた取組を積極的に行っているか。

- ① 複数の調達先を比較して（価格及び品質など）、最も有利なところから調達
- ② 他の業者（ホームセンター等）の価格動向の調査やその調査結果を踏まえた価格引下げなどの対応
- ③ 他の森林組合等などとの連携による林業用資材の販売、修理コストの引下げや修理サービスの向上

Ⅲ－３－６－３ 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各森林組合等の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅲ－３－７ 森林経営信託事業

Ⅲ－３－７－１ 意義

法第 9 条第 1 項第 3 号の森林経営信託事業は、森林組合等が個々の森林所有者に代わって、信託による森林経営を行うことにより、森林の施業、経営の合理化に資するものとなっている必要がある。

Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点

- (1) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）及び法第 11 条から第 14 条までの規定に基づき適切に実施されているか。なお、森林経営信託事業は、組合員を対象とする森林組合等の事業であり、営業として行われる信託事業の規制法である信託業法（平成 16 年法律第 154 号）は適用されない。
- (2) 信託が終了した場合において、清算が終了していない場合、受託者は、信託法第 177 条各号に掲げる職務を適切に行っているか。
- (3) 森林経営信託事業とその他の事業とは区分して経理しているか。

Ⅲ－３－７－３ 監督手法・対応

森林経営信託事業を実施している森林組合等に対しては、上記の着眼点及び信託規程等に照らし、ヒアリングなどを通じて、当該事業の実施状況を確認するとともに、信託規程に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促

すものとする。

また、自主的な努力では信託規程の違反が是正されない場合においては、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅲ－３－８ 林地供給事業

Ⅲ－３－８－１ 意義

法第 9 条第 2 項第 7 号の林地供給事業は、組合員の行う林業の目的に供するための土地の供給を行うことにより、我が国の林地保有規模の零細性・分散性を改善し、林業経営意欲を持つ者の林業経営の規模の拡大、林地の施業集約化等を推進するものとなっている必要がある。

Ⅲ－３－８－２ 主な着眼点

- (1) 事業の対象の土地は、地域森林計画の対象となっているか。
- (2) 林地の供給の相手方は、当該林地の取得後 1 年以内に当該林地に係る森林を含む全ての経営森林について森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員であるか。

Ⅲ－３－８－３ 監督手法・対応

林地供給事業を実施している森林組合等に対しては、上記の着眼点及び林地供給事業実施規程等に照らし、ヒアリングなどを通じて、当該事業の実施状況を確認するとともに、林地供給事業実施規程等に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促すものとする。

また、自主的な努力では林地供給事業実施規程等への違反が是正されない場合においては、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅲ－３－９ 林地処分事業

Ⅲ－３－９－１ 意義

法第 9 条第 7 項の林地処分事業は、地域の森林の経営と調和した林地の適正な利用が確保されるよう配慮するとともに、自ら開発を行う場合はもとより、その他の者が開発を行う場合においても、乱開発につながらないよう特段の注意を払い、組合員の生活の安定に資するものとなっている必要がある。

Ⅲ－３－９－２ 主な着眼点

- (1) 森林組合等が林地処分事業を実施する場合においては、組合員からの委託により行うことを原則とし、自らの利益追求のみを目的として同事業を実施することのないよう、林地処分事業実施規程に基づき適正な事業実施が図られているか。
- (2) 林地処分事業の対象として、次の森林の土地を対象としないようになされているか。

- ① 保安林の土地
- ② 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林の土地
- ③ 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林の土地
- ④ 地域森林計画において更新の確保又は森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林の土地
- ⑤ 優良人工造林地及びこれに準ずる天然林の土地

(3) 転用相当林地の売渡しの相手方は、独立行政法人都市再生機構等を除き、自ら当該土地を利用するものとし、宅地建物取引業を営む者は対象としないようにしているか。

(4) 林地処分事業とその他の事業とは区分して経理しているか。(財基令第4条第1項)

(5) 林地処分事業の実施に当たっては、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく諸計画、森林法第5条に基づく地域森林計画等土地利用に関する諸計画と比べ調和がとれている事業内容となっているか。また、林地の開発許可制度の運用部局たる都道府県との連絡調整等を十分に行い、転用相当林地等の適正な利用が確保されているか。更に、都市計画法(昭和43年法律第100号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)など他の法令による規制に留意しているか。

Ⅲ－３－９－３ 監督手法・対応

林地処分事業を実施している森林組合等に対しては、上記の着眼点及び林地処分事業実施規程等に照らし、ヒアリングなどを通じて、当該事業の実施状況を確認するとともに、林地処分事業実施規程に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第110条第1項に基づく報告徴収命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促すものとする。

また、自主的な努力では林地処分事業実施規程違反が是正されない場合においては、法第113条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅲ－３－10 森林経営事業

Ⅲ－３－10－１ 意義

森林経営事業については、森林組合等が地域の森林の施業を集約化する役割をより一層果たしていくため、森林所有者の行う森林経営の補完的なものとして認められたものである。このため、実施に当たっては慎重な手続を経るとともに、その趣旨に即した明確な事業実施方針によりこれを行うことにより、林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るものとなっている必要がある。

Ⅲ－３－10－２ 主な着眼点

(1) 森林経営事業を行おうとする目的が経営の受託や信託の引受けによって達成することができないか事前に十分検討しているか。

- (2) 森林経営事業を実施する場合は、森林経営事業を行うことによる組合経営へのリスクが経営の受託や信託の引受けを行う場合と比べ過大なものとならないか等について、慎重に比較考量しているか。
- (3) 森林を取得して森林経営事業を実施する場合は、その取得価格が将来の収支等に大きな影響を与えないようなものとなっているか等について、慎重かつ十分な検討を行っているか。
- (4) 森林経営事業で主伐を行う場合は、主伐後の再造林及び保育の確実な実施を含む施業に関する基本的な計画が立てられているか。
- (5) 森林経営を行うに当たっては、林業を行う組合員の利益の増進又は当該森林の保続培養と森林生産力の増進が図られるよう森林経営計画の認定を受け、計画的に経営を行うものとしているか。
- (6) 森林経営事業と他の事業とは区分して経理しているか。(財基令第4条第2項)

Ⅲ－３－１０－３ 監督手法・対応

森林経営事業を実施している森林組合等に対しては、上記の着眼点及び森林経営規程等に照らし、ヒアリングなどを通じて、当該事業の実施状況を確認するとともに、森林経営規程に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第110条第1項に基づく報告徴収命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促すものとする。

また、自主的な努力では森林経営規程の違反が是正されない場合においては、法第113条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅲ－４ 組合員及び山村地域等への貢献

Ⅲ－４－１ 意義

- (1) 森林組合等は、森林経営の指導や森林の施業又は経営の受託、林産物の生産・加工・販売など幅広く行う山村地域における主要な構成員であり、事業者としての役割にとどまらず、行政や他の事業団体との連携の下で、情報面、人材面でも積極的に山村地域での貢献の役割を果たしていくことが期待される。
- (2) 山村地域への貢献は、森林組合等が自発的に行うものであるが、森林組合等の業務が特定の地域に密着したものであり、当該地域の森林所有者の多くが組合員として参加していることを踏まえれば、山村地域への貢献のあり方が組合員へのサービスの向上のほか、森林組合等の収益力や財務の健全性に影響を与える可能性がある。このため、行政庁は、山村地域への貢献といった観点から森林組合等に期待される役割の発揮に向けた取組状況を見ていくことが重要である。

- (3) なお、森林組合等は、組合員のために直接の奉仕をすることを目的としており、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をし、山村地域への貢献についても、この目的の範囲内で行われる必要がある。森林組合等が山村地域での貢献といった役割を果たしていく際には、あくまでもこのことを常に意識する必要がある。

Ⅲ－４－２ 主な着眼点

森林組合等が業務を行うに当たり山村地域への貢献に対する基本的な方針を明らかにしているか。また、その基本方針及び基本方針に沿った活動内容について適時に組合員に情報提供する態勢が整備されているか。

山村地域への貢献が、森林組合等の収益や財務の健全性、正組合員に対するサービスに与える影響について、コストの負担額、組合員の評価等を踏まえ検討しているか。

Ⅲ－４－３ 監督手法・対応

Ⅳ－１－１（２）①に規定するヒアリングの機会を活用し、上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、森林組合等の態勢整備について説明を求めるとともに、取組状況を把握する。

Ⅲ－５ 障害者への対応

Ⅲ－５－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、森林組合等はこれを遵守する必要がある。

Ⅲ－５－２ 主な着眼点

障害者への対応に当たって、「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号）の各規定に則った適切な対応を実施しているか。

また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。

Ⅲ－５－３ 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者からの苦情を通じて把握された森林組合等における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、森林組合等の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 110 条第 1 項に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

Ⅳ 森林組合等の監督の事務処理上の留意点

Ⅳ－１ 監督事務の流れ

Ⅳ－１－１ オフサイト・モニタリング

(１) 検査と検査の間においても森林組合等の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、森林組合等の決算に係るヒアリング又は決算関係書類等により森林組合等の経営状況を把握する。また、森林組合等から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の森林組合等への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

(２) 定期的なヒアリング又は聴取等の実施

以下のようなことに留意しながら、森林組合等の経営者等に対し、定期的にヒアリング等を行うこととする。

① 運営方針、経営上の課題、将来の見通し、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況、内部監査の実施状況や問題点の是正状況等に関しヒアリング等を行う。また、必要に応じて、職員や作業班など事業実施に関する状況や問題点の把握に積極的に努める。

② ①に加え、毎年度の森林組合等の決算関係書類等を通じて、経営の健全性の状況を適宜把握することとする。また、検査結果通知のフォローアップ、不適正事案の報告、早期指導などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

③ 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリング等を行い、必要な場合には法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令を発出し、報告又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があり、自主的な改善に委ねたものでは森林組合等の事業運営に支障を来すと認められる場合には、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

(３) 定期的な意見交換の実施

国は、森林組合等の監督行政庁である都道府県との間で、都道府県が策定した指導方針、指導上の課題、法令等に違反する行為を行った又は法令等に違反する状態にある森林組合等に対する指導の経過及び改善状況、検査における指摘事項及びその改善状況等についての意見交換を実施する。

Ⅳ－１－２ 検査部局との連携

森林組合等及びその子会社に対する検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅳ－１－２－１ 本検査着手前

本検査着手に当たって、監督部局は、検査責任者に対し、森林組合等の現状について、

以下の説明を行うものとする。

- (1) 前回検査から当該時点までの当該組合の主な動き（増資、役員の交替等）
- (2) オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- (3) トップ面談、監督部局のヒアリングの結果
- (4) 監督上の措置（報告徴収、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- (5) 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- (6) その他（不適正事案報告等）

IV－１－２－２ 検査終了後

監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 1 号農林水産省大臣官房検査部長通知）第 10 の 1 に基づき検査終了後に実施する検査結果説明会に必ず出席するものとする。

IV－１－２－３ 報告命令の発出等

- (1) 監督部局は、検査書の交付日後、森林組合等に対し、当該検査書における指摘事項の全てについての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を 2 か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するほか、第三者委員会を設置する等の特別の事情がある場合は別途一定の期間を設けるものとする。）に提出することを、法第 110 条第 1 項に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式 3 を参照。）。
- (2) 上記報告書が提出された段階で、森林組合等から適宜十分なヒアリングを行うものとする。

ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。
- (3) 検査結果及び法第 110 条第 1 項に基づいて得られた報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 110 条第 1 項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第 110 条第 1 項に基づく報告書の内容等により、森林組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反する事項を認めるときは、法第 113 条第 1 項に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

- (4) 上記(1)又は(3)に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第113条第1項に基づく命令を発した場合は、監督部局が経営課である場合は、経営課から検査・監察部に報告するものとする。

Ⅳ－１－３ 組合に対する相談・苦情等

Ⅳ－１－３－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応

組合に関する相談・苦情等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

- (1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合

当該申出が、組合の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に定義される公益通報をいう。）又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」（平成18年3月31日付け17消安第13896号農林水産省消費・安全局長通知）に沿って対応するものとする。

- (2) 申出の内容が、組合との個別の契約に関するものの場合

当該申出の内容が、申出人と組合との個別の契約に関するものの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合及び森林組合系統の相談・苦情窓口を紹介するものとする。

- (3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合（上記(1)、(2)に該当する場合を除く。）は、次のように対応するものとする。

- ① 当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。）をする権限を有する組合の監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令等に基づく措置その他適切な措置をとる。なお、申出内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

- ② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡するとともに、その後の申出人からの問い合わせ状況及び当該他の部局等による申出内容への対応状況についての情報の共有を図ることとする。

Ⅳ－１－４ 法解釈に関する照会

Ⅳ－１－４－１ 照会を受ける内容の範囲

法解釈に関する照会は、執行権限を有する法令等に関して受けるものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

Ⅳ－１－４－２ 照会に対する回答方法

- (１) 本監督指針、審議会等の答申・報告、法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (２) 回答に当たって判断がつかないもの等については、経営課へ連絡する。
- (３) 経営課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局及び都道府県に配布するものとする。

Ⅳ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項

Ⅳ－２－１ 森林組合等の組織

Ⅳ－２－１－１ 森林組合等の設立、定款変更及び解散

森林組合等の設立、定款変更及び解散の認可並びに定款変更の届出に係る手続は、以下によるものとする。

Ⅳ－２－１－１－１ 申請書類

森林組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第78条第2項（法第61条第3項（第109条第3項において準用する場合を含む。））、第83条第3項、第108条の2第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、法第78条第1項（法第109条第4項において準用する場合を含む。）において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

(１) 設立に係る認可申請書類

- ① 設立認可申請書（様式については、別紙様式4を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款

- ④ 事業計画書
- ⑤ 設立経過報告書
- ⑥ 法第 74 条及び第 108 条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- ⑦ 法第 75 条（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- ⑧ 法第 76 条（法第 109 条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- ⑨ 法第 77 条（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- ⑩ その他必要な書類（組員である資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

（2）定款変更に係る認可申請書類

- ① 定款変更認可申請書（様式については、別紙様式 5 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表
- ④ 定款全文（現行のもの）
- ⑤ 定款変更の決議をした総会等の議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（事業計画書、総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）
また、出資一口の金額の減少に係る定款変更の認可申請の場合は、次の書類についても提出を求めるものとする。
- ⑦ 法第 66 条第 2 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第 66 条第 3 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 67 条第 2 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書面
このほか、森林経営事業の実施に係る定款変更の認可申請の場合は、次の書類についても提出を求めるものとする。
- ⑧ 森林組合にあっては、法第 26 条第 1 項の規定による総組員の 3 分の 2 以上の書面による同意があることを証する書面又は法第 26 条の 2 第 1 項の規定による決議を経たことを証する書面及び同条第 2 項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面
連合会にあっては、法第 101 条の 2 第 1 項の規定による決議を経たことを証する書面及び同条第 2 項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

（3）定款変更に係る届出

- ① 定款変更届（様式については、別紙様式 6 を参照。）

- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表
- ④ 定款全文（現行のもの）
- ⑤ 定款変更の決議をした総会等の議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（４）解散に係る認可申請書類

- ① 解散認可申請書（様式については、別紙様式 7 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 解散の決議をした総会等の議事録（謄本）
- ④ 清算人名簿
- ⑤ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅳ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点）

（１）設立に係る認可について

法第 79 条（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による森林組合等の設立の認可を行う場合は、同条の認可の基準のとおり行うものとし、具体的には、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査し認可を行うものとする。

このうち、次の①の事項については、この事項が不適正な場合には、森林組合等の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、森林組合等の設立目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 78 条第 2 項（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の設立に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

森林組合等が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。

② 形式的事項

ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。

イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

ウ 定款は法第 42 条（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する事項が全て網羅されているか。

エ 設立手続は森林組合にあっては、法第 74 条から第 77 条まで、連合会にあっては、法第 108 条及び第 109 条第 4 項において準用する第 75 条から第 77 条までの

規定等に照らし、適法に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本的事項は、法第1条、第9条等の規定に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

ウ 組合員に関する規定は、法第27条及び第103条の規定の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会、総代会及び理事会に関する規定は、法第46条、第58条、第61条、第65条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

(2) 定款変更に係る認可について

法第61条第2項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定による森林組合等の定款変更の認可を行う場合は、法第79条（法第109条第4項において準用する場合を含む。）の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、次の形式的事項及び上記（1）の③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査し認可を行うものとする。

ただし、定款変更の内容が森林組合等の事業又は地区の変更に係る場合にあっては、次の形式的事項並びに上記（1）の①及び③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、このうち、上記（1）の①の事項については、この事項が不適正な場合には、森林組合等の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、森林組合等の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、森林組合等と十分協議するとともに、必要に応じ法第61条第3項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第78条第2項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のアからウまでに掲げる事項

イ 定款の変更手続は法第61条、第63条等に照らし、適法に行われているか。

(3) 解散に係る認可について

法第83条第2項及び第108条の2第2項の規定による森林組合等の解散の決議の認可を行う場合は、法第79条第1号（法第109条第4項において準用する場合を含む。）の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを審査し認可を行うものとする。

（形式的事項）

ア 上記（１）の②のア及びイに掲げる事項

イ 解散の手続は法第 63 条、第 83 条等に照らし、適法に行われているか。

Ⅳ－２－１－１－３ 留意事項

（１）農林水産大臣の定める模範定款例との関係

- ① 認可申請のあった定款の内容が、法第 42 条第 3 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣の定める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。
- ② 模範定款例と異なる定款を有する森林組合等の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該森林組合等の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益につながるかを厳正に審査するものとする。

（２）理事の定数について

理事の定数の増加については、業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を配置することは望ましいことから、森林組合等の事業に関し専門的知識を有する者を常勤理事として登用するためなど業務執行が強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。この際、女性や若年層の理事としての就任を促進するなど、理事会の活性化に向けた取組を行うようあわせて指導するものとする。女性や若年層が理事として就任することは、理事会を活性化し、業務執行体制を強化する上で望ましいことから、女性や若年層の理事就任を促すための理事枠を設置するために定数を増加させることも考えられる。

また、理事の定数の減少については、健全な業務運営に支障がないことが明らかな場合には、定数変更を認可するものとする。

Ⅳ－２－１－２ 森林組合等の各種規程の承認等

Ⅳ－２－１－２－１ 森林経営信託規程の承認

（１）申請書類

法第 10 条第 1 項又は第 3 項（法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく信託規程（以下「森林経営信託規程」という。）の設定、変更若しくは廃止の承認申請書又は法第 10 条第 4 項（法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林経営信託規程の変更の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

① 設定承認申請書類

ア 森林経営信託規程承認申請書（様式については、別紙様式 8 を参照。）

イ 理由書

ウ 森林経営信託規程全文

エ 規程を定める決議をした総会等の議事録（謄本）

② 変更承認申請書類

- ア 森林経営信託規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 9 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 森林経営信託規程変更新旧対照表
- エ 森林経営信託規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

③ 廃止承認申請書類

- ア 森林経営信託規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式 10 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録（謄本）

④ 変更に係る届出

- ア 森林経営信託規程変更届（様式については、別紙様式 11 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 森林経営信託規程変更新旧対照表
- エ 森林経営信託規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

（２）審査要領

- ① 森林経営信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、森林経営信託規程例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮しつつ、次の要件が全て満たされているか慎重に審査し、承認は個々の森林組合等の実情に照らし、適切と認められる場合に行うものとする。

- ア 施行規則第 2 条第 1 項に規定する記載事項が森林経営信託規程に記載されていること
- イ 事業を実施する森林組合等は、法第 9 条第 3 項に規定する組合員に出資をさせる森林組合及び法第 101 条第 2 項に規定する会員に出資させる連合会（以下「出資組合」という。）に限られること
- ウ 森林法等の法令に違反することとならないこと
- エ 事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること

- ② 森林経営信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

- ③ 森林経営信託規程の廃止の承認は、当該規程に基づく森林経営信託事業が長期間にわたり行われていない等、当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行うものとする。

Ⅳ－２－１－２－２ 林地処分事業実施規程の承認

（１）申請書類

法第 24 条第 1 項又は第 3 項（法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく林地処分事業実施規程の設定、変更若しくは廃止の承認申請書又は法第 24 条第 4 項（法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく林地

処分事業実施規程の変更の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

① 設定承認申請書類

- ア 林地処分事業実施規程承認申請書（様式については、別紙様式 8 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 林地処分事業実施規程全文
- エ 規程を定める決議をした総会等の議事録（謄本）

② 変更承認申請書類

- ア 林地処分事業実施規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 9 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 林地処分事業実施規程変更新旧対照表
- エ 林地処分事業実施規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

③ 廃止承認申請書類

- ア 林地処分事業実施規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式 10 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録（謄本）

④ 変更に係る届出

- ア 林地処分事業実施規程変更届（様式については、別紙様式 11 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 林地処分事業実施規程変更新旧対照表
- エ 林地処分事業実施規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

（２）審査要領

- ① 林地処分事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、林地処分事業実施規程例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮しつつ、次の要件が全て満たされているか慎重に審査し、承認は個々の森林組合等の実情に照らし、適切と認められる場合に行うものとする。

ア 施行規則第 7 条第 1 項に規定する記載事項が林地処分事業実施規程に記載されていること。

イ 事業を実施する森林組合等は、出資組合に限られること

- ② 林地処分事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

- ③ 林地処分事業実施規程の廃止の承認は、当該規程に基づく林地処分事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行うものとする。

Ⅲ－２－１－２－３ 森林経営規程の承認

(1) 申請書類

法第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項(法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林経営規程の設定、変更若しくは廃止の承認申請書又は法第 26 条の 3 第 4 項(法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林経営規程の変更の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類(理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等)がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

① 設定承認申請書類

ア 森林経営規程承認申請書(様式については、別紙様式 8 を参照。)

イ 理由書

ウ 森林経営規程全文

エ 規程を定める決議をした総会等の議事録(謄本)

② 変更承認申請書類

ア 森林経営規程変更承認申請書(様式については、別紙様式 9 を参照。)

イ 理由書

ウ 森林経営規程変更新旧対照表

エ 森林経営規程全文(現行のもの)

オ 規程変更の決議をした総会等の議事録(謄本)

③ 廃止承認申請書類

ア 森林経営規程廃止承認申請書(様式については、別紙様式 10 を参照。)

イ 理由書

ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録(謄本)

④ 変更に係る届出

ア 森林経営規程変更届(様式については、別紙様式 11 を参照。)

イ 理由書

ウ 森林経営規程変更新旧対照表

エ 森林経営規程全文(現行のもの)

オ 規程変更の決議をした総会等の議事録(謄本)

(2) 審査要領

① 森林経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、森林経営規程例(平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林政経第 325 号林野庁長官通知)に準拠しているかどうかを考慮しつつ、次の要件が全て満たされているか慎重に審査するものとし、承認は個々の森林組合等の実情に照らし、適切と認められる場合に行うものとする。

ア 施行規則第 8 条の 3 第 1 項に規定する記載事項が森林経営規程に記載されているか。

イ 法第 26 条、第 26 条の 2 又は第 101 条の 2 に規定する手続を経ているか。

ウ 法第 26 条の 2 第 1 項に規定する手続を経る場合、総会等の特別決議後、2 週間以内に公告又は組合員に通知しているか、さらに、総組合員の 6 分の 1 以上の組

合員が公告又は通知の日から 2 週間以内に書面をもって反対の意思を示していないか。仮に総組合員の 6 分の 1 以上の組合員が反対の意思を示した場合でも、森林組合においては、総組合員の 3 分の 2 以上の書面同意を得られれば、森林経営事業が実施できることに留意する。

エ 森林経営事業の健全な運営を確保するため、財基令第 4 条第 2 項等の規定に基づく区分経理を適切に行うものとなっているか。

② 森林経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

③ 森林経営規程の廃止の承認は、当該規程に基づく森林経営事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行うものとする。

IV-2-1-3 森林組合等の合併

森林組合等は、森林所有者の自主的な組織であり、その組織のあり方については、組合員の総意に基づき決定されるものである。一方で、森林所有者の協同組織として、その負託に応え得るためには、財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤を強化すること等が重要であり、そのための方策の一つとして合併等も有効であることから、引き続き推進することとしているところである。

合併に当たっては、地理的状況や都道府県の出先機関の配置状況、連合会の経営状況等を勘案した将来的な森林組合等のあり方を念頭に置いて、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表する民間事業者（森林経営管理制度の担い手となる林業事業体）や 1 県 1 組合への組織再編をも志向して合併の推進を図る等、適切な指導を行うものとする。

IV-2-1-3-1 事業計画の樹立

(1) 事業計画書の作成

森林組合等は、合併により合併後の森林組合等（合併後存続する森林組合等又は合併によって設立する森林組合等をいう。以下、IV-2-1-3-1 において同じ。）が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の森林組合等の事業経営に関する計画（以下、IV-2-1-3-1 において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

(2) 事業計画の作成の進め方（基本事項）

森林組合等の合併は、基本的に合併しようとする森林組合等の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、森林組合等が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会等において決議する前に集落座談会等を開催して組合員にその趣旨及び内容を周知し、組合員の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

なお、合併の準備段階から事業提携や技術交流により、合併後の事業運営が円滑に

行われるよう進めていくことが望ましい。

(3) 事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

- ① 合併の基本方針に関する事項
 - ア 合併しようとする森林組合等の名称
 - イ 合併の目的
 - ウ 日程
 - エ 職員の引継、財産の評価及び整理
 - オ 出資一口金額に対する持分調整
- ② 合併後の森林組合等の事業経営についての基本方針に関する事項
 - ア 地域林業の振興に関する方針
 - イ 各事業の実施方針、重点及び改善事項
 - ウ 機構及び業務分掌等経営管理の改善強化
 - エ 増資、欠損補填、財務の健全化等
 - オ 地区内林業団体及び関係機関との連携
- ③ 合併契約の基本となるべき事項
 - ア 合併の方法
 - イ 被合併森林組合等の組合員に与える出資金又は交付金
 - ウ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
 - エ 設立委員の選出及び人数
 - オ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項
- ④ 施設の統合整備に関する事項
 - ア 施設の種類
 - イ 当該施設の統合整備の概要
- ⑤ 合併後の森林組合等と組合員との間における利用及び協力の強化方策
 - ア 組合員の意思を事業経営に表す方法
 - イ 事業経営方針の組合員への徹底方法
 - ウ 組合員組織及び協力組織の育成強化
- ⑥ 合併後森林組合等の3か年事業計画（合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画）
 - ア 事業別取扱高、手数料率等
 - イ 事業別損益計画
- ⑦ 不良債権の処理に関する方策
 - ア 不良債権の処理に関する基本方針
 - イ 不良債権の処理の目標

(4) 事業計画書の留意事項

- ① 事業計画書の策定に当たっては、合併後の森林組合等の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次のア及びイに掲げる事項等を十分検討するとともに、必要に応じ、

系統組織の意見も聴いて、慎重に策定することが必要である。

ア 森林組合等の地区及び規模についての判断に係る検討事項

a 自然的条件

森林資源の状況、地形・地勢等

b 経済的事情

需要の動向、林業生産の状況、林産物の生産・出荷その他流通市場の実情、森林・林業関係施設の設置状況

c 社会的事情

地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う森林・林業関係施策との関連、地域的社会的慣行等

イ 合併後の事業経営のあり方に係る検討事項

a 多様化する組合員のニーズを的確に把握するとともに施業集約化・原木の取りまとめ・造林コストの低減等により地域林業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。

b 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。

c 需要の動向、森林資源の状況等森林・林業をめぐる自然的経済的社会的な情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。

d 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。

e 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。

② 合併しようとする森林組合等は、事業計画書の決議を合併の決議を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し決議を得る必要がある。

IV-2-1-3-2 申請及び認可

(1) 申請書類

森林組合等の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第84条第3項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第78条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

① 合併総会を行う森林組合等に求める提出書類

ア 合併認可申請書（別紙様式12及び13を参照。）

イ 合併の理由書

ウ 合併を決議した総会等の議事録（謄本）

エ 合併契約書及び覚書（謄本）

オ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする森林組合等の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

カ 法第84条第4項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）において

読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 67 条第 2 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書面

キ 総代会で合併を決議した森林組合にあっては、法第 65 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類

ク 法第 65 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

ケ 合併後存続する森林組合等又は合併により設立される森林組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

コ 新設合併の場合にあっては、法第 85 条（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）

サ 合併経過を記載した書面

シ 施行規則第 99 条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

ス その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

② 簡易合併で総会決議を経ない森林組合等に求める提出書類

法第 84 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により合併後存続する森林組合等が理事会の決議を経て行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

ア 合併認可申請書（別紙様式 14 を参照。）

イ 合併の理由書

ウ 合併によって消滅する森林組合等が合併を決議した総会等の議事録（謄本）

エ 合併後存続する森林組合等が合併の方針を決議した理事会の議事録（謄本）

オ 合併契約書及び覚書（謄本）

カ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする森林組合等の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

キ 法第 84 条第 4 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 67 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面

ク 合併によって消滅する森林組合が総代会で合併を決議した場合は、法第 65 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類

- ケ 法第 65 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- コ 合併後存続する森林組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- サ 合併経過を記載した書面
- シ 合併により消滅する森林組合等の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する森林組合等の総組合員（准組合員を除く。）の数の 5 分の 1（これを下回る割合を合併後存続する森林組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する森林組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する森林組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の 5 分の 1（これを下回る割合を合併後存続する森林組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- ス 合併後存続する森林組合等の総組合員（准組合員を除く。）の 6 分の 1 以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- セ 施行規則第 99 条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- ソ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会の議事録の写しなど）

（2）審査要領

法第 84 条第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による森林組合等の合併の認可を行う場合は、法第 79 条（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査し、認可を行うものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員のニーズに適切に対応する態勢整備が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、森林組合等が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。
- カ 合併に伴う支所の設置等について、森林組合等の機能が十分に発揮され、健全な運営ができるものとなっているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。

- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
 - ウ 定款は法第 42 条第 1 項及び第 2 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する事項が全て網羅されているか。
 - エ 決定手続は法第 63 条、第 84 条等に照らし適法になされているか。
 - オ 合併契約は、施行令第 7 条第 1 項に規定する内容となっているか。
 - カ 新設合併の場合は、法第 85 条等に規定する手続が適正になされているか。
 - キ 合併によって消滅した森林組合等に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した森林組合等における適正な手続がなされているかどうかも含む。）。
 - ク 合併によって消滅する森林組合等、合併後存続する森林組合等にあつては、法第 87 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に基づく手続が行われているか。
- ③ 定款の内容に関する事項
- ア 目的、事業等の基本事項は、法第 1 条、第 4 条、第 9 条等に照らし適正か。
 - イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
 - ウ 組合員に関する規定は、法第 27 条及び第 103 条の範囲となっているか。
 - エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
 - オ 役職員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
 - カ 総会に関する規定は、法第 58 条、第 60 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 61 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
 - キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

IV－2－1－4 組合の事業譲渡

組合の事業譲渡においては、以下のとおり総会の決議又は特別決議を要する。

（１）森林組合が行う事業譲渡（法第 61 条 1 項第 6 号及び第 63 条第 4 号）

- ① 以下の譲渡に関しては総会の特別決議を得る必要がある。
 - ア 事業の全部の譲渡
 - イ 法第 9 条第 1 項第 1 号から 4 号の事業（以下「森林組合の必須事業」という。）の全部の譲渡
 - ウ 同条第 2 項各号に掲げる事業（以下「森林組合の任意事業」という。）のうち同項第 2 号、第 3 号又は第 6 号の事業の全部の譲渡
- ② 以下の譲渡に関しては、総会の普通決議を得る必要がある。
 - ア 森林組合の必須事業の一部の譲渡
 - イ 森林組合の任意事業のうち法第 9 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号の事業の一部の譲渡
- ③ その他の譲渡

森林組合の任意事業のうち、法第 9 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号の事業以外の事業については、譲渡に際して所要の規定を設けていないため、総会の決議を行うか等については、組合員の林業経営や森林組合の事業全般に与える影響の大き

さを踏まえ、各森林組合において判断する必要がある。

(2) 生産森林組合が行う事業譲渡（法第 100 条第 2 項において準用する法第 61 条第 1 項第 6 号及び第 63 条第 4 号）

① 以下の譲渡に関しては、総会の特別決議を得る必要がある。

ア 事業の全部の譲渡

イ 法第 93 条第 1 項の事業（以下「生産森林組合の必須事業」という。）の全部の譲渡

② 以下の譲渡に関しては、総会の普通決議を得る必要がある。

生産森林組合の必須事業の一部の譲渡

③ その他の譲渡

法第 93 条第 2 項の事業については、譲渡に際して所要の規定を設けていないため、総会の決議を行うか等については、組合員の林業経営や生産森林組合の事業全般に与える影響の大きさを踏まえ、各生産森林組合において判断する必要がある。

（注）令和 2 年改正法により事業譲渡について規定された。改正前においても、当事者間の契約で行われることは否定されていなかったものの、事業再編メニューとして改めて明確に規定したものである。

(3) 森林組合連合会が行う事業譲渡（法第 107 条第 2 号及び第 109 条第 3 項において準用する第 63 条第 4 項）

① 以下の譲渡に関しては、総会の特別決議を得る必要がある。

ア 事業の全部の譲渡

イ 法第 101 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 8 号又は第 18 号の事業の全部の譲渡

② 以下の譲渡に関しては総会の普通決議を得る必要がある。

法第 101 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 8 号又は第 18 号の事業の一部の譲渡

③ その他の譲渡

法第 101 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 8 号又は第 18 号以外の事業については、譲渡に際して所要の規定を設けていないため、総会の決議を行うか等については、所属員の林業経営や連合会の事業全般に与える影響の大きさを踏まえ、各連合会において判断する必要がある。

IV-2-1-5 森林組合等の吸収分割

森林組合等の吸収分割の認可に係る手続は、以下によるものとする。

IV-2-1-5-1 事業計画の樹立

(1) 事業計画書の作成

吸収分割をする森林組合等（以下「吸収分割組合等」という。）及び吸収分割組合等から権利義務を承継する森林組合等（以下「吸収分割承継組合等」という。）は、吸収分割並びに吸収分割後の吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の事業経営に関する計画（以下、IV-2-1-5-1において「事業計画」という。）を作成するものと

する。その際、組合員等の意思の反映とニーズの把握に努め、吸収分割に対する理解と協力を得ながら進めるものとする。

なお、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等は、事業計画書の決議を吸収分割契約の承認を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し決議を得る必要がある。

(2) 事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

① 吸収分割の基本方針に関する事項

ア 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の名称

イ 吸収分割の目的

ウ 日程

エ 吸収分割組合等から吸収分割承継組合等に承継させる資産、債務、雇用契約その他の権利義務の内容

② 吸収分割承継組合等の事業経営についての基本方針に関する事項

③ 吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項

④ 吸収分割の基本となるべき事項

ア 吸収分割組合等又はその組合員が取得する吸収分割承継組合等の出資口数又はその口数の算定方法

イ 吸収分割承継組合等の組合員資格（吸収分割承継組合等の組合員とならない吸収分割組合の組合員がある場合は、当該組合員に対して支払う金銭の額又は算定方法）

⑤ 吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の3か年事業計画（吸収分割の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画）

IV-2-1-5-2 申請及び認可

(1) 申請書類

森林組合等の吸収分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第88条の3第3項又は第108条の5第3項において準用する法第78条第2項の規定により申請者に対して吸収分割に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

なお、吸収分割の前後で森林組合等の所管行政庁が変わる場合、吸収分割前の森林組合等の所管行政庁にあっては、予め当該森林組合等から事業計画等の内容について聴取することとする。

① 吸収分割契約を総会で決議する森林組合等に求める提出書類

ア 吸収分割認可申請書（別紙様式15を参照）

イ 吸収分割の理由書

ウ 吸収分割を決議した総会等の議事録（謄本）

- エ 吸収分割契約（謄本）
 - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
 - カ 法第 88 条の 5 第 1 項又は第 108 条の 7 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 88 条の 5 第 1 項又は第 108 条の 7 において読み替えて準用する法第 67 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面
 - キ 総代会で吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第 88 条の 5 第 1 項において準用する法第 65 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
 - ク 法第 88 条の 5 第 1 項において準用する法第 65 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
 - ケ 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
 - コ 吸収分割の経過を記載した書面
 - サ 施行規則第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
 - シ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）
- ② 吸収分割契約の総会決議を経ない森林組合等に求める提出書類
- 法第 88 条の 4 第 1 項又は第 108 条の 6 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで行う吸収分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。
- ア 吸収分割認可申請書（別紙様式 16 を参照）
 - イ 吸収分割の理由書
 - ウ 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等が吸収分割の方針を決議した理事会の議事録（謄本）
 - エ 吸収分割契約（謄本）
 - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
 - カ 法第 88 条の 5 第 1 項又は第 108 条の 7 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 88 条の 5 第 1 項又は第 108 条の 7 において読み替えて準用する第 67

条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

- キ 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- ク 吸収分割の経過を記載した書面
- ケ 吸収分割組合等が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面又は、吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- コ 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- サ 施行規則第99条の2及び第99条の3に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- シ その他必要な書類（理事会の議事録の写しなど）

（2）審査要領

森林組合等の吸収分割に関し、法第88条の3第3項又は第108条の5第3項において準用する法第79条に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上吸収分割が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 吸収分割後、吸収分割承継組合等及び吸収分割組合等の双方において、それぞれが行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- ウ 吸収分割により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第42条（法第109条第3項において準用する場合を含む。）に規定する事項がすべて網羅されているか。

エ 決定手続は法第 63 条第 2 号（法第 109 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 88 条の 2 第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項等に照らし適法になされているか。

オ 吸収分割契約は、法第 88 条の 3 第 1 項又は第 108 条の 5 第 1 項に規定する内容となっているか。

カ 吸収分割組合等から吸収分割承継組合等への権利義務の承継が適正になされているか。

キ 法第 88 条の 5 第 1 項又は第 108 条の 7 において読み替えて準用する法第 84 条の 3 に基づく手続が行われているか。

ク 法第 88 条の 7 第 1 項又は第 108 条の 9 第 1 項の規定による労働者との協議がなされ、また、法第 88 条の 7 第 2 項又は第 108 条の 7 第 2 項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号。以下「準用労働承継法」という。）第 2 条第 1 項の規定による労働者への通知等、準用労働承継法に基づく手続が適正に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本事項は、法第 1 条、第 4 条、第 9 条及び第 101 条等に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

ウ 組合員に関する規定は、法第 27 条及び第 103 条の範囲となっているか。

エ 組合員の資格に関する規定は、吸収分割前の組合員等の資格を不当に奪うものでないか。

オ 経費の分担に関する規定は、組合員又は会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

カ 役職員に関する規定は、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

キ 総会に関する規定は、法第 58 条、第 60 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 61 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

ク 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

IV-2-1-6 森林組合等の新設分割

森林組合等の新設分割の認可に係る手続は、以下によるものとする。

IV-2-1-6-1 事業計画の樹立

（1）事業計画書の作成

新設分割をする森林組合等（以下「新設分割組合等」という。）は、新設分割並びに新設分割によって設立する森林組合連合会（以下「新設分割設立連合会」という。）及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営に関する計画（以下 IV-2-1-6-1 において「事業計画」という。）を作成するものとする。その際、組合員等の意思の反映とニーズの把握に努め、新設分割に対する理解と協力を得ながら進めるものとする。

なお、新設分割組合等は、事業計画書の決議を新設分割計画の承認を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し決議を得る必要がある。

(2) 事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

- ① 新設分割の基本方針に関する事項
 - ア 新設分割しようとする森林組合等の名称
 - イ 新設分割の目的
 - ウ 日程
 - エ 新設分割組合等から新設分割設立連合会に承継させる資産、債務、雇用契約その他の権利義務の内容
- ② 新設分割設立連合会の事業経営についての基本方針に関する事項
- ③ 新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項
- ④ 新設分割の基本となるべき事項
 - ア 新設分割設立連合会の会員が取得する新設分割設立連合会の出資口数又はその口数の算定方法
 - イ 新設分割設立連合会の会員資格
 - ウ 設立委員の選出及び人数
 - エ 新設分割設立連合会の定款の基本となるべき事項
- ⑤ 新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の3か年事業計画（新設分割の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画）

IV-2-1-6-2 申請及び認可

(1) 申請書類

森林組合等の新設分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第108条の13第3項において準用する法第78条第2項の規定により申請者に対して新設分割に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

なお、新設分割の前後で森林組合等の所管行政庁が変わる場合、新設分割前の森林組合等の所管行政庁にあっては、予め当該森林組合等から事業計画等の内容について聴取することとする。

- ① 新設分割計画を総会で決議する森林組合等に求める提出書類
 - ア 新設分割認可申請書（別紙様式17を参照）
 - イ 新設分割の理由書
 - ウ 新設分割を決議した総会等の議事録（謄本）
 - エ 新設分割計画（謄本）
 - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分

割組合等の成立の日における貸借対照表)

- カ 法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 67 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面
 - キ 総代会で新設分割を決議した森林組合にあっては、法第 108 条の 15 において準用する法第 65 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
 - ク 法第 108 条の 15 において準用する法第 65 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
 - ケ 新設分割組合等及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
 - コ 法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 85 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
 - サ 新設分割の経過を記載した書面
 - シ 施行規則第 99 条の 4 に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
 - ス その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）
- ② 新設分割計画の総会決議を経ない森林組合等に求める提出書類
- 法第 108 条の 14 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで行う新設分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。
- ア 新設分割認可申請書（別紙様式 18 を参照）
 - イ 新設分割の理由書
 - ウ 新設分割組合等が新設分割の方針を決議した理事会の議事録（謄本）
 - エ 新設分割計画（謄本）
 - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
 - カ 法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 67 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面
 - キ 新設分割組合等及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の

事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

ク 法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 85 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）

ケ 新設分割の経過を記載した書面

コ 新設分割によって新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の 5 分の 1（これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面

サ 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准組合員を除く。）の 6 分の 1 以上の正組合員又は正会員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

シ 施行規則第 99 条の 4 に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

ス その他必要な書類（理事会の議事録の写しなど）

（２）審査要領

森林組合等の新設分割に関し、法第 108 条の 13 第 3 項において準用する法第 79 条に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、新設分割が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

ア 組合員等の意思反映が適正に行われたか。

イ 新設分割後、新設分割設立連合会及び新設分割組合等の双方において、それぞれが行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

ウ 新設分割により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

② 形式的事項

ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

ウ 定款は法第 42 条（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する事項がすべて網羅されているか。

エ 決定手続は法第 63 条第 2 号（法第 109 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 108 条の 12 第 2 項等に照らし適法になされているか。

オ 新設分割計画は、法第 108 条の 13 第 1 項に規定する内容となっているか。

カ 法第 108 条の 15 において準用する法第 85 条等に規定する手続が適正になされているか。

キ 新設分割組合等から新設分割設立連合会への権利義務の承継が適正になされているか。

ク 法第 108 条の 15 において読み替えて準用する法第 84 条の 3 に基づく手続が行われているか。

ケ 法第 108 条の 17 第 1 項の規定による労働者との協議がなされ、また、同条第 2

項において準用する準用労働承継法第2条第1項の規定による労働者への通知等、準用労働承継法に基づく手続が適正に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第4条、第101条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 会員に関する規定は、法第103条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、新設分割設立連合会の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会に関する規定は、法第58条、第60条、第60条の2、第60条の3及び第61条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

Ⅳ－２－１－７ 休眠組合への対応

Ⅳ－２－１－７－１ 意義

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある森林組合等については、これを放置した場合には、登記悪用のおそれがあるほか、当該森林組合等の地区において適切な森林施業等が行われないおそれ等があることから、森林組合等の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該森林組合等の解散も含めた指導監督を行うものとする。

Ⅳ－２－１－７－２ 主な着眼点

- (1) 休眠組合の理事等の所在及び命令書等の送達が可能かどうか
- (2) 不動産などの財産の状況

Ⅳ－２－１－７－３ 監督手法・対応

- (1) 休眠組合の把握
 - ① 森林組合一斉調査等により、事業停止、住所不明その他未調査となっていることが判明した森林組合等の全てについて、法務局に対し登記事項証明書の請求を行い、役員や事業内容の確認を行う。
 - ② 法第50条に基づき、計算書類及び事業報告等を作成していない森林組合等について、作成されない理由が不明なときは休眠組合となっている可能性を踏まえ、①に準じた対応を行う。
- (2) 報告徴収命令（解散命令のための確認の通知）
 - (1) の森林組合一斉調査等の結果、休眠組合と考えられる場合には、法第110条第1項に基づく報告徴収命令により、以下の書類の提出を求めて、活動状況を確認する。
 - ① 最近の決算関係書類等及びそれを承認した総会の議事録

- ② 定款
- ③ 役員名簿
- ④ 組合員名簿
- ⑤ ①～④の書類を作成していない森林組合等については、伝票、領収書、口座残高、職員の有無等、活動状況を示す書類

(3) 報告徴収命令に対して関係書類の提出があった場合

- ① 事業活動していると認められる場合
森林組合一斉調査への協力を求めるとともに、法令等に基づく届出、登記、決算書類の作成等の指導を行う。
- ② 活動していると認められない場合
 - ア 法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令により「活動停止理由」の提出を求める。
 - イ アの結果、活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催並びに法令等に基づく所要の届出等の提出を求める。
 - a 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合
 - b 役員や組合員はいるが、経済的社会的情勢の変化等により、事業の変更を準備中の場合
 - ウ アの結果、正当な理由がない又は応答がない場合は、自主解散を指導する。
自主解散に応じない場合は、法第 114 条に基づく解散命令を発出するための手続をとる。

(4) 報告徴収命令に対して関係書類の提出がない場合

報告徴収命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第 114 条第 2 号の正当な理由がないのに 1 年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

(5) 解散命令の発出

聴聞を実施した結果、解散命令を発出することが妥当であると判断した場合には、法第 114 条第 2 号に基づき、森林組合等の代表理事に対し解散命令の発出を行う。なお、解散命令の発出の際には配達証明郵便を使用する。

解散命令書が返戻された場合は、法第 114 条の 2 第 2 項に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

(6) 解散の嘱託登記

解散命令が発効した場合及び法第 114 条の 2 第 1 項に基づく官報公告を行い、20 日の期間の満了により解散とみなされた場合、解散登記嘱託書を登記官に提出し、解散登

記を行う。

また、登記官によって解散登記がなされた後、確実に登記がなされていることを確認するために、解散登記後の登記事項証明書の請求を併せて行う。

(7) 清算

森林組合等は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、森林組合等の役員に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

(8) 法定解散組合に係る解散届等の提出

- ① 森林組合等の実態調査等の結果、組合員が 10 人未満になったこと（法第 83 条第 4 項）等により解散状態にあることを確認した場合において、森林組合等が解散届の提出を拒む場合には、法第 110 条の報告徴収命令等により、解散状態にあることを役員に確認させる等の手段を講じて、解散届を提出させるよう努めることとする。
- ② 都道府県知事は、所管する森林組合が、法第 108 条の 3 の規定により連合会の権利義務を包括承継した場合には、当該解散・消滅する連合会の解散に係る登記簿謄本の写し及び包括承継の認可書の写しを林野庁長官に遅滞なく提出することとする。

IV-2-1-8 役員等

IV-2-1-8-1 女性の役員就任の促進について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要であることから、地方公共団体や森林組合等と密に連携して、働く場など様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映するとともに、意思決定過程への女性の参画を促進することが求められている。

さらに、令和 2 年改正法においては、森林組合等の理事について、若年層や女性を積極的に登用する観点から、「理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮」する旨の規定が法に設けられたところである（法第 44 条第 11 項（法第 109 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。））。

森林組合等における女性の役員及び総代への就任などを促進し、森林組合等の経営に多様な視点を導入することにより、森林組合等の改革が促進されるものと考えられることから、森林組合等における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、森林組合等において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。

ア 女性役員の登用など具体的な目標が定められているか。

イ 上記アの目標の達成に向けた取組が行われているか。

IV-2-1-8-2 競業避止義務

競業（組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事することをいう。）を行う者が当該組合の役員に就任すること自体には何ら問題はない。

一方、組合の役員は、法第 44 条の 2（法第 100 条第 2 項及び第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、善良なる管理者の注意をもって職務を執行しなければならない義務（いわゆる善管注意義務）を、また法第 47 条第 1 項（法第 100 条第 2 項及び第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合のために忠実に職務を遂行する義務（いわゆる忠実義務）を負っており、役員が組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ることは許されない。この忠実義務の具体的内容として、全ての役員には、いわゆる「競業避止義務」が課されていることに留意する必要がある。

なお、競業避止義務に抵触する場合の一例としては、競業を行う役員が、組合の主要な取引先を奪って、これを自らが経営する法人の取引先にしようと企て、

- ア 組合と当該取引先との取引を停止するとともに、組合の了解を得ることなく、自らが経営する法人において当該取引先との取引を開始する場合
 - イ 当該取引先との取引に係る事業を担当する組合の職員を、組合の了解を得ることなく、引き抜いて自らが経営する法人の社員とする場合
- などが考えられる。

（注）令和 2 年改正法による改正前の法第 57 条（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 106 条では、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者は、当該組合の理事等になってはならないと規定されていたが、この規定の趣旨は、農協法における同内容の規定に係る判例によれば、役員等に対して競業避止義務を課したにとどまるものであつて、その就任資格を制限したものではないとされていた（昭和 44 年 2 月 28 日最高裁判所第二小法廷判決）。すなわち、法第 57 条は、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した規定と解すべきではなく、法第 47 条第 1 項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業避止義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされていた。

このような中で、令和 2 年改正法による改正前の法第 57 条（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 106 条の規定は、あたかも組合と同種の事業を営む者が組合の役員になれないとの誤解を与えかねないことから、令和 2 年改正法により廃止されたものである。

IV-2-1-9 総会への役員選任議案提出の留意事項

「理事等の選任に関する議案」又は「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」に該当するものは、法第 44 条第 9 項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることに鑑み、例としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 森林組合等が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員である法人（組合の 100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理者として取引関係の当事者となっている場合を含む。次の②において同じ。）
- ② 財産の譲渡・譲受等、森林組合等の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係等

なお、積極的な情報開示の観点から、広く森林組合等の事業の利用関係を記載することは差し支えない。

Ⅳ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

Ⅳ－２－２－１ 財務書類の開示制度

森林組合等の情報開示を充実させることは、森林組合等の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、森林組合等の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

森林組合等に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

(１) 総会に提出する決算関係書類等

全ての森林組合等は、法第 50 条（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 51 条（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、決算関係書類等（決算書類のほか、部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会への提出及び決算関係書類の備置きが義務付けられている。

決算関係書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において組合役職員が組合員から負託された森林組合等の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。

決算関係書類等の義務的記載項目については施行規則に定めがあるほか、主要な業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が、決算関係書類様式通知に定められている。

(２) 決算関係書類等の行政庁への提出

行政庁は、森林組合等に対し毎事業年度の決算関係書類等の提出を求めることとする。なお、行政庁は、森林組合等に対し法第 110 条第 1 項の規定に基づき、森林組合等の一般的状況に関する資料であって森林組合等に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができることとされているので、必要に応じて、当該規定に基づき決算関係書類等の提出を受けることとする。

決算関係書類等は、行政庁が適切かつ効果的な指導監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。決算関係書類等として作成する事項は、施行規則に定めがあるほか、更に個別記載項についても主な事業種別に決算関係書類様式通知に定められている。

(３) 決算関係書類の開示

各組合にあっては、組合員の権利を保護するため、開示が要請される財務書類については、正確な会計帳簿を基礎として作成し、該当法令等の定めるところに従い適時

に開示する必要がある。

IV-2-3 財務書類作成に当たっての留意事項

森林組合等の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導監督を実施するものとする。

IV-2-3-1 会計処理の原則

森林組合等の会計については、法第 67 条の 2（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、森林組合等における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的は異なるとはいえ、森林組合等の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

IV-2-3-1-1 森林組合等の会計処理

森林組合等にあつては、組合員からの貯金の受入などは行っておらず、財基令第 5 条により余裕金の運用を制限していることから、法令上明記されている事項を除き企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）や「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日付け中小企業の会計に関する検討会）を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、森林組合等の規模・事業の種類は多様であり個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

（注）リース取引については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき、未経過リース料を注記することを条件に、通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

IV-2-3-1-2 会計環境の変化への対応

昨今、経済活動が高度化・複雑化し、急速に変化していることに対応する形で、森林組合等の事業内容を測定・報告する財務会計についても、より経済の実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、森林組合等において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的要請を受け、あるいは森林組合等自らの経営管理の高度化等を受け、絶えず変遷するも

のである。

各森林組合等においては、会計基準の制定改廃や関係法令等の改正をはじめとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合を早期に認識し、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、森林組合等自らの経営管理の高度化等に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

IV-2-3-2 資産及び負債等の評価

森林組合等の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) 引当金の設定

① 貸倒引当金の設定

一般貸倒引当金の繰入額については、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 57 条の 9 において、貸倒実績率に代えて法定繰入率等により算定した額を損金算入できるとされているが、これは、貸倒実績率により算定した額が同条の規定に基づき算定した額を下回り、かつ、当該貸倒実績率により算定した額が森林組合等の将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合にあっては、同業他社等の貸倒実績率に相当する同法の法定繰入率に基づき算定した額を繰り入れることは、実際の貸倒実績率を補正するために合理的な方法と認められるとの趣旨であることに留意する。

② 外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第 71 号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成 13 年 4 月 17 日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

③ 利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解 18 及び施行規則第 96 条第 2 項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。

仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて任意積立金として計上することとなる。

(2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」（平成 10 年 6

月 16 日付け企業会計審議会)に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。退職給付引当金を新たに設定する森林組合等については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

(補足：施行規則第 96 条第 2 項第 1 号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。)

(3) 組織再編行為の際の資産及び負債の評価

合併後の森林組合等（合併後存続する森林組合等又は合併によって設立する森林組合等をいう。以下同じ。）は、当該合併により消滅する森林組合等の合併対象財産には、例えば合併契約又は事業計画書において、合併の日までに当該合併により消滅する森林組合等の重要な事業の譲渡が予定されている場合など例外的な場合を除き、当該合併により消滅する森林組合等における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

また、吸収分割承継組合等及び新設分割設立連合会は、吸収分割及び新設分割により承継する財産には、例えば当該承継する財産が、吸収分割組合等及び新設分割組合等の行う事業のうち特定の財産のみであって事業としてのまとまりを有しない場合など例外的な場合を除き、吸収分割組合等及び新設分割組合等における当該吸収分割及び新設分割の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

IV-2-3-3 決算書類の作成

法第 50 条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則及び決算関係書類様式通知に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) 全般的な留意事項

- ① 決算書類の各記載項目については、施行規則及び決算関係書類様式通知の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。
- ② 施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員などに対する情報開示の促進の観点から望ましい。

(2) 個別記載項目に係る留意事項

- ① 貸借対照表及び損益計算書は、原則として決算関係書類様式通知に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする。
- ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成 17 年 12 月 9 日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行規則第 28 条）。この中で、任意積立金については、貸借対照表上も森林組合等独自に定められている個別名称（特別積立金、圧縮積立金、施設整備積立金、別途積立金等）をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。
- ③ 施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分

類が行われている（施行規則第 26 条・第 27 条）。この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。

- ・ 1 年以内に満期の到来する有価証券……流動資産
- ・ 外部出資（株式・出資金等）……固定資産

④ 注記表において、ファイナンス・リース取引により使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている（施行規則第 54 条第 1 項第 4 号）。当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する森林組合等にあつては、自主的に定量的な情報（リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等）が開示されることが望ましい。

⑤ 決算書類においても、森林組合等単体の財務情報に加え、子会社等を含む森林組合等グループに関する情報が補足されている（施行規則第 66 条第 7 号・第 68 条第 1 項第 6 号）。

各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、森林組合等の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。

⑥ 附属明細書においては、森林組合等と役員との間の取引明細の開示が求められている（施行規則第 68 条第 1 項第 7 号）。当該明細については、役員が森林組合等との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、森林組合等に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を森林組合等自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

IV－2－3－4 部門別損益計算書の作成

法第 51 条第 1 項の規定に基づく、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、森林組合等ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

IV－2－3－4－1 森林組合の部門別損益計算書

（1）事業の区分

① 事業の区分については、施行規則第 70 条の規定に基づき、販売事業、共済事業、林地処分事業、森林経営事業及びその他の事業の 5 区分とし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

事業区分	条 項	事 業 内 容
販売事業 (第 1 号)	法第 9 条第 2 項第 3 号 の一部 " " 第 16 号	組合員の生産する林産物その他の物資の販売に関する事業 前各号の事業に附帯する事業
共済事業 (第 2 号)	法第 9 条第 2 項第 11 号 " " 第 16 号	組合員の行う林業に関する共済に関する事業 前各号の事業に附帯する事業

林地処分事業 (第3号)	法第9条第7項	組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
森林経営事業 (第4号)	法第26条第1項	森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業
上記以外の事業 (第5号)	法第9条第1項第1号 〃 〃 第2号 〃 〃 第3号 〃 〃 第4号 〃 〃 第5号 法第9条第2項第1号 〃 〃 第2号 〃 〃 第3号 の一部 〃 〃 第4号 〃 〃 第5号 〃 〃 第6号 〃 〃 第7号 〃 〃 第8号	組合員のためにする森林の経営に関する指導 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業 前各号の事業に附帯する事業 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付け 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な物資の供給 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。） 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。）の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健

		の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
	〃 〃 第8の2号	組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
	〃 〃 第9号	組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業
	〃 〃 第10号	組合員のための森林経営計画の作成
	〃 〃 第12号	組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
	〃 〃 第13号	組合員の福利厚生に関する事業
	〃 〃 第14号	林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
	〃 〃 第16号	前各号の事業に附帯する事業

＜上記には第15号の団体協約の締結のみを除いている＞

- ② 事業の区分については、決算関係書類様式通知の別表「森林組合及び森林組合連合会における部門及び事業の区分」により更に部門を区分しているので留意する。
- ③ ②のどの事業にも属さない収益及び費用については、その全額を②の事業に配賦するものとする。

（2）部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の②で示した事業区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通経費）については、森林組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に全て配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）。
 なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、森林組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に全て配賦する。
- ④ 事業管理費の各部門への配賦基準については、決算書類の注記表の損益計算書に関する注記事項に記載するとともに、当該配賦基準変更があった場合は、その内容と変更理由を記載する。なお、各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が事業管理費の配賦基準

と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

また、事業管理費の各事業部門への配賦に当たっては、事業管理費配賦表（「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」の一部改正の運用について」（平成23年8月24日付け23林政経第81号林野庁林政部経営課長通知）。（以下「決算関係書類様式通知一部改正運用通知」という。）の3を参照）を活用するとともに、当該配賦表については、計算根拠の資料として保管する。

Ⅳ－２－３－４－２ 連合会の部門別損益計算書

（１）事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第70条の規定に基づき、販売事業、共済事業、林地処分事業、森林経営事業及びその他の事業の5区分とし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

事業区分	条 項	事 業 内 容
販売事業 (第1号)	法第101条第1項第5号 の一部 " " 第19号	所属員の生産する林産物その他の物資の販売に関する事業 前各号の事業に附帯する事業
共済事業 (第2号)	法第101条第1項第13号 " " 第19号	所属員の行う林業に関する共済に関する事業 前各号の事業に附帯する事業
林地処分事業 (第3号)	法第101条第6項	所属員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
森林経営事業 (第4号)	法第101条の2第1項	森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業
上記以外の事業 (第5号)	法第101条第1項第1号 " " 第1の2号 " " 第1の3号	所属員のためにする森林の経営に関する指導 所属員の委託を受けて行う森林の施業又は経営 所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け

	第 2 号	鳥獣害の防止、病虫害の防除その他所属員の森林の保護に関する事業
法第 101 条第 1 項第 3 号		会員の行う事業に必要な資金の貸付け
第 4 号		会員の行う事業に必要な物資の供給
第 5 号の一部		所属員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。）
第 6 号		所属員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
第 7 号		所属員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他所属員の行う事業に必要な共同利用施設の設置
第 8 号		森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
第 9 号		所属員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換
第 10 号		所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
第 10 の 2 号		所属員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
第 11 号		所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業
第 12 号		所属員のための森林経営計画の作成
第 14 号		所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
第 15 号		所属員の福利厚生に関する事業
第 16 号		林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
第 18 号		全各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する事業
第 19 号		前各号の事業に附帯する事業

＜上記は第 17 号の団体協約の締結のみを除いている＞

② 事業の区分については、決算関係書類様式通知の別表「森林組合及び森林組合連合

会における部門及び事業の区分」により更に部門を区分しているので留意する。

- ③ ②のどの事業にも属さない収益及び費用については、その全額を上記②の事業に配賦するものとする。

(2) 部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ(1)の②で示した事業区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費(共通経費)については、連合会で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に全て配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない(「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。)。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、連合会で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に全て配賦する。
- ④ 事業管理費の各部門への配賦基準については、決算書類の注記表の損益計算書に関する注記事項に記載するとともに、当該配賦基準変更があった場合は、その内容と変更理由を記載する。なお、各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が事業管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

また、事業管理費の各事業部門への配賦に当たっては、事業管理費配賦表(決算関係書類様式通知一部改正運用通知の3を参照)を活用するとともに、当該配賦表については、計算根拠の資料として保管する。

IV-2-4 附帯事業等

IV-2-4-1 附帯事業の取扱い

森林組合等は、法第9条第1項第5号及び同条第2項第16号(連合会にあつては、法第101条第1項第19号)に基づき、法第9条第1項各号及び第2項各号(第1項第5号及び第2項第16号を除く。(1)において同じ。)(連合会にあつては、法第101条第12項各号(第19号を除く。(1)において同じ。))の事業に附帯する事業を営むことができる。固有業務以外の事業(余剰能力の有効活用を目的として行う事業を含む。)が、附帯事業の範ちゅうにあるかどうかの判断に当たっては、森林組合等の目的及び次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

- (1) 当該事業が法第9条第1項各号及び第2項各号(連合会にあつては、法第101条第1項各号)に掲げる事業に準ずるか。

- (2) 当該事業の規模が、その事業が附帯する固有業務の規模に比較して過大なものとな

っていないか。

(3) 当該事業について、森林組合等の事業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

(4) 森林組合等が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

IV-2-4-2 遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項

森林組合等の保有する不稼働又は業務外の資産（遊休資産）については早期に売却等処分を行うことが原則であるが、経済情勢等によっては早期の処分が困難な場合も考えられる。

森林組合等の遊休資産について、短期の売却等処分が困難であることにより、将来の売却等を想定して一時的に賃貸を行わざるを得なくなった場合（注）においては、遊休資産の管理の一環として賃貸を行うことができる。この場合において、森林組合等は、その行う不動産賃貸が次のような要件が満たされているものであることについて、森林組合等自らが十分挙証する必要があることに留意するものとする。

(1) 当該不動産賃貸が、森林組合等の事業としての積極的な推進体制の下で行われているものでないこと。

(2) 当該不動産賃貸が、当該森林組合等の地区全体にわたる規模で実施されるものでないこと。

(3) 当該不動産賃貸が、特定の管理業者との間において組織的に実施されるものでないこと。

(4) 当該不動産に対する経費支出が、必要最低限の改装や修繕程度のものであること。

（注）遊休資産の管理として行う不動産賃貸が一時的なものであるかどうかについては、賃貸の期間のみから画一的に判断せず、短期の売却等処分が困難な背景や、将来の売却等処分に向けた取組の状況等も総合的に勘案して判断するものとする。

例えば、短期の売却等処分が困難な背景としては、森林組合等が事業の廃止に伴う組合員の事業や生活への影響を避けるために第三者に事業を譲渡しようとする場合に、当該譲渡先が当該事業用資産の賃貸を希望しているため、森林組合等が当該資産の売却を条件とすると事業の譲渡自体が困難となり、結果として将来の売却可能性も低下するというようなものが想定される。

また、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い不動産賃貸を行う場合は、地方創生の観点から、不動産賃貸の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

IV-2-5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、森林組合等の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立、取得又は議決権の取得若しくは保有（以下「設立等」という。）されているところであるが、多額の赤字を抱えた場合等、森林組合等本体の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、子会社等の設立等及び管理の適正化を図ることにより、森林組合等本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

Ⅳ－２－５－１ 定義

子会社等とは、法第 110 条第 2 項に基づき、その森林組合等の子会社、その森林組合等がその総会員の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する連合会であって、行政庁が森林組合等に報告又は資料の提出を求めることができるものである。

Ⅳ－２－５－２ 子会社等の設立等

Ⅳ－２－５－２－１ 意義

子会社等は、森林組合等の事業活動の補完や合理化等を目的として設立等されることを踏まえ、子会社等の設立等に当たっての手続き、子会社等の業務内容等を検証するものとする。

Ⅳ－２－５－２－２ 主な着眼点

ヒアリング等により森林組合等の新たな子会社等が確認された場合には、次の点を検証する。

- (1) 子会社等の形態は、株式会社（特例有限会社を含む。）又は合同会社となっているか（合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が森林組合等の全財産に及び、組合経営に重大な支障を来すおそれがあることから望ましくない。）。
- (2) 森林組合等の定款に会社の株式の取得又は法人への出資に関して規定されている場合は、森林組合等において適正な手続きを経ているか。
- (3) 管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が定められていることが望ましい。
- (4) 上記の「子会社管理規程」等が理事会の決議を経て定められていることが望ましい。
- (5) 子会社等の設立等は、森林組合等の事業の補完等であり、協同組合活動の一環であることを踏まえ、その事業内容が、森林組合等が行うことができる法令で定められている事業の範囲内であって、かつ、当該森林組合等の定款で定められている目的に照らして適切なものか。

- (6) 森林組合等の子会社等の設立等の趣旨が上記のとおりであることに鑑み、組合員と組合員以外の利用がある場合には、組合員の利用が主であることが望ましい。

Ⅳ－２－５－２－３ 監督手法・対応

- (1) 子会社等の設立等に関して、Ⅳ－２－５－２－２の着眼点に掲げる事項に不適正な点が認められる場合には、当該森林組合等に対し法第 110 条第 1 項に基づき、また、必要に応じ当該子会社等に対し同条第 2 項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項をまとめた報告の提出を求めることにより、着実な改善を促すものとする。
- (2) また、Ⅳ－２－５－２－２の着眼点に掲げる事項について、重大な問題がある又は提出された改善計画どおりの改善がなされておらず、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反している場合には、法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅳ－２－５－３ 子会社等の管理

Ⅳ－２－５－３－１ 意義

森林組合等が子会社等を保有している場合については、その子会社等が行う業務内容や財務状況を把握し、子会社等が協同組合活動の一環として森林組合等の事業活動の補完や合理化等を目的に設立等されているという本来の趣旨から逸脱していないか、また、組合経営に重大な支障を与えていないかを検証する必要がある。

Ⅳ－２－５－３－２ 主な着眼点

子会社等の経営状況等については、次の点に留意する。

- (1) 森林組合等において、子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類が、毎事業年度、通常総会で報告されているか。
- (2) 子会社については必要に応じ、子会社の協力を得て監査を行い、その結果に基づき必要な指示又は勧告を行っているか。
- (3) 森林組合等において、子会社等の業務及び財産の状況から必要な改善指導がなされているか。
- (4) 森林組合等において、子会社等の目的が達成されたと認められる場合や設立時の趣旨を逸脱している場合など、森林組合等が子会社等を有しておく必要性が乏しい場合は、解散、出資の引き揚げ等所要の措置をとることとしているか。

Ⅳ－２－５－３－３ 監督手法・対応

- (1) ヒアリングを通じて、子会社等の状況を把握し、Ⅳ－２－５－３－２の着眼点に掲げる事項が実施されていない場合であって、不適正な点が認められるときは、当該森

林組合等に対し法第 110 条第 1 項に基づき、また、必要に応じ当該子会社等に対し同条第 2 項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項をまとめた報告の提出を求めることにより、着実な改善を促すものとする。

(2) なお、ヒアリング等の過程で、法令等に違反する不適正事案であることが判明した場合には、Ⅲ－１－４（不適正事案の対応）に即し対処する。

V 生産森林組合の監督上の評価項目

V－１ 意義

生産森林組合は、零細な森林所有者である組合員が資本（森林）と労働と経営能力を提供して、組合員の森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、生産森林組合が一の森林所有者、一の企業体として当該森林の経営を行うものであり、協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格を有しているが、森林所有者がその経済的社会的地位の向上を図るための相互扶助組織であるという点において、森林組合と本質を異にするものではない。

このため、生産森林組合に対する監督は、常例検査（法第 111 条第 4 項）の適用はないものの、設立、解散、合併、定款変更の認可、報告徴収（法第 110 条第 1 項）、請求検査（法第 111 条第 1 項）、違法の疑いのある場合の認定検査（法第 111 条第 2 項）、違法行為に対する必要措置命令（法第 113 条第 1 項）及び解散命令（法第 114 条）については、森林組合と同様の適用がある。

また、生産森林組合の中には、事業活動が低位なものや停滞しているものもあることから、生産森林組合の事業活動の活発化を図るとともに、適切な森林の維持・管理を行っていくよう指導・助言等に努めていく必要がある。

このため、生産森林組合の指導・監督に当たっては、以下により対応するものとする。

V－２ 主な着眼点

(1) 設立・組織変更の照会等があった場合の着眼点

生産森林組合は、その事業等に制限があることから、設立の照会を受けた場合は、その行おうとする事業等を（2）に掲げる着眼点に照らして生産森林組合という法人形態が妥当なものかよく検討するよう促すものとする。

また、設立時に限らず、当該法人の現状が生産森林組合という法人形態に合致しなくなっていないか定期的に確認することが望ましく、各種照会を受けたタイミング等を活用して、確認を促すものとする。

これらを踏まえ、生産森林組合の設立・組織変更の照会等があった場合においては、法令、生産森林組合模範定款例に基づき、以下の着眼点に従って対応する。

① 設立の照会

ア どのような事業等を行う法人を設立したいのか、また、生産森林組合を選択した理由も確認し、生産森林組合が適さない場合にはその理由、問題点を説明するとともに、他の法人の選択が可能と思われる場合にはその旨を説明する。

イ 組合員を規定する範囲（地区）はどのように想定しているかを確認する。また、主たる事務所の所在地は、法人の活動の本拠としての場所を指すものであり、法人の地区外に置くことは望ましくないため、主たる事務所を範囲（地区）外に設置することを想定している場合はその理由について確認する。生産森林組合の範囲（地区）から、所管となる行政庁が判明した場合は、照会者に当該行政庁を紹介するとともに、当該行政庁に対し情報提供を行う。

ウ 法第 100 条第 3 項で準用する第 78 条第 1 項の規定に基づき、創立総会の終了の後遅滞なく定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可の申請をしなければならないことを伝える。なお、提出された申請書類を確認する際は、（４）に掲げる事項に準じて確認するものとする。

② 組織変更の照会

生産森林組合の設立後、法人の事業実態からみて生産森林組合という法人形態をとることが妥当でなくなり、事業の多角化や事業規模の拡大を可能にするよう、生産森林組合から組織変更を希望するものもある。

その場合には、

ア 組織変更とは、法人の清算・設立という手続は必要なく、組織変更計画の総会承認（特別議決）等と登記により法人の同一性は維持したまま株式会社、合同会社又は認可地縁団体となる制度であること

イ 株式会社への組織変更の際には、公証人による定款の認証が必要であるが、合同会社への組織変更の際には、当該認証は要しないことを伝えた上で、

a 株式会社への組織変更については、法第 100 条の 2 から第 100 条の 13 まで

b 合同会社への組織変更については、法第 100 条の 14 から第 100 条の 18 まで

c 認可地縁団体への組織変更については、法第 100 条の 19 から第 100 条の 24 まで

に規定された事項に関する手続について説明するとともに、組織変更の際には行政庁の認可が必要であることを伝える。

（２）生産森林組合の業務及び執行体制に関する着眼点

生産森林組合の指導監督に当たっては、特に以下の着眼点に留意するものとする。

- ① 法第 93 条に規定のない事業を営んでいないか。
- ② 法第 95 条第 1 項の規定に反して、組合員のうち、生産森林組合の行う事業に常時従事する者が 2 分の 1 未満になっていないか。
- ③ 法第 95 条第 2 項の規定に反して、生産森林組合の行う事業に常時従事する者のうち、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者が 3 分の 1 未満になっていないか。
- ④ 法第 96 条に基づき、組合員は、一口以上出資しているか。総出資口数の過半数は、その生産森林組合の行う事業に常時従事する組合員によって保有されているか。
- ⑤ 登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が実際の払込済出資金総額と一致しているか。
- ⑥ 法令、定款等に基づき、総会等の事務手続が適正に行われているか。
- ⑦ 生産森林組合の組合員が 5 人未満になっていないか。（法第 100 条第 4 項におい

て読み替えて準用する法第 83 条第 4 項)

(3) 休眠生産森林組合への対応に関する着眼点

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある生産森林組合については、これを放置した場合には、一定規模の森林の経営が長期に行われなくなり、結果として森林の公益的機能の発揮に支障が生じるおそれがあることから、その活動状況の確認等の結果、休眠状態にある生産森林組合を発見した場合においては、特に以下の着眼点に留意するものとする。

- ① 休眠状態となっていることに対し正当な理由があるか。
- ② 問題が解消することによって適正な活動が行えるか。

(4) 生産森林組合の活動状況を確認するために収集する書類と着眼点

毎年、森林組合一斉調査等の機会に活動状況を確認するほか、生産森林組合が法令等を守っているか、また、適正な事業活動を行っているかを確認するために次の書類の提出を求め、それぞれの事項について確認するものとする。

① 登記事項証明書

ア 法第 3 条第 1 項の規定どおり、名称中に「生産森林組合」という文字を用いているか。

イ 生産森林組合の行っている事業が法第 93 条に照らし適正か。

ウ 法第 100 条第 2 項において準用する法第 45 条第 1 項の規定どおり、3 年以内の周期で役員が改選（重任も含む）されているか。また、登記も行っているか。

② 定款

ア 法第 97 条に規定する事項が全て網羅されているか。

イ 生産森林組合模範定款例に沿うように作成され、設立目的が達成されるよう実情に見合った定款となっているか。

③ 組合員名簿

ア 法第 100 条第 1 項において準用する法第 41 条の 2 第 1 項に規定する事項が全て網羅されているか。

イ 法第 94 条に掲げる個人のみが組合員である資格を有しているか。

④ 総会議事録

ア 法第 100 条第 2 項において準用する法第 63 条の 4 及び施行規則第 92 条の規定に基づいた総会議事録が作成されているか。特に、総会に出席した役員の氏名、総会の議長の氏名及び議事録を作成した理事の氏名の記載（又は署名）がされているか。

イ 法第 98 条の 10 に規定されているとおり最低でも毎年 1 回通常総会を開催しているか。

ウ 法第 100 条第 2 項において読み替えて準用する法第 61 条第 1 項（第 4 号を除く。）に規定されている定款の変更等の事項は、総会の決議を経て決定されているか。

⑤ 事業報告等

- ア 法第 98 条の 9 第 1 項の規定どおり、事業報告等（事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）を作成しているか。
- イ 施行規則第 24 条、第 36 条、第 46 条及び第 66 条の 2 の規定どおり、生産森林組合の事業報告等として必要な事項が記載又は記録されているか。
- ウ 剰余金の配当については法第 99 条に基づき、法第 100 条第 2 項において準用する法第 68 条第 1 項の準備金を控除した後の剰余金について、定款で定めるところにより、払込済出資額及び事業に従事した程度に応じた配当となっているか。また、法第 99 条第 2 項で定める年 10 パーセント以内の配当となっているか。

V-3 監督手法・対応

(1) 生産森林組合の実態把握

生産森林組合の活動状況を把握するため、例えば、V-2 の（4）の④や⑤などの提出を依頼し、実態の把握に努めるものとする。

(2) 活動状況の確認

- ① （1）の結果、以下に示す場合には、生産森林組合（主たる事務所及び理事全員）に対し、V-2 の（4）に掲げる関係書類を、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令により求める。

ア 休眠状態が疑われる場合

イ 法令違反が疑われる場合

- ② ①の報告徴収命令の結果、関係書類とともに応答があった場合は、活動の確認及び適正な運営がなされているかの審査を法令に基づき行う。報告を求めた事項に対する内容が不十分である場合などについては、再度、法第 110 条第 1 項の報告徴収命令を行う。

活動が認められることを判断する際には、直近の総会の議事録、組合員名簿、定款及び事業報告書等の提出があること、又は、最近の活動状況を示す書類の提出があることを基準とする。

- ③ ①の報告徴収命令の結果、法において認められていない事業を行っていること以外の法令違反がある場合には、再度、法第 110 条第 1 項の報告徴収命令により、法令違反の改善に向けた内容・スケジュールを織り込んだ改善計画の提出を求める。

- ④ ①の報告徴収命令の結果、活動していると認められなかった場合には、再度、法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令により、「活動停止理由」の提出を求める。

活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催を求める。

ア 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合

イ 役員や組合員はいるが、林業構造の変化等により、事業の変更を準備中の場合
「活動停止理由」の提出を求めた結果、正当な理由がない又は応答がない場合は、自主解散を指導する。自主解散に応じない場合は、法第 114 条に基づく解散命令を発出するための手続をとる。

- ⑤ ①のうち休眠状態が疑われる場合の報告徴収命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第 114 条第 2 号の正当な理由がないのに 1 年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

(3) 必要措置命令

- ① (2) による審査結果に応じて、次のように法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する。
- ア 法において認められていない事業を行っているとは認められる場合には、当該事業の廃止を内容とする期限を定めた改善計画の提出を求める。
- イ (2) の③によって提出された改善計画どおりの改善が図られない場合には、法令違反の解消を内容とする具体的な命令を発出する。
- ② ①の必要措置命令の結果、書類や改善計画等が提出された場合には内容を十分審査し、不足する資料等がある場合はその提出を求めた上で、その内容が適正であると認めた場合は、その後の状況を注視しつつ適正な事業活動となるよう指導を行っていく。また、自主解散する旨の連絡があった場合には、速やかに自主解散を行うよう指導する。
- ③ ①の命令に従わない場合には、必要に応じて、法第 113 条第 2 項に基づく業務停止命令又は役員改選命令を発出することとする。

(4) 解散命令

(2) の④又は⑤の場合、(3) の必要措置命令に従わない、また、自主解散もしない場合には、法第 114 条に基づき、当該法人及び理事に対し解散命令を発出する。

解散命令書が返戻された場合は、法第 114 条の 2 に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

- (5) 報告徴収命令、必要措置命令又は解散命令を発出する場合には、「Ⅶ 行政処分を行う際の留意点」を参考とするとともに、その都度配達証明郵便を使用することとする。

(6) 解散の嘱託登記

- ① 解散命令の効力が生じた場合には、解散登記嘱託書を登記官に提出し、解散登記を行う。
- ア 登記官によって解散登記がなされた後、確実に登記がなされていることを確認するために、解散登記後の登記事項証明書の請求を併せて行う。
- イ 解散後の生産森林組合は、清算手続に入ることとなるが、清算事務の監督官庁は当該生産森林組合の主たる事務所の所在地管轄地方裁判所となる。
- ② 解散登記が完了した後は、各理事（報告徴収命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対し、解散登記が完了した旨及び清算手続が完了した後は行政庁に届出をする必要がある旨通知する。

(7) 清算

生産森林組合は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、各理事（報告徴収命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

VI 行政指導等を行う際の留意点等

VI-1 行政指導等を行う際の留意点

組合に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則（行政手続法第32条）

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、以下の点に留意する。

ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

例えば、以下の点に留意する。

ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げる

ようなことをしていないか。

イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）

ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

VI-2 面談等を行う際の留意点

行政庁の職員が組合の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- （１）面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- （２）面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- （３）面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- （４）面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じて確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- （５）面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要がある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

VII 行政処分を行う際の留意点

組合において、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合、行政庁は、適宜、適切に、行政処分などの監督措置を行う必要がある。

行政庁による監督措置については、透明性、公平性が求められていることから、このため、行政庁が行政処分を発動する際に把握しておくべき基本的な事務の流れ、処分を検討する際に勘案すべき要因その他の留意点等は以下のとおりである。

VII-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

VII-1-1 行政処分

組合に行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第113条第1項に基づく必要措置命令、②法第113条第2項に基づく業務停止又は役員の改選の命令、③法第113条第3項に基づく規程の承認の取消し、④法第114条に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れについては、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下のとおりである（別紙参考5「森林組合法に基づく行政処分の手続の流れ」）。

- （１）法第110条第1項に基づく報告徴収

- ① 検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不適正事案報告など）を通じて、組合のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第110条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発

生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第 110 条第 1 項に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第 110 条第 1 項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

(3) 法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反すると認められる場合、組合の健全性、適切性の観点から重大な問題が認められる場合、組合の自主的な取組では業務改善が図られると認められない場合などにおいては、法第 113 条第 1 項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じることを検討する。

(4) 法第 113 条第 2 項に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令

組合に対し上記（３）の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合が当該命令に従わない場合は、法第 113 条第 2 項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命じることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(5) 法第 113 条第 3 項に基づく規程の承認の取消し

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、森林組合等が信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記（３）の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第 113 条第 3 項に基づき、違反した事業に係る規程の承認の取消しを検討する。なお、「特に重要な事項に違反した」か否かは、組合員、所属員等の利益を保護する観点から判断するものとする。

(6) 法第 114 条に基づく解散命令

組合に対し、上記（３）の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、法第 114 条に基づく解散命令を検討する。なお、処分を行うに当たっては、「森林組合法の運用について」（昭和 53 年 9 月 14 日付け林野組第 175 号林野庁長官通知）第 6 の 1 に留意することとする。

上記Ⅶ－１－１の（３）から（６）までの行政処分を検討する際には、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下の（１）から（３）までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

（１）当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

組合が、例えば、外国産の林産物を国産として不正表示して国産林産物全体に対する信頼を落とす、不公正な取引方法を用いて価格の引き上げを図り公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか

② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

③ 行為自体の悪質性

例えば、組合員の同意を得て行う必要があるにもかかわらず、同意を得ずに行為を行うなど、組合の行為が悪質であったか。

④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

（２）行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

（３）軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。

VII－１－２ 標準処理期間

VII－１－１の（３）から（６）までの不利益処分をしようとする場合には、上記VI－１－１の（１）の報告書を受理したときから、原則としておおむね１か月以内を目途に行うものとする。

（注１）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第 110 条第 1 項に基づく報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注２）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注３）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

VII－１－３ 法第 113 条第 1 項に基づく必要措置命令の履行状況の報告義務の解除

法第 113 条第 1 項に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- （１）法第 113 条第 1 項に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間に報告を行うことにより、当該組合の報告義務は解除される。
- （２）法第 113 条第 1 項に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、必要措置命令を発出する要因となった問題に関して、必要措置命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。

その際、当該報告やIV－１－２－２により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

VII－２ 行政手続法との関係等

（１）行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条、

不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

（２）行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

VII-3 意見交換制度

VII-3-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合からの求めに応じ、監督部局と組合との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

VII-3-2 監督手法・対応

法第 110 条第 1 項に基づく報告徴収命令に係るヒアリング等の過程において、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合から、当局の幹部（注 1）と当該組合の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、当局が当該組合に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等について認識を共有するための意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）当局の幹部の例：森林組合指導担当課長級以上

（注 2）組合からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 110 条第 1 項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

VII-4 林野庁と都道府県との連携及び連絡

（１）都道府県において、上記 VII-1-1（１）から（６）の不利益処分をしようとする場合には、経営課との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。

(2) 経営課において、上記Ⅶ－１－１（１）から（６）の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局への連絡を行うものとする。

(3) 経営課において都道府県所管の組合における不適正事案や不適正な業務運営を知り、当該組合の所管都道府県がこれを知らないときは、知った情報を所管都道府県に連絡するものとする。

また、都道府県において林野庁所管の組合における不適正事案や不適正な業務運営を知り、当該組合を所管する林野庁がこれを知らないときは、当該組合を所管する経営課あて報告するよう求めるものとする。

Ⅶ－５ 不利益処分の公表に関する考え方

上記Ⅶ－１－１（３）から（６）までの不利益処分については、他の組合における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等の公表により組合の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することが望ましい。

Ⅷ 連合会の監督上の留意点

Ⅷ－１ 監督上の評価項目

Ⅷ－１－１ 連合会の行う監査事業の意義

法第 101 条第 1 項第 18 号の規定により、連合会は監査事業を行うことができる。

連合会が監査を行うこととした場合、「森林組合連合会監査事業指導要領（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 144 号林野庁長官通知）」に基づき実施する必要がある。

監査に当たっては、透明性のある会計処理や適正な事業運営に資するよう対象森林組合等の経理や業務内容を客観的にチェックすることにより、監査の充実及び組合経営の健全化を図ることを目的とする。

また、監査には、森林組合等監査について専門的知識を有する森林組合監査士が従事し、質の高い監査が行われる必要がある。

Ⅷ－１－２ 連合会の行う監査事業の主な着眼点

(1) 事業の実施に必要な森林組合監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。

(2) 少なくとも 3 年に 1 回、監査を行っているか。また、経営管理体制・財務の健全性等に懸念のある組合・連合会に対して、監査を行わない年度に改善状況のフォローアップのための点検・指導を行うなど、効果的な監査事業の実施に努めているか。

(3) 森林組合監査士の育成に努めるとともに、研修等により、森林組合監査士の資質の向上に取り組んでいるか。

(4) 監査事業の趣旨から、系統組織を挙げて行うことはもとより、必要に応じて、公認

会計士などの外部の者を加えて監査を行うことが望ましい。

Ⅷ－１－３ 連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して連合会における取組状況を把握し、適切な事業実施に疑義があると認められる場合には改善を促すものとする。

また、監査効果の一層の発現を図るため、次の対応を求めることとする。

- (1) 毎事業年度当初に連合会から行政庁へ提出する当該事業年度における監査実施計画について、監査重点事項の記載を求めることとする。
- (2) 毎事業年度終了後、監査結果の概要の提出を求めることとする。
- (3) 監査の結果、不適切な経理の実態等が判明した場合は、行政庁へ報告を求めるとともに、その改善結果についても求めることとする。
- (4) 監査指摘事項の改善状況をフォローアップし、その指導及び改善結果について、行政庁へ報告を求めることとする。

Ⅷ－２ 事務処理上の留意点

Ⅷ－２－１ 監査規程の承認

Ⅷ－２－１－１ 申請書類

法第 102 条第 1 項の規定に基づく監査規程の設定、変更又は廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

- (1) 設定承認申請書類
 - ① 監査規程承認申請書（様式については、別紙様式 19 を参照。）
 - ② 理由書
 - ③ 監査規程全文
- (2) 変更承認申請書類
 - ① 監査規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 20 を参照。）
 - ② 理由書
 - ③ 監査規程変更新旧対照表
 - ④ 監査規程全文（現行のもの）
 - ⑤ 規程変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）
- (3) 廃止承認申請書類
 - ① 監査規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式 21 を参照）
 - ② 理由書

- ③ 規程廃止の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

Ⅷ－２－１－２ 審査要領

法第 102 条第 1 項の規定による監査規程の承認及び変更の承認は、「森林組合連合会 監査事業指導要領」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 144 号林野庁長官通知）第 1 の趣旨に沿っているかどうか及び監査規程例に準拠しているかどうかを考慮して行うものとする。

また、同項の規定による監査規程の廃止の承認は、会員に対する指導教育事業に与える影響と合わせて検討し、全く影響がないと認められる場合に行う。

別添 1 連絡文書集

以下は、組合の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

(事務次官依命通知)

- ・森林組合模範定款例等（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）

(長官通知)

1. 林地供給事業の運用等について（昭和 50 年 5 月 1 日付け 50 林野組第 46 号林野庁長官通知）
2. 森林経営信託規程例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）
3. 林地処分事業実施規程例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林野庁長官通知）
4. 森林組合連合会監査事業指導要領（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 144 号林野庁長官通知）
5. 森林組合法の運用について（昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 175 号林野庁長官通知）
6. 共同施業規程例（昭和 62 年 7 月 11 日付け 62 林野組第 150 号林野庁長官通知）
7. 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について（平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知）
8. 森林経営規程例（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林政経第 325 号林野庁長官通知）

(課長通知)

1. 生産森林組合における常時従事義務の解釈について（平成 22 年 11 月 19 日付け 21 林政経第 324 号林野庁林政部経営課長通知）
2. 森林経営規程例第 4 条第 2 項に規定する森林経営長期事業計画の様式例について（平成 29 年 3 月 31 日 28 林政経第 355 号林野庁林政部経営課長通知）
3. 生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について（平成 29 年 3 月 31 日 28 林政経第 358 号林野庁林政部経営課長通知）

別添 2 標準処理期間等

法及び施行規則に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、第 6 条の規定による標準処理期間及び第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、本指針で他に示されているもののほか、次のとおりとする。

第 1 申請に対する処分

1 審査基準

- (1) 法第 12 条の規定による信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 57 条第 2 項の特例による森林組合の受託者の辞任の許可は、天災等により森林組合が事業継続不能に陥った場合等やむを得ない事情がある場合において、委託者、受益者等信託契約に係る他の当事者の利益を害することがないと認められる場合に行う。
- (2) 法第 15 条第 1 項の規定による森林組合の倉荷証券の発行許可に係る審査基準は、「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」（平成 6 年 9 月 29 日付け 6－7 林野庁林政部森林組合課長、運貨施第 76 号運輸省運輸政策局貨物流通施設課長）のとおりとする。
- (3) 法第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合の共済規程の承認及び変更等の承認に係る審査基準は、被共済者の保護を図る等の見地から、「森林組合法の施行について」（昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 174 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の(2)のイのなお書のとおりとする。
- (4) 法第 100 条第 2 項において準用する法第 61 条第 2 項の規定による生産森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は、(5)に準ずる。
- (5) 法第 100 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、森林組合の認可の基準に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。
- (6) 法第 100 条第 4 項において準用する法第 83 条第 2 項の規定による生産森林組合の解散の決議の認可に係る審査基準は、法第 79 条第 1 号の認可の基準に準ずる。
- (7) 法第 100 条第 4 項において準用する法第 84 条第 2 項の規定による生産森林組合の合併の認可に係る審査基準は、(5)に準ずる。
- (8) 法第 100 条の 8 第 1 項の規定による生産森林組合の株式会社への組織変更の認可に係る審査基準は、(5)に準ずる。

る審査基準は、同条第2項において準用する法第79条第1号の認可の基準のとおりとする。

(9) 法第100条の16の規定による生産森林組合の合同会社への組織変更の認可に係る審査基準は、(8)に準ずる。

(10) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第2項の規定による連合会の包括承継の認可に係る審査基準は、森林組合の合併の認可に係る基準に準ずる。

(11) 法第109条第1項において準用する法第15条第1項の規定による森林組合連合会の倉荷証券の発行許可に係る審査基準は、「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」のとおりとする。

(12) 法第109条第1項において準用する法第19条第1項及び第3項の規定による森林組合連合会の共済規程の承認及び変更等の承認に係る審査基準は、「森林組合共済事業の実施について」(昭和53年8月2日付け53林野組第166号林野庁長官通知)のとおりとする。

(13) 規則第6条第3項の規定による共済事業を実施する森林組合又は森林組合連合会が同一の銀行への預け金等で運用する財産の額の特例の承認は、当該銀行等の経営状況等を考慮して、安全確実性、流動性及び有利性から判断して、やむを得ない場合に行う。

(14) 規則第107条第3項の規定による森林組合監査士の試験課目等の承認は、試験科目及び受験資格が、業務及び会計についての専門的知識を有するかどうかを適格に審査するものであり、かつ、試験が公正に行われることが担保されている場合に行う。

2 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
法第10条第1項の規定による森林組合の信託規程の承認 法第10条第3項の規定による森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認 法第12条の規定による信託法第57条第2項の規定の特例による森林組合の受託者の辞任の許可 法第19条第1項の規定による森林組合の共済規程の承認 法第19条第3項の規定による森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認 法第24条第1項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の承認 法第24条第3項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の	2月

変更又は廃止の承認 法第 26 条の 3 第 1 項の規定による森林組合の森林経営規程の承認 法第 26 条の 3 第 3 項の規定による森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認 法第 102 条第 1 項の規定による監査規程の承認、変更等の承認 法第 109 条第 1 項において準用する法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合連合会の信託規程の承認、変更等の承認 法第 109 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合連合会の共済規程の承認、変更等の承認 法第 109 条第 1 項において準用する法第 24 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合連合会の林地処分実施規程の承認、変更等の承認 法第 109 条第 1 項において準用する法第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合連合会の森林経営規程の承認、変更等の承認	
法第 15 条第 1 項の規定による森林組合の倉荷証券の発行許可 法第 109 条第 1 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による森林組合連合会の倉荷証券の発行許可	「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」(平成 6 年 9 月 29 日付け 6－7 林野庁森林組合課長、運輸省運輸政策局貨物流通施設課長) のとおり
規則第 6 条第 3 項の規定による共済事業を実施する森林組合等が同一の銀行への預け金等で運用する財産の額の特例の承認 規則第 107 条第 3 項の規定による森林組合監査士の試験課目等の承認	1 月

第 2 不利益処分（処分の基準）

- (1) 法第 15 条第 5 項において準用する倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 8 条第 2 項の規定による倉庫保管約定の変更命令に係る処分の基準は、「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」のとおりとする。
- (2) 法第 15 条第 5 項において準用する倉庫業法第 12 条第 2 項の規定による倉庫の修理、改造等の命令に係る処分の基準は、「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」のとおりとする。

- (3) 法第 15 条第 5 項において準用する倉庫業法第 22 条の規定による倉荷証券の発行許可の取消し等に係る処分の基準は、「森林組合法に基づく倉荷証券の発行の許可等に係る審査基準等について」のとおりとする。
- (4) 法第 112 条の規定による定款変更、業務停止等の監督命令に係る処分の基準は、同条の規定のとおりとする。
- (5) 法第 115 条第 1 項の規定による総会の決議等の取消しに係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。
- (6) 法第 115 条第 2 項の規定による創立総会の決議等の取消しについては、(5)に準ずる。

別添 3 別紙様式

本監督指針における別紙様式について、別添のとおり書式例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

別紙様式

<目次>

<様式>

Ⅲ－１－４－３	別紙様式１（不適正事案報告書）	１
Ⅲ－２－１－２	別紙様式２（自己資本基準等改善状況の報告）	５
Ⅳ－１－２－３	別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）	８
Ⅳ－２－１－１－１	別紙様式４（組合設立の認可）	９
Ⅳ－２－１－１－１	別紙様式５（組合の定款変更の認可）	１０
Ⅳ－２－１－１－１	別紙様式６（組合の定款変更の届出）	１１
Ⅳ－２－１－１－１	別紙様式７（組合解散の認可）	１２
Ⅳ－２－１－２－１・２・３	別紙様式８（〇〇規程の承認）	１３
Ⅳ－２－１－２－１・２・３	別紙様式９（〇〇規程変更の承認）	１４
Ⅳ－２－１－２－１・２・３	別紙様式１０（〇〇規程廃止の承認）	１５
Ⅳ－２－１－２－１・２・３	別紙様式１１（〇〇規程変更の届出）	１６
Ⅳ－２－１－３－２	別紙様式１２（新設合併の認可）	１７
Ⅳ－２－１－３－２	別紙様式１３（吸収合併の認可）	１８
Ⅳ－２－１－３－２	別紙様式１４（吸収合併の認可（法第84条の２（法第109条第５項において準用する場合を含む。）に定める合併手続を行う場合））	１９
Ⅳ－２－１－５－２	別紙様式１５（吸収分割の認可）	２０
Ⅳ－２－１－５－２	別紙様式１６（吸収分割の認可（法第88条の４第１項又は法第108条の６第１項に定める吸収分割の手続を行う森林組合等を含む場合））	２１
Ⅳ－２－１－６－２	別紙様式１７（新設分割の認可）	２３
Ⅳ－２－１－６－２	別紙様式１８（新設分割の認可（法第108条の14第１項に定める新設分割の手続を行う森林組合等を含む場合））	２４
Ⅷ－２－１－１	別紙様式１９（監査規程の承認）	２５
Ⅷ－２－１－１	別紙様式２０（監査規程変更の承認）	２６
Ⅷ－２－１－１	別紙様式２１（監査規程廃止の承認）	２７

<参考>

Ⅱ－６－１	別紙参考１ 都道府県森林組合指導方針の作成要領	２８
Ⅲ－１－２－３－２	別紙参考２ 員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法	２９
Ⅲ－１－２－３－２	別紙参考３ 決算関係書類様式通知の事業計画書（一部抜粋）	３０
Ⅲ－１－２－３－２	別紙参考４ 決算関係書類様式通知の事業報告書（一部抜粋）	３１
Ⅶ－１－１	別紙参考５ 森林組合法に基づく行政処分の手続の流れ	３４

Ⅲ－１－４－３ 別紙様式１（不適正事案報告書）

不 適 正 事 案 の 概 要

年 月 日現在	第 報	当初報告日（第１報）	年 月 日
---------	-----	------------	-------

（最終報告は「最終報」と記述すること。）

都道府県名	組合名	森林組合
-------	-----	------

発生部署名

不適正事案の内容の事業区分 森林整備・林産・販売・その他	報告書作成者の所属・氏名	(所属) (氏名)
---------------------------------	--------------	--------------

１．当事者について

氏名	性別	年齢	在職期間	年 月
----	----	----	------	-----

職種	（管理職・一般職・臨時・派遣職等を記入する。）	役 職 名
----	-------------------------	-------

２．不適正事案の概要

① 不適正事案の種類	（業務上横領・詐欺・背任・現金紛失・補助金適正化法などに違反する行為等を記入する。）
② 発覚の端緒	（本不適正事案発覚の端緒となった出来事を記入する。）
③ 当事者の動機	（当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。）
④ 手口	（不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。）
⑤ 不適正事案が防げなかった管理上の問題点	（未然に防げなかった組合の問題点を記入する。）

3. 発生から報告までの経過

不適正事案の発覚年月日	年 月 日
不適正事案の行われた時期	年 月 日 ～ 年 月 日
不適正事案の行われた期間	年 ヶ月

不適正事案の調査・解明部署名	
----------------	--

○調査・解明部署が行った調査結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不適正事案の調査・解明を行うに当たって、事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不適正事案の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	---

理事会への報告年月日	年 月 日
------------	-------

○理事会提出資料及び議事録（妙本）を添付する。

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不適正事案が発覚した日から1ヶ月を超えている場合は報告遅延理由を記入する。)

警察への連絡年月日	〇〇署へ 年 月 日に連絡（又は被害報告を提出）
-----------	--------------------------

(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不適正事案について警察に連絡（又は被害届を提出）していない場合はその理由を記入する。)
-------------------	---

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

○組合員への説明を行った場合は、組合員に配付した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不適正事案発生部署に対する内部監査の実施日（直近3カ年）	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
	年 月 日	通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3カ年で当該不適正事案発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額(A)	補填額又は補填見込額		実被害額(C) (A)-(B)	実被害額の処理方法
	当事者			(補填後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)
	親			
	親族			
	保証人			
	〇〇保険			
	役員			
	職員			
	その他			
	合計(B)			

6. 当事者への処分等

① 当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類 (処分理由)	(該当する根拠規定も記入する。) (当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。)

○就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	年 月 日
懲戒の種類 (処分理由)	(該当する根拠規定も記入する。) (懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。) (当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

② 役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏 名	処 分 内 容

③ 告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンスマニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンスプログラムの策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンスプログラムの更新の有無	有 ・ 無
不適正事案対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
講じた再発防止策等	(被害者(契約者)への対応状況、類似案件調査の実施状況及び発生原因を踏まえて直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェックを行う体制の整備等)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

8. 都道府県における対応状況

不適正事案発生時の対応	(不適正事案が発生した時に都道府県が当該組合に対し、対応した内容について記入する。)
これからの対応予定	(都道府県が今後予定する対応について記入する。)

○都道府県が林野庁経営課に報告する際、記入する。

注1：第1報は、不適正事案の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告（電話やメール等での報告も可）し、第2報として、速やかに、先に報告した内容に加え、不適正事案の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については、確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：連合会については、「組合」を「連合会」に「森林組合」を「森林組合連合会」に組合員を「会員」に「組合長」を「代表理事長」に置き換えること。

注3：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

Ⅲ－２－１－２ 別紙様式２（自己資本基準等改善状況の報告）

農林水産大臣 殿 都道府県知事 殿 〇〇森林組合（連合会）名 代表理事組合長（代表理事会長） 氏 名 財務改善計画の報告について （和暦）〇〇年〇〇月〇〇日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので、報告します。	番 号 年 月 日
--	----------------------

（別添）

財 務 改 善 計 画 書

〇〇森林組合（連合会）名

１．財務の状況及び改善目標年度

（単位：円）

	金 額	解 消 年 度
自 己 資 本 基 準（財基令第２条）	不足額▲	〇〇年度

注：自己資本基準不足額は、２．⑨（直近年度末の数値）と一致する。

２．改善目標（総括表）

（単位：円）

	〇〇年度末 現在	〇〇年度末		〇〇年度末 （解消）
自己資本の額 ①				
有形固定資産の額（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額 ②				
固定資産取得又は拡充のための借入金（借入期間が１年を超えるものについては、数回にわたって定期に返済する契約のあるものに限る。）の残高で返済期限の到来しないもの ③				
規制対象固定資産の額 $(② - ③) = ④$				
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。） ⑤				
うち森林組合連合会への払込済出資金 ⑥				
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑦				
規制対象外部出資の額 $(⑤ - ⑥ - ⑦) = ⑧$				
自己資本不足額 $(④ + ⑧ - ①) = ⑨$				
比率 $(① / (④ + ⑧) \times 100) = ⑩$				

3. 財務改善計画

(1) 自己資本増強計画

① 取組方針

② 資本調達計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
当年度出資金増加額					
本出資金増加額					
うち後配出資					
回転出資金増加額					
回転出資金減少額 (▲)					
非累積的永久優先出資増加額					
内部留保増加額					
当年度増加額計					
期末自己資本額					

注：期末自己資本額は2. ①と一致する。

(2) 固定資産取得・処分計画

① 取組方針

② 取得・処分計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度 (解消)
固定資産取得額					
取得予定施設内訳					
固定資産処分額					
処分予定施設内訳					
償却費（無形の直接償却を含む。）					
期末固定資産額					

注：期末固定資産額は、2. ②の額と一致する。

(3) 資金調達・償還計画

① 取組方針

② 借入・償還計画

総括表

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注1：森林組合財務処理基準令第2条第2項で規定する借入金を記入する。

注2：期末借入金残高の額は2. ③の額と一致する。

(うち〇〇資金又は〇〇から借入)

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注：資金種類（系統出資金、農林金融公庫資金、その他金融機関等）ごとに作成する。

(4) 外部出資の出資・引揚計画

① 取組方針

② 出資・引揚計画

(単位：年度)

	〇〇年度 現在	〇〇年度		〇〇年度 (解消)
外部出資増加額				
出資策内訳				
外部出資引揚				
出資先内訳				
償却・引当額				
期末外部出資額				
うち森林組合連合会への払込済出資金				
うち農林中央金庫への払込済出資金				
期末規制対象外部出資額				

注1：期末外部出資額は2. ⑤と一致する。

注2：うち森林組合連合会への払込済出資金は2. ⑥と一致する。

注3：うち農林中央金庫への払込済出資金は2. ⑦と一致する。

Ⅳ－１－２－３ 別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）

		番 号 年 月 日
森林組合（連合会）名 代表理事組合長（代表理事会長）名		
農林水産大臣 〔都道府県知事〕		
検査指摘事項に対する改善状況等の報告について		
（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日を基準日として実施した貴組合の検査の結果については、（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第〇項の規定に基づき実施した検査結果を検査書として交付したところである。 検査指摘事項について、その事実認識、発生原因、改善・対応策について、森林組合法第110条第１項の規定に基づき報告を求めるので、（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日までに報告（正本１部、副本〇部）されたい。 なお、この処分について不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣〔都道府県知事〕に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。 また、この処分に対して処分の取消しの訴えを提起するときには、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から６か月以内に国〔都道府県〕を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。 ※〔 〕は都道府県知事が処分を行う場合		

Ⅳ－２－１－１－１ 別紙様式４（組合設立の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

発起人 住 所
代表者氏名

設立認可申請書

森林組合法第78条第1項（法第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、
森林組合（連合会）の設立の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

（添付資料）

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 法第74条及び第108条に規定する発起人会の開催に関する書類
（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- 6 法第75条（法第109条第4項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催
手続に関する書類
（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- 7 法第76条（法第109条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する設立
準備会の開催に関する書類
（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- 8 法第77条（法第109条第4項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催
に関する書類
（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- 9 その他必要な書類
（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

IV-2-1-1-1 別紙様式5（組合の定款変更の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

住 所
組合名
代表理事 氏名

定款変更認可申請書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、森林組合法第61条第2項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類
（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

注1）出資一口の金額の減少に係る定款変更の認可申請の場合は、添付書類の5を6とし、5として以下の書類を追加する。

- 5 法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書面

注2）森林経営事業の実施に係る定款変更の認可申請の場合は、添付書類の5を6とし、5として以下の書類を追加する。

（法第26条に基づく場合）

- 5 法第26条第1項の規定による総組合員の3分の2以上の書面による同意があることを証する書面

（法第26条の2に基づく場合）

- 5 法第26条の2第1項の規定による決議を経たことを証する書面及び同条第2項の規定による公告（又は通知）をしたことを証する書面

（法第101条の2に基づく場合）

- 5 法第101条の2第1項の規定による総会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を経たことを証する書類

Ⅳ－２－１－１－１ 別紙様式 6（組合の定款変更の届出）

		番 号
		年 月 日
農林水産大臣 殿		
[都道府県知事 殿]		
住 所		
組合名		
代表理事	氏名	
定款変更届出書		
（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、森林組合法第61条第4項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行います。		
（添付書類）		
1 理由書		
2 定款変更条文新旧対照表		
3 定款全文（現行のもの）		
4 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）		
5 その他必要な書類		
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）		

Ⅳ－２－１－１－１ 別紙様式 7（組合解散の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔都道府県知事 殿〕

住 所
組合名
代表理事 氏名

解散認可申請書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、森林組合法第83条第2項（森林組合連合会にあっては、法第108条の2第2項）の規定により解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 清算人名簿
- 4 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

住 所
組合名
代表理事 氏名

〇〇規程承認申請書

(和暦) 〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を定める決議を行ったので、森林組合法第〇条第〇項の規定により規程の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 〇〇規程全文
- 3 規程を定める決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注 1) 〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注 2) 森林組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

住 所
組 合 名
代表理事 氏名

〇〇規程変更承認申請書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議を行ったので、森林組合法第〇条第〇項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注 1）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注 2）森林組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

住 所
組合名
代表理事 氏名

〇〇規程廃止承認申請書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を廃止する決議を行ったので、森林組合法第〇条第〇項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程廃止の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注１）〇〇規程には承認を行う規程名を入れる。

注２）森林組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

住 所
組合名
代表理事 氏名

〇〇規程変更届出書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会（総代会）において、〇〇規程を変更する決議を行ったので、森林組合法第〇条第〇項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 〇〇規程変更新旧対照表
- 3 〇〇規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）

注１）〇〇規程には申請を行う規程名を入れる。

注２）森林組合法第〇条第〇項には該当する条項を入れる。

Ⅳ－２－１－３－２ 別紙様式12（新設合併の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

設立委員住 住 所
代表者氏名

新設合併認可申請書

森林組合法第84条第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により
〇〇森林組合（連合会）と〇〇森林組合（連合会）との合併により、新たに〇〇森林組合（連
合会）を設立するので、合併の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 出資組合にあっては、最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第84条第4項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した場合にあっては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第85条（法第109条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 施行規則第99条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－３－２ 別紙様式13（吸収合併の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

合併後存続する組合 住 所
組合名
代表理事 氏名

合併により解散する組合 住 所
組合名
代表理事 氏名

吸収合併認可申請書

森林組合法第84条第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により
〇〇森林組合（連合会）と〇〇森林組合（連合会）との合併の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 出資組合にあっては、最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第84条第4項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 合併経過を記載した書面
- 10 施行規則第99条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－３－２ 別紙様式14（吸収合併の認可（法第84条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に定める合併手続を行う場合）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

合併後存続する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏名

合併により解散する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏名

吸収合併認可申請書

森林組合法第84条第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により
〇〇森林組合（連合会）と〇〇森林組合（連合会）との合併の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併によって消滅する組合が合併を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 合併後存続する組合が合併の方針を決議した理事会の議事録（謄本）
- 4 合併契約書及び覚書（謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- 6 法第84条第4項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 合併によって消滅する組合が総代会で合併を決議した場合は、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 9 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあっては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 合併により消滅する組合の総組合員（準組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員数（準組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 12 合併後存続する組合の総組合員（準組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 13 施行規則第99条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 14 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－５－２ 別紙様式15（吸収分割の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

吸収分割承継組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

吸収分割組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

吸収分割認可申請書

森林組合法第88条の3第2項（森林組合連合会の場合のみは森林組合法第108条の5第2項）の規定により、〇〇森林組合（連合会）と〇〇森林組合（連合会）との吸収分割の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 吸収分割の理由書
- 2 吸収分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 吸収分割契約（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第88条の5第1項又は法第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会において吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 吸収分割の経過を記載した書面
- 10 施行規則第99条の2及び第99条の3に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－５－２ 別紙様式16（吸収分割の認可（法第88条の4第1項又は法第108条の6第1項に定める吸収分割の手続を行う森林組合等を含む場合））

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

吸収分割承継組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

吸収分割組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

吸収分割認可申請書

森林組合法第88条の3第2項（森林組合連合会の場合）は森林組合法第108条の5第2項）の規定により、〇〇森林組合（連合会）と〇〇森林組合（連合会）との吸収分割の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 吸収分割の理由書
- 2 総会（総代会）において吸収分割を決議した森林組合等にあつては、総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 吸収分割の方針を決議した理事会の議事録（謄本）
- 4 吸収分割契約（謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 6 法第88条の5第1項又は法第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 総代会において吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 9 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 10 吸収分割の経過を記載した書面
- 11 吸収分割組合等が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面

- 12 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 13 施行規則第99条の2及び第99条の3に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 14 その他必要な書類（理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－６－２ 別紙様式17（新設分割の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
[都道府県知事 殿]

設立委員 住 所
代表者氏名

新設分割認可申請書

森林組合法第108条の13第2項の規定により、新たに〇〇〇〇〇〇〇森林組合連合会を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合等の住所及び名称

(添付書類)

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割計画（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会において新設分割を決議した森林組合にあっては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 8 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
- 10 新設分割の経過を記載した書面
- 11 施行規則第99条の4に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他必要な書類（総会（総代会）招集の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅳ－２－１－６－２ 別紙様式18（新設分割の認可（法第108条の14第１項に定める新設分割の手続を行う森林組合等を含む場合））

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔都道府県知事 殿〕

設立委員 住 所
代表者氏名

新設分割認可申請書

森林組合法第108条の13第２項の規定により、新たに〇〇〇〇〇〇〇森林組合連合会を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合等の住所及び名称

（添付書類）

- 1 新設分割の理由書
- 2 総会（総代会）において新設分割を決議した森林組合等にあつては、総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 新設分割の方針を決議した理事会の議事録（謄本）
- 4 新設分割計画（謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- 6 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第２項又は第３項及び第67条第２項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 総代会において新設分割を決議した森林組合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の２第１項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 法第108条の15において準用する法第65条の２第２項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- 9 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 10 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
- 11 新設分割の経過を記載した書面
- 12 新設分割によって新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の５分の１（これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 13 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の６分の１以上の正組合員又は正会員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 14 施行規則第99条の４に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 15 その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

Ⅷ－２－１－１ 別紙様式19（監査規程の承認）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
連合会名
代表理事会長 氏名

監査規程承認申請書

森林組合法第102条第1項の規定により、〇〇〇〇連合会の監査規程の承認を申請します。

記

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 監査規程全文

Ⅷ－２－１－１ 別紙様式20（監査規程変更の承認）

		番 号 年 月 日
農林水産大臣 殿		
		住 所 連合会名 代表理事会長 氏名
監査規程変更承認申請書		
監査規程を変更したいので、森林組合法第102条第1項の規定により、〇〇〇〇連合会の監査規程の変更承認を申請します。		
記		
(添付書類)		
1 理由書		
2 監査規程変更新旧対照表		
3 監査規程全文（現行のもの）		
4 規定変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）		

Ⅷ－２－１－１ 別紙様式21（監査規程廃止の承認）

		番 号 年 月 日
農林水産大臣 殿		
		住 所 連合会名 代表理事会長 氏名
監査規程廃止承認申請書		
監査規程を廃止したいので、森林組合法第102条第1項の規定により、〇〇〇〇連合会の監査規程の廃止承認を申請します。		
記		
(添付書類)		
1 理由書		
2 規程廃止の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）		

Ⅱ－６－１ 別紙参考１

都道府県森林組合指導方針の作成要領

- 1 作成主体
都道府県知事
- 2 計画期間
令和３年４月１日から令和１３年３月３１日
- 3 記載事項
次に掲げる事項について記載
 - (１) 都道府県内の森林組合の現状
 - (２) 具体的指導方針
 - ア 業務執行体制の強化の方針
 - イ 事業の再編強化の方針
 - ウ 連合会の事業・組織の見直しの方針
- 4 作成に当たっての留意点
指導方針の作成に当たっては、系統の意見を聴取しながら進めるものとするほか、全ての森林組合が森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表する民間事業者となるよう合併や事業連携等の推進を念頭に置くものとする。
- 5 連絡調整
指導方針を作成する場合には、当該方針を林野庁に提出して技術的助言を求めることができるものとし、指導方針を変更する場合においても同様とする。

Ⅲ－１－２－３－２ 別紙参考２

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

主たる事業	員外利用の限度	員外利用根拠
販売事業	組合員等又は所属員等の利用と同率（100/100）まで可 ※１：ただし、林産物を原材料とする燃料の販売に係るものは組合員利用料の２倍まで可 ※２：国、地方公共団体等の公的機関の利用に当たっては、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において利用が可（環境緑化木の販売等については国、地方公共団体に限られる）	法第９条第８項、第９項、第１０１条第７項、第８項、施行令第１条、第１２条、施行規則第１条第２項、第１０６条第２項
林産事業	組合員等又は所属員等の利用と同率（100/100）まで可 ※１：ただし、森林の施業に係るものは組合員利用量の２倍まで可 ※２：国、地方公共団体等の公的機関の利用に当たっては、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において利用が可	法第９条第８項、第９項、第１０１条第７項、第８項、施行令第１条、第１２条
加工事業	組合員等又は所属員等の利用と同率（100/100）まで可 ※１：国、地方公共団体等の公的機関の利用に当たっては、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において利用が可	法第９条第８項、第９項、第１０１条第７項、第８項、施行令第１条、第１２条
森林整備事業	組合員等又は所属員等の利用と同率（100/100）まで可 ※１：ただし、森林の施業に係るものは組合員利用料の２倍まで可 ※２：国、地方公共団体等の公的機関の利用に当たっては、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において利用が可	法第９条第８項、第９項、第１０１条第７項、第８項、施行令第１条、第１２条
利用事業	組合員等又は所属員等の利用と同率（100/100）まで可 ※１：国、地方公共団体等の公的機関の利用に当たっては、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度」において利用が可	法第９条第８項、第９項、第１０１条第７項、第８項、施行令第１条、第１２条

注１「組合員等」とは、組合員並びに他の組合及びその組合員をいう。

注２「所属員等」とは、所属員並びに他の連合会及びその所属員をいう。

Ⅲ－１－２－３－２ 別紙参考３

決算関係書類様式通知の事業計画書（一部抜粋）

記載例

Ⅶ 事業計画書

（１）運営の基本方針

区 分	説 明
総 括	・ 森林組合の全区域の森林調査を行い、今後５年間の施業集約化の進め方の検討を行う。 ・ このうち、〇〇地区の集約化・合意形成を進め、〇〇年度に森林経営計画の樹立を目指す。 ・ 〇〇年度の公的機関の利用については、国有林、〇〇県、〇〇市から発注される森林整備事業の入札に参加する予定。また、〇〇県造林公社から委託される〇〇地区の間伐を 100ha 実施する予定。 ・ ・ ・
指 導 部 門	
販 売 部 門	
加 工 部 門	
森林整備部門	
共 済 部 門	
林地処分部門	
森林経営部門	
信 託 部 門	

（注）森林経営計画の作成計画や施業集約化の実施計画、森林組合法第９条第９項に係る公的機関の利用の範囲等を総括欄に記載すること。

（２）～（４） （略）

Ⅲ－１－２－３－２ 別紙参考４

決算関係書類様式通知の事業報告書（一部抜粋）

記載例

Ⅵ 附属明細書

第２ 事業報告に関する事項

（１）～（２） （略）

（３）員内・員外の利用状況

（記載上の注意）

- １ 森林組合法第９条第９項に基づく公的機関の利用とは、国、地方公共団体、（国研）森林研究・整備機構、森林整備法人、その他農林水産省令で定める者による利用をいう。
なお、法第９条第２項第４号の事業は、国及び地方公共団体の利用に限る。
- ２ 森林組合法第９条第９項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用とは、組合員所有森林と一体として整備することが必要と認められる森林に係る森林所有者以外の者による利用をいう。
- ３ 公的機関の利用の範囲の欄には、当該利用を行った公的機関のうち、その利用分量の多い主な公的機関の利用の内容を記載すること。

ア 販売事業

利用区分	受 託 販 売		買 取 販 売		計	
	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)
員 内	2,000 m ³	20,000			2,000 m ³	20,000
員 外			500 m ³	5,000	500 m ³	5,000
法第９条第９項 に基づく公的 機関の利用			1,000 m ³	10,000	1,000 m ³	10,000
公的機関の 利用の範囲	〇〇市から発注された〇〇事業を受注					
法第９条第９項 に基づく一体 として整備さ せる組合員以 外の者の利用						
合 計	2,000 m ³	20,000	1,500 m ³	15,000	3,500 m ³	35,000

（注）事業報告に記載している金額等の内訳を記入する。

また、金額計は一致させること。

イ 林産事業

利用区分	受 託 林 産			買 取 林 産			計		
	数 量		金額 (千円)	数 量		金額 (千円)	数 量		金額 (千円)
	面積 (ha)	材積 (m ³)		面積 (ha)	材積 (m ³)		面積 (ha)	材積 (m ³)	
員 内	100	10,000	100,000				100	10,000	100,000
員 外	20	2,000	40,000	30	3,000	30,000	50	5,000	70,000

法第9条第9項に基づく公的機関の利用	100	10,000	80,000				100	10,000	80,000
公的機関の利用の範囲	○○森林管理署から発注された○○事業を受注 ○○市から発注された○○事業を受注								
法第9条第9項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用	30	3,000	30,000				30	3,000	30,000
合 計	250	25,000	250,000	30	3,000	30,000	280	28,000	280,000

ウ 加工事業

利用区分	受 託 加 工		買 取 加 工		計	
	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)
員 内	100 m ³	15,000			100 m ³	15,000
員 外	50 m ³	8,000			50 m ³	8,000
法第9条第9項に基づく公的機関の利用						
公的機関の利用の範囲						
法第9条第9項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用						
合 計	150 m ³	23,000			150 m ³	23,000

エ 森林整備事業

利用区分	数 量	金 額 (千円)
員 内	200ha	40,000
員 外	80ha	16,000
法第9条第9項に基づく公的機関の利用	1,000ha	100,000
公的機関の利用の範囲	○○森林管理署の○○事業を受注 ○○県造林公社の○○事業を受注	
法第9条第9項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用	20ha	4,000
合 計	1,300ha	160,000

オ 利用事業

利用区分	金 額 (千円)
員 内	
員 外	
法第9条第9項に基づく 公的機関の利用	10,000
公的機関の利用の 範囲	〇〇県の松くい虫防除事業を受注
法第9条第9項に基づく 一体として整備させる 組合員以外の者の利用	
合 計	10,000

(4) ～ (6) (略)

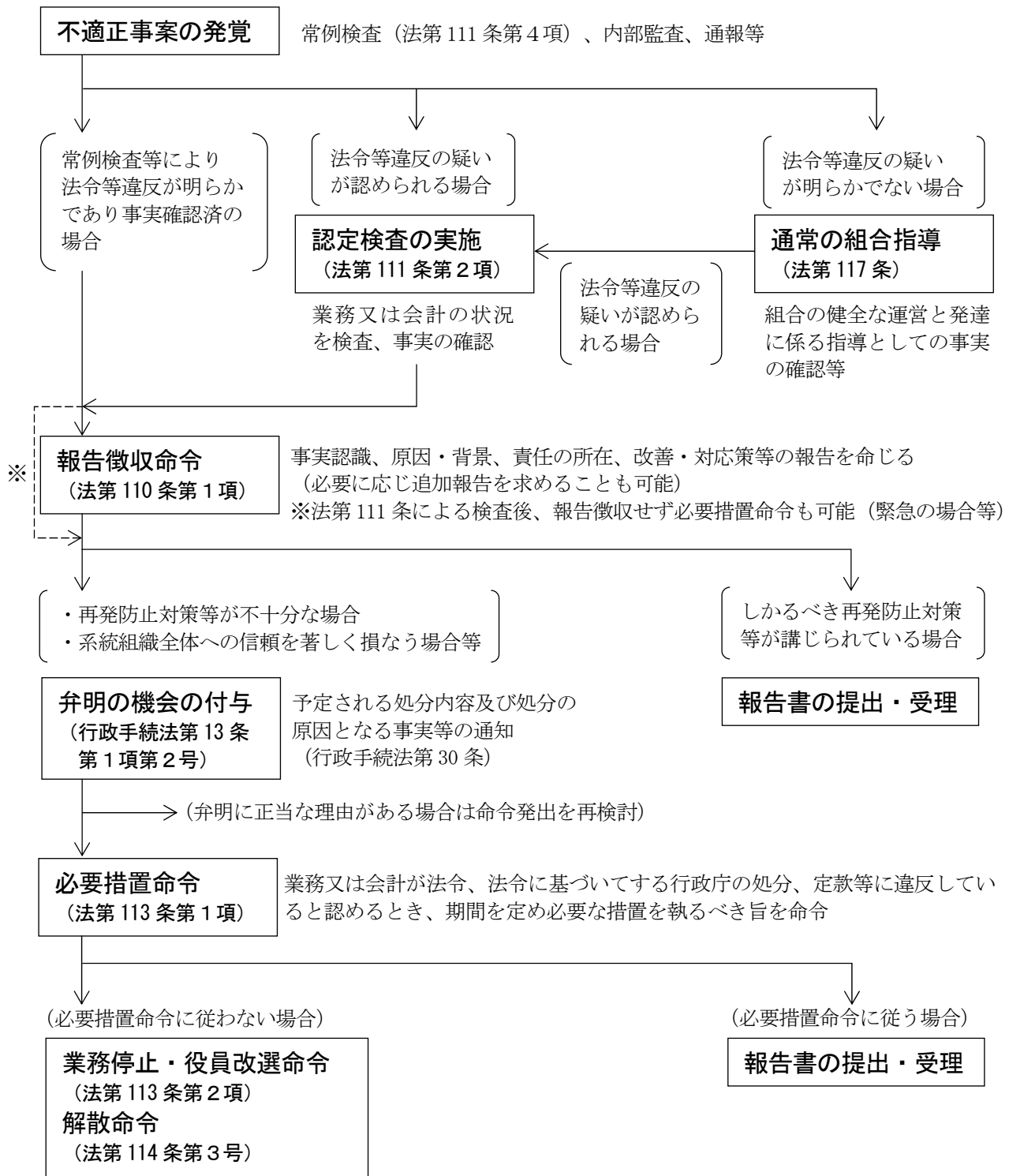
(7) 森林経営計画の作成状況

地 区 名	計画面積 (ha)	計画期間
〇〇地区	150	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
〇〇地区	200	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
・	・	・
・	・	・
・	・	・

(注) 作成した森林経営計画ごとに記入する。また、地区名は、森林経営計画の計画区域の代表的な区名を記入する。計画期間は、計画始期と計画終期の年月日を記入する。

(8) ～ (10) (略)

森林組合法に基づく行政処分の手続の流れ



注）報告徴収命令、必要措置命令に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づき、行政庁に審査請求が可能。